

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年2月28日
【発行者名】	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・ エルエルシー (Pacific Investment Management Company LLC)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター ピーター・G・ストレロウ (Peter G. Strelow, Managing Director)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国、92660 カリフォルニア、 ニューポート・ビーチ、 ニューポート・センター・ドライブ650番 (650 Newport Center Drive, Newport Beach, CA 92660, USA)
【代理人の氏名又は名称】	弁 護 士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁 護 士 三 浦 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【届出の対象とした募集（売出） 外国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	ピムコ・パーミューダ・トラスト - ピムコ・リアル・リターン・ファンド (PIMCO Bermuda Trust - PIMCO Real Return Fund)
【届出の対象とした募集（売出） 外国投資信託受益証券の金額】	30億アメリカ合衆国ドル（約3,287億円）を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドルの円貨換算は、2019年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1アメリカ 合衆国ドル＝109.56円）による。	
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、令和元年10月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」の「1 ファンドの性格」および「5 運用状況」、「第3 ファンドの経理状況」、ならびに「第三部 特別情報、第1 管理会社の概況」の「1 管理会社の概況」、「2 事業の内容及び営業の概況」および「5 その他」を新たな情報により訂正および追加するため、また、ファンドの設立地における目論見書が更新されること等に伴い、「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「1 ファンドの性格」「2 投資方針」、「3 投資リスク」および「4 手数料等及び税金」、「第2 管理及び運営」の「1 申込（販売）手続等」に記載の一定の事項を直近の情報により更新および訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

下線または傍線の部分は訂正部分を示します。

．【訂正の内容】

（１）半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容^{*}と同一内容に更新または追加される。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 () 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	資本金の額の更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他	(4) 訴訟事件 その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	訴訟に関する記述のみ更新

^{*} 半期報告書の記載内容は、以下のとおりである。（ただし、「5 管理会社の経理の概況」の記載内容は省略する。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ピムコ・バーミューダ・トラスト - ピムコ・リアル・リターン・ファンド（以下「ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）投 資 状 況

（2019年11月末日現在）

資 産 の 種 類	国 名	時 価 合 計 (千米ドル)	投 資 比 率 (%)
アセット・バック証券	オランダ	816	2.14
	ケイマン諸島	450	1.18
	アイルランド	220	0.58
	米国	87	0.23
社債	デンマーク	910	2.39
	ドイツ	358	0.94
	米国	333	0.87
	ブラジル	249	0.65
	オランダ	203	0.53
	イギリス	201	0.53
	フランス	157	0.41
モーゲージ・バック証券	米国	1,602	4.21
	イギリス	1,041	2.73
ソブリン債	フランス	434	1.14
	オーストラリア	354	0.93
	ニュージーランド	349	0.92
	カナダ	150	0.39
	ペルー	132	0.35
	スペイン	111	0.29
	アルゼンチン	33	0.09
	メキシコ	16	0.04
短期金融商品	日本	77	0.20
	米国	58	0.15
	カナダ	38	0.10
	オーストラリア	16	0.04
	イギリス	7	0.02
	フランス	1	0.00
	アルゼンチン	0	0.00
	シンガポール	0	0.00
米国政府機関債	米国	6,108	16.03
米国財務省証券	米国	39,152	102.77
購入オプション	米国	15	0.04
売却オプション	米国	- 20	- 0.05

小 計	53,658	140.85
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	- 15,561	- 40.85
合 計（純資産総額）	38,097 （約4,174百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という）の円貨換算は便宜上、2019年12月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売相場（１米ドル＝109.56円）による。以下同じ。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

（２）運用実績

純資産の推移

2019年12月末日および同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純 資 産 総 額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2019年１月末日	36,986,934	4,052,288	17.15	1,879
２月末日	36,942,648	4,047,437	17.16	1,880
３月末日	37,468,317	4,105,029	17.45	1,912
４月末日	37,616,815	4,121,298	17.52	1,919
５月末日	38,100,583	4,174,300	17.79	1,949
６月末日	38,155,792	4,180,349	17.93	1,964
７月末日	38,235,355	4,189,065	17.97	1,969
８月末日	39,071,719	4,280,698	18.32	2,007
９月末日	38,044,400	4,168,144	18.08	1,981
10月末日	38,053,819	4,169,176	18.15	1,989
11月末日	38,104,645	4,174,745	18.17	1,991
12月末日	37,667,547	4,126,856	18.28	2,003

（注）上記の純資産の推移において、各月末の純資産総額は各日の米国東部標準時午後７時時点で算出された数値であり、各日における取引すべてを反映した財務諸表の数値と異なる場合がある。

分配の推移

該当なし。

収益率の推移

2019年12月末日前１年間における収益率は次のとおりである。

収益率（％）
8.42

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2019年12月末日現在における１口当たり純資産価格（該当期間の分配金（税引前）の合計金額を加えた額）

b = 2018年12月末日現在における１口当たり純資産価格（分配前の額）

(参考情報)

※金額及び比率を表示する場合には、四捨五入して記入しております。従って、合計の数値が一致しない場合があります。

純資産の推移

(2003年5月30日(運用開始日)～2019年12月末日)

1口当たり純資産価格	18.28 米ドル
純資産総額	37.7 百万米ドル
(2019年12月末日現在)	



主要な資産の状況(2019年12月末日現在)

●一般的特性

平均デュレーション	7.9年
平均格付*	AA+

*平均格付とは、基準日時点でファンドに組入れられた有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付ではありません。

●通貨別比率

通貨	比率(%)
米ドル	99
ユーロ	0
その他	1

●セクター別投資比率

種類	比率(%)
インフレ連動国債	104
国債・政府機関債	-34
モーゲージ債	19
社債	0
米国以外の公社債	-9
エマージング債	2
その他	0
キャッシュ等*	18

*キャッシュ等には、PIMCOがキャッシュとみなす債券(高格付けの短期債)等が含まれています。

●格付別投資比率

格付	比率(%)
短期	
A1/P1	0
A2/P2 以下	0
長期	
AAA	85
AA	2
A	1
BBB	9
BB	2
B	1
B 格未満	0

●投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	発行地	種類	償還日	投資比率(%)
1	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2026/1/15	12.6
2	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2025/1/15	11.5
3	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2021/4/15	11.4
4	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2044/2/15	10.5
5	FNMA TBA 4.0% MAR 30YR	米国	米国政府機関債	2050/3/12	7.4
6	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2028/1/15	7.1
7	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2022/4/15	6.7
8	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2029/1/15	5.9
9	FNMA TBA 3.5% MAR 30YR	米国	米国政府機関債	2050/3/12	4.9
10	U S TREASURY INFLATE PROT BD	米国	米国財務省債券	2027/1/15	3.4

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

分配の推移

該当ありません。

収益率の推移



(注1)ベンチマークはブルームバーグ・バークレイズ・グローバル物価連動債：米国TIPSインデックス(シリーズL)

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金(税引前)の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

運用実績の記載に係る注意事項

ファンドの運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2019年12月末日前1年間における販売及び買戻しの実績ならびに2019年12月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販 売 口 数	買 戻 口 数	発 行 済 口 数
27,150	132,479	2,061,121
(27,150)	(132,479)	(2,061,121)

（注）（ ）内の数字は、日本国内における販売・買戻および発行済の口数を示す。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ピムコ・リアル・リターン・ファンドの日本語の中間財務書類は、アメリカ合衆国（ファンドの設定国：バーミューダ諸島）における諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 原文の財務書類は、ピムコ・バーミューダ・トラストの全てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されている。本書において日本語の作成にあたっては、関係するシリーズ・トラストであるピムコ・リアル・リターン・ファンド（以下「ファンド」という。）に関連する部分のみを記載し、「財務書類に対する注記」については、全文を翻訳している。
- c . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- d . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2019年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.56円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

（１）資産及び負債の状況

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

資 産 ・ 負 債 計 算 書

2019年11月30日現在

（未監査）

（単位：千米ドル、１口当たり金額を除く）

	（千米ドル）	（百万円）
資 産：		
投資有価証券、時価		
投資有価証券*	53,663	5,879
関係会社に対する投資有価証券	0	0
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または		
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	20	2
店頭取引金融デリバティブ商品	53	6
現金	0	0
相手方への預託金	378	41
外国通貨、時価	40	4
未収投資有価証券売却金	50	5
関係会社に対する投資有価証券売却未収金	0	0
TBA投資有価証券売却未収金	9,641	1,056
未収ファンド受益証券売却金	0	0
未収利息および／または未収分配金	156	17
その他の資産	1	0
	<u>64,002</u>	<u>7,012</u>
負 債：		
借入れおよびその他の資金調達取引		
逆レボ契約にかかる未払金	10,594	1,161
売却／買戻し取引にかかる未払金	269	29
空売りにかかる未払金	101	11
金融デリバティブ商品		
上場金融デリバティブ商品または		
集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	34	4
店頭取引金融デリバティブ商品	32	4
未払投資有価証券購入金	18	2
TBA投資有価証券購入未払金	14,781	1,619
未払利息	0	0
未履行ローン契約にかかる未払金	0	0
相手方からの預託金	0	0
未払ファンド受益証券買戻金	0	0
未払分配金	0	0
未払管理報酬	0	0
未払投資顧問報酬	14	2
未払管理事務代行報酬	8	1
未払代行協会員報酬	1	0
未払販売報酬	7	1
未払税金	46	5
その他の負債	0	0
	<u>25,905</u>	<u>2,838</u>
純 資 産	<u>38,097</u>	<u>4,174</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

投資有価証券の取得原価	52,515	5,754
関係会社に対する投資有価証券の取得原価	0	0
外国通貨の取得原価	40	4
空売りによる手取金	101	11
金融デリバティブ商品の取得原価または プレミアム、純額	(39)	(4)
 * レボ契約を含む：	 0	 0
 純 資 産：	 38,097	 4,174
 発 行 済 受 益 証 券 口 数：	 2,097 千口	
発行済受益証券1口当たり純資産価格および 買戻価格：		
（機能通貨による）	18.17 米ドル	1,991 円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

運用計算書

2019年11月30日終了期間

（未監査）

（単位：千米ドル）

	（千米ドル）	（百万円）
投資収益：		
利息	619	68
その他の収益	0	0
収益合計	619	68
費用：		
投資顧問報酬	86	9
管理事務代行報酬	48	5
販売報酬	44	5
代行協会員報酬	4	0
支払利息	137	15
その他の費用	0	0
費用合計	319	35
純投資利益	300	33
実現純利益（損失）：		
投資有価証券（外国税控除後）*	463	51
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	(557)	(61)
店頭取引金融デリバティブ商品	141	15
外国通貨	(33)	(4)
実現純利益（損失）	14	2
未実現利益（損失）純変動額：		
投資有価証券	311	34
関係会社に対する投資有価証券	0	0
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる金融デリバティブ商品	201	22
店頭取引金融デリバティブ商品	(30)	(3)
外国通貨建て資産および負債	6	1
未実現利益（損失）純変動額	488	53
純利益（損失）	502	55
運用の結果による純資産の純増加（減少）額	802	88
* 外国源泉徴収税	0	0

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

純資産変動計算書

2019年11月30日終了期間

（未監査）

（単位：千米ドル）

	（千米ドル）	（百万円）
以下による純資産の増加（減少）：		
運用：		
純投資利益	300	33
実現純利益（損失）	14	2
未実現利益（損失）純変動額	488	53
運用の結果による純増加（減少）額	802	88
受益者への分配金：		
分配金	0	0
分配金合計	0	0
ファンド受益証券取引：		
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額 [*]	(803)	(88)
純資産の増加（減少）額合計	(1)	(0)
純資産：		
期首残高	38,098	4,174
期末残高	38,097	4,174

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

^{*} 財務書類に対する注記の注12を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2019年11月30日終了期間

（未監査）

（単位：千米ドル）

（千米ドル）

（百万円）

営業活動からのキャッシュ・フロー：

運用の結果による純資産の純増加（減少）額	802	88
----------------------	-----	----

運用の結果による純資産の純増加

（減少）額を営業活動から得た

キャッシュ純額に一致させる調整：

長期有価証券の購入	(65,467)	(7,173)
長期有価証券の売却による手取金	71,973	7,885
空売りにかかる支払	(9,874)	(1,082)
空売りによる手取金	9,262	1,015
短期投資有価証券の売却、純額	435	48
上場金融デリバティブ商品または集中清算の 対象となる金融デリバティブ商品の購入、純額	(584)	(64)
店頭取引金融デリバティブ商品の売却、純額	136	15
相手方への預託金の（増加）減少	42	5
未収投資有価証券売却金の減少	217	24
TBA投資有価証券売却未収金の（増加）減少	(3,187)	(349)
未収利息および／または未収分配金の（増加）減少	53	6
その他の資産の（増加）	(1)	(0)
未払投資有価証券購入金の（減少）	(607)	(67)
繰延受渡による投資有価証券購入未払金の（減少）	0	0
TBA投資有価証券購入未払金の増加（減少）	3,330	365
相手方からの預託金の（減少）	0	0
未払利息の増加（減少）	(19)	(2)
未払管理報酬の増加	0	0
未払代行協会の増加	0	0
未払管理事務代行報酬の（減少）	0	0
未払販売報酬の増加（減少）	(1)	(0)
その他の負債の（減少）	0	0
投資有価証券にかかる実現純（利益）	(463)	(51)
上場金融デリバティブ商品または集中清算の 対象となる金融デリバティブ商品にかかる 実現純損失	557	61
店頭取引金融デリバティブ商品にかかる実現純（利益）	(141)	(15)
投資有価証券にかかる未実現（利益）の純変動	(311)	(34)
上場金融デリバティブ商品または集中清算の 対象となる金融デリバティブ商品にかかる 未実現（利益）の純変動	(201)	(22)
店頭取引金融デリバティブ商品にかかる 未実現損失の純変動	30	3
保証金（利益）損失	(9)	(1)
投資有価証券にかかる純減価（増価）	(328)	(36)
営業活動から得た（に使用された）キャッシュ純額	5,644	618

財務活動からのキャッシュ・フロー：

受益証券売却による手取金	153	17
--------------	-----	----

受益証券買戻しにかかる支払	(956)	(105)
逆レポ契約による手取金	297,955	32,644
逆レポ契約にかかる支払	(295,097)	(32,331)
売却／買戻し取引による手取金	65,860	7,216
売却／買戻し取引にかかる支払	<u>(73,580)</u>	<u>(8,061)</u>
財務活動から得た（に使用された）キャッシュ純額	<u>(5,665)</u>	<u>(621)</u>
現金および外国通貨の純（減少）額：	<u>(21)</u>	<u>(2)</u>
現金および外国通貨：		
期首現在	<u>61</u>	<u>7</u>
期末現在	<u>40</u>	<u>4</u>
キャッシュ・フロー情報についての補足開示：		
当期支払利息	<u>156</u>	<u>17</u>

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

資産合計に関連する未決済平均借入額合計に基づき、ファンドが当期中に重要な借入額を有していた場合、またはファンドのほぼすべての投資有価証券が公正価値の階層のレベル1または2に分類されなかった場合に、キャッシュ・フロー計算書が作成される。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

経理のハイライト

2019年11月30日終了期間

（未監査）

	（米ドル）	（円）
1 口当たり特別情報：		
期首純資産価格	17.79	1,949
純投資利益 (a)	0.14	15
実現 / 未実現純利益（損失）	0.24	26
投資運用からの増加（減少）合計	0.38	42
期末 1 口当たり純資産価格	18.17	1,991
トータル・リターン（機能通貨による） (b)	2.14 %	
期末純資産総額（千米ドル）	38,097 千米ドル	4,174 百万円
費用の対平均純資産比率 [*]	1.67 %	
費用の支払利息控除後対平均純資産比率 [*]	0.95 %	
純投資利益の対平均純資産比率 [*]	1.57 %	

* 年率換算済み（設立費用（もしあれば）を除く。）。

（ a ） 1 口当たり金額は、当期中の平均発行済受益証券口数に基づいている。

（ b ） トータル・リターンは（もしあれば）、ファンドによって支払われた分配金の再投資額およびファンドの 1 口当たり純資産価格の変動額の合計である。

添付の注記を参照のこと。

財務書類に対する注記

2019年11月30日現在

1. 機構

本報告書に記載される各ファンド（以下、個別的に「ファンド」、また、総称して「ファンズ」という。）は、該当するファンドの各クラス受益証券（「クラス」）を含み、バーミューダの法律に基づき、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドにより締結された2001年8月8日付信託証書（随時改訂され、「信託証書」という。）により設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストである、ピムコ・バーミューダ・トラスト（「トラスト」）の一シリーズである。2006年11月28日の営業時間終了時点（米国東部標準時）付で、ウィンチェスター・グローバル・トラスト・カンパニー・リミテッドは、トラストの受託会社を退任し、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドが、ファンズの受益証券の保有者（「受益者」）にとってのトラストの受託会社としての役割を果たしていた。2017年9月29日の営業終了時点（米国東部標準時）付で、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、トラストの受託会社を退任し、メイプルズ・トラスティ・サービシーズ（バミューダ）リミテッドがトラストの新受託会社として任命された。本報告書で使用されているように、「受託会社」とはトラストの受託会社として行為した人を指す。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（「PIMCO」、「管理会社」または「投資顧問会社」）は、トラストのスポンサーであり、トラストの組成に責任を負った。

トラストは、投資信託法2006年規則に提示されているように規則および監督の対象ならびに標準ファンズに関係する特定の規則の対象である。

信託証書の条項は、管理会社の同意により受託会社に対して、本財務書類日現在運用中のファンズに加えて、将来さらに複数のファンドを設立する権利を付与する。

本報告書に表示されるファンズは、下記の通りである。

ファンド	募集
ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（JITF） ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ） ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド ピムコ・リアル・リターン・ファンド	日本の販売会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。
ピムコ ショート・ターム ストラテジー [*]	日本の販売会社および／または販売取扱会社を通じて公募により日本の公衆に対して募集され、また、管理会社がその裁量により定めるその他の投資者に対して募集することができる。
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	他のファンズに対し限定してその原投資対象としての役割を果たすために募集される。

* ピムコ ショート・ターム ストラテジーのJ（日本円）クラスおよびJ（米ドル）クラスは、日本の投資信託協会の規則、またはその他の管轄下に定義された「ファンド・オブ・ファンズ」の構造をもつファンズに限定して募集される。ピムコ ショート・ターム ストラテジーのC（米ドル）クラスは、他のファンズの投資対象としての役割を果たすために募集される。

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド、ピムコ・リアル・リターン・ファンドならびにピムコ ショート・ターム ストラテジーの豪ドルクラス（ヘッジあり）、円クラス（ヘッジあり）および米ドルクラスの受益証券は、日本の金融商品取引法に基づき登録されている。残りの各ファンズならびにピムコ ショート・ターム ストラテジーのC（米ドル）、J（日本円）クラスおよびJ（米ドル）クラスの受益証券は、日本の金融商品取引法に基づいて登録されておらず、登録される予定も現在ない。したがって、これらファンズの当該受益証券は、適切な日本の法律および規則に従う場合を除き、日本または日本のあらゆる居住者に対して直接的または間接的に募集することはできない。

2. 重要な会計方針

トラストがアメリカ合衆国における一般に認められた会計原則（「US GAAP」）に従って本財務書類を作成するに当たり継続的に従っている重要な会計方針の概要は以下のとおりである。US GAAPの報告要件に基づき、各ファンドは投資会社として扱われる。US GAAPに従った本財務書類の作成は、本書で報告された資産および負債の金額、本財務書類日における偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間中に報告された運用の結果による純資産の増減額に影響を及ぼす見積りや仮定を行なうことを経営陣に要求する。実際額はこれらの見積りと異なる場合もある。

（a）投資先ファンド

受託会社および管理会社は、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（JITF）、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）およびピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（以下、それぞれ、その他の投資信託に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」、または「取得ファンド」という。）の資産のすべてあるいは一部を、ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下、「投資先ファンド」、または「被取得ファンド」という。）の各貸方に充当できる。そのように充当されたいかなる資産も、それらが直接的に受領したかのように、当該被取得ファンドに保有される。資産がこのように充当された場合、被取得ファンドは、当該受益証券の1口当たりの発行価格で受益証券を関連する取得ファンドに対して発行したことを記録し、買戻す時は当該受益証券の1口当たりの買戻価格で当該受益証券を買戻す。

経理のハイライトに表示されている比率には、被取得ファンドの費用は含まれていない。ファンドの報酬に関する詳細については、注記9の「報酬および手数料」を参照のこと。

(b) 証券取引および投資収益

証券取引は、財務報告目的のために、取引日現在において計上される。発行時取引または繰延受渡ベースで売買された証券は、取引日後の当該証券の標準決済期間を超えて決済されることがある。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの一定の分配金がファンドが配当落ち日を知らされた直後に計上される場合を除き、配当収入は配当落ち日に計上される。ディスカウントの増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、実効日より発生主義で計上される先スタート条件付の実効日を有する証券を除き、決済日より発生主義で計上される。転換証券について、転換に起因するプレミアムは償却されない。一定の外国証券にかかる見積り税金負債は発生主義で計上され、必要に応じて運用計算書において受取利息の構成要素または投資有価証券にかかる未実現（損）益純変動額に反映される。かかる証券の売却から生じた実現税金負債は、運用計算書において、投資有価証券にかかる実現純（損）益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券にかかる保証金損益（もしあれば）は、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。債務担保証券は、未収利息不計上の状態で保留され、一貫して適用される手続きに基づき、すべてのまたは一部の利息の回収が不確実な場合において、現在の発生額の計上を中止し、かつ未収利息を損金処理することによって関連受取利息を減額することがある。担保債務証券は、発行体が利息支払を再開した場合、または利息回収可能性が高い場合において、未収利息不計上の状態が取り消される。

(c) 現金および外国通貨

各ファンドの財務書類は、当該ファンドが運用されている主要な経済環境の通貨（「機能通貨」）を使用して表示されている。

外国証券、外国通貨ならびにその他の資産および負債の時価は、毎営業日現在の為替レートにより各ファンドの機能通貨に換算される。外国通貨建ての証券の売買ならびに収益および費用の項目（もしあれば）は、取引日付の実勢為替レートで、各ファンドのそれぞれの機能通貨に換算される。ファンズは、保有証券にかかる市場価格の値動きからの為替レートの変動による影響を個別に報告しない。こうした変動は、運用計算書の投資有価証券にかかる実現純利益（損失）ならびに未実現利益（損失）純変動額に含まれる。ファンズは、外国通貨建て証券に投資することができ、スポット（現金）ベースでの当時の外国為替市場の実勢レートか、または為替予約契約を通じてかのいずれかにより、外国通貨取引を締結することができる。スポットでの外国通貨の売却から生じた実現外国通貨利益または損失、証券取引にかかる取引日と決済日との間に実現した外国通貨利益または損失、ならびに配当、利息および外国源泉税と実際に受領したかまたは支払った金額に相当する機能通貨との間の差額は、運用計算書の外国通貨取引にかかる実現純利益または損失に含まれる。報告期間末時点の保有投資有価証券以外の外国通貨建て資産および負債にかかる外国為替レートの変動から生じた未実現外国通貨純利益および純損失は、運用計算書の外国通貨資産および負債にかかる未実現利益（損失）純変動額に含まれる。

一定のファンズ（またはそのクラス（該当する場合））の純資産価額（「純資産価額」）およびトータル・リターンは、各ファンドの英文目論見書（「英文目論見書」）において詳述されるとおり、その純資産価額が報告される通貨（「純資産価額通貨」）で表示されている。純資産価額および純資産価額通貨におけるトータル・リターンの表示目的上、当初純資産価額および最終純資産価額は、それぞれ期首および期末現在の為替レートを用いて換算され、分配金は分配時における為替レートを用いて換算される。それぞれのファンドの純資産価額通貨および機能通貨については、下記の表を参照のこと。

ファンド/クラス	純資産価額 通貨	機能通貨
----------	-------------	------

ピムコ・パーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ ファンド ピムコ・パーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ ファンド ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (JITF)	日本円	米ドル
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(M) ・ 米ドル	米ドル	米ドル
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ) ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド ・ J(ブラジル・リアル) ・ J(インドネシア・ルピア) ・ J(インド・ルピー) ・ J(メキシコ・ペソ) ・ J(トルコ・リラ) ・ J(南アフリカ・ランド)	日本円	米ドル
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	ユーロ	ユーロ
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	米ドル	米ドル
ピムコ ショート・ターム ストラテジー ・ 豪ドルクラス(ヘッジあり) ・ C(米ドル) ・ J(日本円) ・ J(米ドル) ・ 円クラス(ヘッジあり) ・ 米ドルクラス	豪ドル 米ドル 日本円 日本円 日本円 米ドル	米ドル 米ドル 米ドル 米ドル 米ドル 米ドル

(d) 複数クラスによる運営

トラストにより募集されるファンドの各クラスは、通貨ヘッジ運営に関連するクラス特定の資産および損益を除いて、ファンドの資産に関して、同じファンドの他のクラスと等しい権利を有する。収益、非クラス特定費用、非クラス特定実現損益ならびに未実現キャピタル・ゲインおよびロスは、それぞれのファンドの各クラスの関連する純資産に基づき、受益証券の各クラスに割当てられる。現在、クラス特定費用は、必要に応じ、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務報酬および販売報酬を含む。

(e) 分配方針

下記の表は、各ファンドごとに予想される分配の頻度を示したものである。各ファンドからの分配は、管理会社の承認でのみ受益者に宣言および分配することができるが、その承認は管理会社の裁量で撤回することができる。

毎日宣言および毎月支払
ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド
毎月宣言および支払
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（JITF）
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
・ J（日本円）
・ J（米ドル）
四半期毎の宣言および支払
ピムコ・パーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド
ピムコ・パーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド
毎年宣言および支払
ピムコ・リアル・リターン・ファンド
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
・ 豪ドルクラス（ヘッジあり）
・ C（米ドル）
・ 円クラス（ヘッジあり）
・ 米ドルクラス
以下のファンド（またはそのクラス、該当する場合）について、管理会社は分配の宣言を行うことを予定していない。しかしながら、その裁量により、いつでも受益者に対して分配の宣言および支払いを行うことができる。
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

かかる分配金は、もしあれば、通常当該ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の投資純利益から支払われる。さらに管理会社は、分配可能な純実現キャピタル・ゲインからの支払を承認できる。追加の分配金は、管理会社が適切と判断した場合に宣言することができる。あらゆるファンド（またはそのクラス（該当する場合））に関して支払われた分配金は、当該ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の受益証券の純資産価額の減少をもたらす。受益者の裁量により、ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の現金分配はファンド（またはそのクラス（該当する場合））に追加された受益証券に再投資するか、または現金で受益者に支払うことができる。現金による支払いは、ファンドの純資産価額通貨で支払われる。ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の分配金として合理的な水準を維持するために必要と考えられる場合、各ファンド（またはそのクラス（該当する場合））は、追加的な分配を宣言することができる。目論見書により要求されるファンド（またはそのクラス（該当する場合））の分配金を支払うために十分な純利益および純実現キャピタル・ゲインが存在しない場合、管理会社は、かかるファンド（またはそのクラス（該当する場合））の元本部分から分配金を支払うことができる。支払期日から6年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、当該ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の利益として計上される。

（f）新会計基準公表

2018年8月、財務会計基準審議会（「FASB」）は、公正価値測定の開示要件を修正する会計基準編纂書（「ASC」）第820号の修正版となる、会計基準アップデート（「ASU」）第2018-13号を公表した。当該ASUは、2019年12月15日以降に開始する会計年度および当該会計年度中の中間期間より適用される。当該ASUの実施により、一定の開示要件が排除または修正される。現時点で、経営陣は当該ASUを早期適用することを選択しており、その変更は財務書類に組み込まれている。

3．投資有価証券の評価および公正価値測定

（a）投資評価方針

ファンドの受益証券の価格は、ファンドの純資産価額に基づく。ファンドまたはその各クラス（該当する場合）の純資産価額は、組入投資有価証券およびファンドまたはクラスに帰属するその他の資産から一切の負債を控除した合計評価額を当該ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数合計で除することにより決定される。各ファンドの取引日において、ファンドの受益証券は通常、（トラストの現行の英文目論見書に記載されるとおり）ニューヨーク証券取引所の通常取引終了時点（「NYSE終了時点」）で評価される。特定の日に純資産価額の計算後にファンズまたはその代理人が知るところとなった情報は、通常は当該日までに決定されていた証券の価格または純資産価額の遡及的な調整には使用されない。各ファンドは、ファンドが早期に終了した場合、純資産価額の算定のタイミングを変更する権利を有する。

純資産価額算定の目的上、市場相場が容易に入手できる組入証券およびその他の資産は、市場価格で評価される。市場価格は通常、公式終値または最後に報告された売値、あるいは売りが報告されない場合は、評価の確立したマーケット・メーカーから入手した見積り、もしくはファンズの承認された価格設定サービス、相場報告システムおよびその他の第三者のソース（以下、まとめて「価格設定サービス」という。）により提供される価格（評価価額を含む。）に基づき決定される。ファンズは通常、国内の持分証券についてはNYSE終了時点直後に受領した価格設定データを用い、NYSE終了時点後に行われる取引、清算または決済については通常は考慮しない。市場価格での価格設定が用いられた場合、外国取引所もしくは一または複数の取引所で取引されている（非米国の）外国持分証券は、通常、主要な取引所であると管理会社がみなす取引所からの価格設定情報を用いて評価される。（非米国の）外国持分証券は、外国取引所の終了時点、またはNYSE終了時点が当該外国取引所の終了前となる場合はNYSE終了時点において評価される。国内および（非米国の）外国確定利付き証券、取引所で売買されていないデリバティブおよび個別株オプションは、通常、ブローカー・ディーラーから入手した見積りまたは当該証券の主要な市場の過去の終値を反映したデータを用いた価格設定サービスに基づき評価される。価格設定サービスから入手した価格は、とりわけ、マーケット・メーカーにより提供される情報または類似の特徴を有する投資有価証券または証券に関連する利回りデータから入手した市場価格の見積りに基づく。繰延受渡基準で購入した特定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。個別株オプション、先物および先物にかかるオプションを除く上場オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。スワップ契約は、ブローカー・ディーラーから入手した買呼値もしくは価格設定サービスまたはその他の価格設定ソースにより提供される市場ベースの価格に基づき評価される。上場投資信託（「ETF」）を除き、ファンドのオープン・エンド型の投資運用会社への投資は、当該投資有価証券の純資産価額で評価される。オープン・エンド型の投資運用会社には、関連ファンズが含まれることがある。

（非米国の）外国持分証券の評価額が、当該証券の主要な取引所または主要な市場が終了した後、NYSE終了時点の前に著しく変動した場合、当該証券は管理会社により確立され承認された手続きに基づき、公正価値で評価される。NYSEの営業日に取引を行っていない（非米国の）外国持分証券もまた、公正価値で評価される。（非米国の）外国持分証券に関連して、ファンドは価格設定サービスおよびその他の第三者ベンダーにより提供される情報に基づき投資有価証券の公正価値を決定することができるが、これは、その他の証券、指数または資産を参照して公正価値評価または調整を推奨するものである。公正価値評価が要求されるかどうか考慮する際、ならびに公正価値決定の際に、ファンドは、とりわけ、関連市場の終了

後およびNYSE終了時点前に生じた重大な事象（米国証券または証券指数の評価額の変動を含めることが検討される可能性がある。）について検討することがある。ファンドは、（非米国の）外国証券の公正価値を決定するために、第三者ベンダーにより提供されるモデリングツールを用いることができる。これらの目的において、適用ある外国市場の終了時点とNYSE終了時点との間の適用ある参照インデックスまたは商品のいかなる変動（「ゼロ・トリガー」）も重要な事象とみなされ、（事実上、日々の公正価値評価につながる）価格設定モデルの採用を促す。外国取引所は、トラストが営業を行っていない日に（非米国の）外国持分証券の取引を許可することがあるが、それにより、受益者が受益証券の売買を行えなかった場合にファンドの組入投資有価証券が影響を受けることがある。

信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在するシニア（担保付き）変動金利ローンは、価格設定サービスにより提供される当該ローンの市場での直近の入手可能な買呼値／売呼値で評価される。信頼できる範囲において、活発な流通市場が存在しないシニア（担保付き）変動金利ローンは、市場価格に近似する公正価値で評価される。シニア（担保付き）変動金利ローンを公正価値で評価する際に、以下を含むが、それらに限定されない検討されるべき要因がある。（a）借主および参加仲介業者の信用力、（b）ローンの条件、（c）類似のローンの市場における直近の価格（該当する場合）、および（d）類似の質、利率、次の利息更新までの期間および満期を有する金融商品の市場における直近の価格。

ファンドの機能通貨以外の通貨で評価される投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、当該投資有価証券の評価額、および、次にファンドの受益証券の純資産価額が、機能通貨に関連して通貨の価額の変動により影響を受けることがある。外国市場で取引されるまたは機能通貨建て以外の通貨建ての投資有価証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に著しく影響を受けることがある。その結果、ファンドが（非米国の）外国投資有価証券を保有する範囲において、受益証券の購入、買戻しまたは交換ができない場合に、当該投資有価証券の評価額が時に変動し、ファンドにおける次の純資産価額の算定時に当該投資有価証券の評価額が反映されることがある。

市場相場または市場ベースの評価が容易に入手できない投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により誠実に決定された公正価値で評価される。市場相場が容易に入手できない状況において、管理会社は証券およびその他の資産を評価する方法を採用し、当該公正価値評価法を適用する責任をPIMCOに委譲した。市場相場または市場ベースの評価が容易に入手できず、証券または資産が管理会社により承認された評価方法に従って評価できない場合、当該証券または資産の評価額は評価委員会により誠実に決定される。関係する市場の取引が終了した後、NYSE終了時点の前に、ファンドの証券または資産に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合を含む、現在のまたは信頼できる市場ベースのデータ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値情報、実勢相場（「ブローカー価格」）または価格設定サービスの価格）がない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。さらに、特別事情のために証券が取引される取引所または市場が終日営業せず、他の市場価格が入手できない場合、市場相場は容易に入手できないと考えられる。管理会社は、ファンドの証券または資産の評価額に重大な影響を及ぼす可能性のある重要な出来事を監視する責任、および該当する証券または資産が、かかる重要な出来事を踏まえて再評価されるべきかを決定する責任を有する。

純資産価額算定の目的上、ファンドが組入証券またはその他の資産の評価額を決定するために公正価値評価を使用する場合、当該投資有価証券は、取引されている主たる市場からの見積りに基づき価格決定されるよりもむしろ、管理会社またはその指示に従って行動する者により公正価値を反映すると判断される他の方法で価格が決定されることがある。公正価値評価は、証券価額についての主観的な決定を必要とすることがある。トラストの方針は、ファンドの純資産価額の計算が、値付け時点の証券価額を公正に反映した結果となることを目的としているが、トラストは、管理会社またはその指示にしたがって行動する者により決定された公正価値が値付け時点で処分された場合（例えば、競売処分または清算売却）に、ファンドが当該証券の対価として取得できる価格を正確に反映する、ということを保証できない。ファンドにより使用される価格は、証券が売却される場合に実現化する価格と異なることがある。

（b）公正価値の階層

US GAAPは、公正価値を、測定日における市場参加者間での秩序ある取引においてファンドが資産売却の際に受領するまたは負債譲渡の際に支払う価格として説明する。資産および負債の各主要なカテゴリーを別々に公正価値の測定をレベル別（レベル1、2または3）に分離し、評価方法のインプットに優先順位を付ける公正価値の階層化を設定し、その開示を要求する。証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしもこれらの証券への投資に付随するリスクを示すものではない。公正価値の階層のレベル1、2および3については以下のとおり定義される。

レベル1 - 活発な市場または取引所における同一の資産および負債の相場価格。

レベル2 - 活発な市場における類似の資産または負債の相場価格、活発でない市場における同一のまたは類似の資産もしくは負債の相場価格、資産または負債の観測可能な相場価格以外のインプット（金利、イールド・カーブ、ボラティリティー、期限前償還の速さ、損失の度合い、信用リスクおよび債務不履行率）またはその他の市場で裏付けられたインプットを含むが、これらに限定されないその他の重要であり観測可能なインプット。

レベル3 - 管理会社またはその指示に従って行動する者による投資有価証券の公正価値の決定に用いられる仮定を含む、観測可能なインプットが入手できない範囲においてその状況下で入手できる最善の情報に基づいた重要であり観測不可能なインプット。

レベル3からレベル2への移動は、価格設定サービスにより提供される現在のまたは信頼できる市場ベースのデータ、または重要であり観測可能なインプットを使用したその他の評価技法が入手できるようになった結果によるものである。

US GAAPの要件に従い、レベル3への／からの移動の金額は、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記において開示される。

重要であり観測不可能なインプットを使用した公正価値の評価に対して、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3への／からの移動の開示、ならびに当期中のレベル3の資産および負債の購入および発行の開示を要求する。さらに、US GAAPは、公正価値の階層のレベル3に分類される資産または負債の公正価値の決定において用いられる、重大で観測不可能なインプットに関して、定量的情報を要求する。US GAAPの要件に従って、公正価値の階層および重大で観測不可能なインプットの詳細については、重大である場合、それぞれのファンドの投資有価証券明細表の注記に含まれる。

（c）評価技法および公正価値の階層

公正価値におけるレベル1およびレベル2のトレーディング資産ならびにトレーディング負債

公正価値の階層のレベル1およびレベル2に分類される組入商品またはその他の資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価方法（または「技法」）および重要なインプットは以下のとおりである。

社債、転換社債および地方債、米国政府機関債、米国財務省証券、ソブリン債、銀行ローン、転換優先証券および米国以外の国債を含む確定利付債券は、通常、ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルによる評価見積りを用いてブローカー・ディーラーまたは価格設定サービスから入手した見積りに基づき評価される。価格設定サービスの内部モデルには、発行体に関する詳細、金利、イールド・カーブ、期限前償還の速さ、信用リスク／スプレッド、債務不履行率および類似資産の相場価格等の観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いた証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

繰延受渡基準で購入した確定利付証券または売却／買戻し取引におけるレポ契約にかかる確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価され、公正価値の階層のレベル2に分類される。

モーゲージ関連およびアセット・バック証券は、通常、各取引内の証券の個別のトランシェまたはクラスとして発行される。これらの証券もまた、価格設定サービスにより、通常ブローカー・ディーラーからの見積り、報告された取引または内部の価格設定モデルからの評価見積りを用いて評価される。これらの証券の価格設定モデルは、通常、トランシェ・レベルの属性、現在の市況データ、各トランシェに対する見積りキャッシュ・フローおよび市場ベースのイールド・スプレッドを考慮し、必要に応じて取引の担保実績を組み込んでいる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いたモーゲージ関連証券およびアセット・バック証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

普通株式、ETF、上場債券および米国の証券取引所で取引される先物契約、新株引受権または先物にかかるオプション契約等の金融デリバティブ商品は、直近の報告売買価格または評価日の決済価格で計上される。これらの証券が活発に取引され、かつ評価調整が適用されない範囲において、公正価値の階層のレベル1に分類される。

ファンドの機能通貨（建て）以外の通貨（建て）で評価される投資有価証券は、価格設定サービスから入手した為替レート（直物相場と先物相場）を使用して、機能通貨に換算される。その結果、ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に関する通貨の価額変動の影響を受ける可能性がある。外国市場で取引されている証券、または機能通貨以外の通貨建ての証券の評価額は、トラストが営業を行っていない日に重大な影響を受ける可能性がある。外国市場の終値およびNYSEの終値間の市場変動を考慮するために、外国取引所でのみ取引される特定の証券に対して評価調整が適用される場合がある。これらの証券は、価格決定サービスにより、外国の証券の売買パターンと米国市場における投資有価証券に対する日中取引との相関関係を考慮して評価される。これらの評価調整が用いられる証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。優先証券および活発でない市場で取引されるか、または類似の金融商品を参照にして評価されるその他のエクイティもまた、公正価値の階層のレベル2に分類される。

エクイティ・リンク債は、直近の報告売買価格または評価日付のリンク先の参照エクイティの決済価格を参照して評価される。リンク先のエクイティの取引通貨を当該契約の決済通貨に転換するために、直近の報告価格に対して為替換算の調整が適用される。これらの投資有価証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

（ETF以外の）オープン・エンド型投資会社として登録されている企業に対する投資有価証券は、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて評価され、公正価値の階層のレベル1に分類される。オープン・エンド型投資会社として登録されていない企業に対する投資有価証券は、その純資産価額が観測可能であり、日々計算され、かつ購入および売却が実施されるであろう価額である場合において、当該投資有価証券の純資産価額に基づいて計算され、公正価値の階層のレベル1であると考えられる。

為替予約契約およびオプション契約等の上場株式オプションならびに店頭金融デリバティブ商品の価額は、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。当該契約は通常、相場報告システム、評価の確立したマーケット・メーカーまたは価格設定サービス（通常はNYSE終了時点で決定される。）により入手した見積りに基づき評価される。その商品と取引条件に応じて、金融デリバティブ商品は、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービスにより評価される。かかる価格設定モデルには、見積価格、発行体に関する詳細、インデックス、買呼値/売呼値スプレッド、金利、インプライド・ボラティリティー、イールド・カーブ、配当および為替レート等、活発に見積られる市場からの観測可能なインプットが用いられる。上述の類似の評価方法およびインプットを用いた金融デリバティブ商品は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、原資となる資産の価格、インデックス、参照レートおよびその他のインプットまたはこれらの要因の組合せにより生じる。これらは、ブローカー・ディーラーの買呼値または価格設定サービス（通常はNYSE終了時点で決定される）により提供される市場ベースの価格を用いて評価される。集中清算の対象となるスワップおよび店頭取引スワップは、シミュレーション価格設定モデルを含む一連の技法を用いて価格設定サービスにより評価され得る。価格設定モ

デルには、翌日物金利スワップ（「OIS」）、ロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）先渡レート、金利、イールド・カーブおよびクレジット・スプレッド等、活発に見積られる市場からの観測可能なインプットが用いられることがある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル2に分類される。

公正価値におけるレベル3のトレーディング資産およびトレーディング負債

公正価値測定方法が管理会社により適用され、重大で観測不可能なインプットを使用する場合、投資有価証券は、管理会社またはその指示に従って行動する者により決定された公正価値により評価され、公正価値の階層のレベル3に分類される。公正価値の階層のレベル3に分類される組入資産および負債の公正価値の決定に用いられる評価技法および重大なインプットは、以下のとおりである。

委任による価格設定手続きは、確定利付証券の基準価格が設定され、次に、存続期間において比較可能とみなされる既定の証券（通常は国が発行する米国財務省証券またはソブリン債）の市場価格の変動の割合に応じて、当該価格に対して調整が行われる。基準価格は、ブローカー・ディーラーからの見積り、取引価格または市況データの分析により得られる内部評価によるものである。証券の基準価格は、市況データの入手可能性および評価委員会により承認された手続きに基づき、定期的にリセットされることがある。委任による価格設定手順（基準価格）の観測不可能なインプットにおける重大な変更は、証券の公正価値の直接的かつその割合に応じた変動につながる可能性がある。これらの証券は、公正価値の階層のレベル3に分類される。

満期までの残存期間が60日以内の（コマーシャル・ペーパー等の）短期債務証券は、当該短期債務証券の償却原価の評価額が償却原価での評価を用いることなく決定された金融商品の公正価値とほぼ同額になる限りにおいて、償却原価で評価される。これらの証券は、基準価格のソースによって、公正価値の階層のレベル2または3に分類される。

4．証券およびその他の投資有価証券

（a）繰延受渡取引

一定のファンズは、繰延受渡ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの取引は、ファンドによる通常の決済時期を越える支払いおよび受渡しを行う確定価格または利回りでの証券の購入または売却の約定を伴う。繰延受渡による取引が未決済の場合、ファンドは、購入価格またはそれぞれの債務を満たす金額の流動資産を割当てるか、もしくは担保として受領する。繰延受渡による証券の購入を行う場合、ファンドは、価格ならびに利回り変動リスクを含む証券の保有にかかる権利およびリスクを負い、また、純資産価額の決定に際してかかる変動を考慮する。ファンドは、取引締結後に繰延受渡取引の処分または再契約を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。ファンドが繰延受渡ベースで証券を売却する場合、ファンドは当該証券に関する将来的な損益に参加しない。

（b）インフレ連動債券

一定のファンズは、インフレ連動債券に投資することができる。インフレ連動債券は、確定利付証券で、その元本価格はインフレ率に応じて定期的に調整される。これらの債券の利率は、一般的に発行時に通常の債券よりも低率に設定される。しかし、インフレ連動債券の存続期間において、利息はインフレ率調整後の元本価格に基づいて支払われる。インフレ連動債券の元本額の上昇または下落は、投資者が満期まで元本を受け取らないとしても、運用計算書に受取利息として含まれる。満期日における（インフレ率調整後の）原債券の元本の払戻しは、米国物価連動国債（US TIPS）の場合において保証される。類似の保証がなされない債券については、満期日に払戻される当該債券の調整後の元本価格は、額面価格より少なくなることがある。

（c）ローン・パーティシペーション、債権譲渡および組成

特定のファンズは、会社、政府またはその他の借主が貸主または貸付シンジケートに支払うべき金額に関する権利である直接債務証券に投資することができる。ファンドによるローンへの投資は、ローン・パーティシペーションの形態または第三者からのローンもしくはローンへの投資またはファンドによるローンの組成の全部もしくは一部の譲渡の形態をとることがある。ローンは、しばしば、すべての所持人の代理人を務める銀行またはその他の金融機関（「貸主」）により管理される。代理人は、ローン契約の規定により、ローンの条項を管理する。ファンドは、異なる条項および関連付随リスクを持つ可能性のあるローンの複数のシリーズまたはトランシェに投資することができる。ファンドが貸主から債権譲渡額を購入する場合、ファンドは、ローンの借主に対する直接的権利を取得する。これらのローンは、ブリッジ・ローンへの参加を含むことがある。ブリッジ・ローンとは、より恒久的な資金調達（債券発行、例えば、買収目的で頻繁に行われる高利回り債の発行）に代わる当座の手段として借主により用いられる、（通常1年未満の）短期のつなぎ融資のことである。

ファンドが投資する可能性があるかかるタイプのローンおよびローン関連投資有価証券には、とりわけ、シニア・ローン、（第二順位担保権付ローン、Bノートおよびメザニン・ローンを含む。）劣後債、ホール・ローン、商業用不動産およびその他の商業用ローンならびにストラクチャード・ローンが含まれる。ファンドは、ローンを組成するか、もしくはプライマリー市場での貸付および／または民間取引を通じてローンの利息を直接得ることができる。劣後債については、借主の支払不能の事由を含む、該当するローンの保有者に対する借主の債務に優先する多額の負債が存在することがある。メザニン・ローンは通常、モーゲージにおける利息というよりはむしろ、不動産を所有するモーゲージの借主における持分上の権利を担保にすることによって保証される。

ローンへの投資には、資金提供に対する契約上の義務である未履行ローン契約が含まれることがある。未履行ローン契約は、要求に応じて借主に対して追加の現金の提供をファンドに義務付けるリボルビング融資枠を含む。未履行ローン契約は、仮に契約額の一定割合が借主により利用されない場合においても、全額が将来の義務を表す。ローン・パーティシペーションに投資する場合、ファンドは、ローン契約を販売する貸主からのみ、および貸主が借主から支払を受け取った場合にのみファンドが受け取れる元本、利息および手数料の支払を受ける権利を有する。ファンドは、ローンの原与信枠の引き出されていない部分に基づいてコミットメント・フィーを受領することができる。特定の状況下において、ファンドは借主によるローンの期限前返済に対してペナルティー手数料を受領することができる。受領されたまたは支払われた手数料は、運用計算書において、それぞれ受取利息または利息費用の構成要素として計上される。未履行ローン契約は、資産・負債計算書において負債として反映される。

（d）モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券

一定のファンズは、不動産にかかるローンへの参加権を直接もしくは間接的に表章するか、またはかかるローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券に投資することができる。モーゲージ関連証券は、貯蓄機関、貸付機関、モーゲージ・バンカー、商業銀行およびその他により行われるモーゲージ・ローンを含む、住居用または商業用モーゲージ・ローンのプールにより組成される。かかる証券は、金利および元本の両方により構成される月毎の支払いを提供する。金利部分は、固定金利または変動金利によって決定される。対象モーゲージの期限前弁済比率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティーに影響を及ぼす可能性があり、また購入時に予想された証券の実効デュレーションを短縮または延長させる可能性がある。特定のモーゲージ関連証券の適時の元本および金利の支払いについては、米国政府の十分な信用と信頼により保証されている。政府支援企業を含む非政府機関発行者により組成され、保証されるプール部分については、様々な形式の民間保険または保証によりサポートされることがあるが、民間保険会社または保証人が保険規約または保証契約に基づいてその債務を履行するとの保証はない。商業用モーゲージ・ローンによる担保が付されたモーゲージ関連証券に対する投資の大半のリスクには、不動産市場についての地域経済およびその他の経済状況、賃借人のリース支払い能力および賃借人を確保できる不動産の魅力等が反映される。これらの証券は、その他の種類のモー

ゲージ関連またはその他のアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。その他のアセット・バック証券は、自動車ローン、クレジット・カード債権および病院向け売掛金、ホーム・エクイティ・ローン、学生ローン、ボート・ローン、モバイル住宅ローン、レクリエーション用車両ローン、組立住宅ローン、航空機リース、コンピューター・リースならびにシンジケート銀行ローン等の売掛金を含むがそれらに限定されない、様々な種類の資産により組成される。ファン드는、株式または「最初の損失」のトランシェを含む、モーゲージ・バック証券またはアセット・バック証券の発行体の資本構成の任意のレベルにおいて投資することができる。

(e) モーゲージ担保債務証券

モーゲージ担保債務証券(「CMO」)は、ホール・モーゲージ・ローンまたはプライベート・モーゲージ・ボンドによる担保が付された法実体の債務証券であり、クラス毎に分類される。CMOは、各クラスが異なった満期を有し、期限前弁済を含む異なった元本および金利の支払いスケジュールを有する、「トランシェ」と称される多様なクラスにより構成される。CMOは、その他の種類のモーゲージ関連またはアセット・バック証券と比較してより流動性が低く、価格の変動が大きい可能性がある。

(f) ストリップト・モーゲージ・バック証券

ストリップト・モーゲージ・バック証券(「SMBS」)は、マルチ・クラスのモーゲージ金融デリバティブ証券である。SMBSは通常2つのクラスで構成され、モーゲージ・アセットのプールに係る利息分と元本償還分の異なる割合を受領する。SMBSには、すべての利息を受領するクラス(利息限定もしくは「I0」クラス)と、すべての元本を受領するクラス(元本限定または「P0」クラス)がある。I0について受領された支払いは、運用計算書の受取利息に含まれる。I0の満期日には、元本が受領されないため、満期日まで月毎に当該証券の取得原価への調整がなされる。これらの調整は、運用計算書の受取利息に含まれる。P0について受領された支払いは、取得原価および1口当たり証券の減額として扱われる。

(g) 現物払い証券

一定のファンズは、現物払い証券(「PIK」)に投資することができる。PIKは、発行者に対し、各利払日に現金および/または追加の債券により利息の支払を行うオプションを付与することができる。かかる追加の債券は、通常、原債券と同様の条件(満期日、利率および関連リスクを含む。)を有する。原債券の日々の市場相場は、経過利息を含み(「利込価格」という。)、資産・負債計算書における投資有価証券の未実現の増減から未収利息に比例した調整を要する。

（h）譲渡制限証券

一定のファンズは、転売について法律上または契約上の制限がある証券を保有することができる。かかる証券は、私募で売却することができるが、公衆に対して売却される前には登録またはかかる登録からの免除が要求されることがある。私募証券は、一般的に制限されていると考えられる。譲渡制限投資証券の処分は、時間のかかる交渉および費用を伴う可能性があり、容認可能な価格で迅速に売却することが難しい場合がある。2019年11月30日現在、ファンズが保有する譲渡制限投資証券は、該当する場合、投資有価証券明細表の注記で開示されている。

（i）仕組債

一定のファンズは、当事者間により交渉された債務証券である仕組債およびその他の関連商品に投資することがある。それらの元本および／または利息は、選定された証券、証券の指標または特定の利率、もしくは債券に反映される指標等の2つの資産または市場の運用実績の差異等のベンチマーク資産の運用実績、市場価格または利率（「エンベデッド・インデックス」）を参照に決定される。仕組債は、銀行を含む企業ならびに政府系機関により発行されることがある。当該仕組債の条項は、通常、仕組債が未決済の場合に、それらの元本および／または利息の支払いにエンベデッド・インデックスの変動が反映されるよう、上方または下方（ただし、通常はゼロを下回らない）に調整されることを条件とする。その結果、仕組債に対して行われるであろう利息および／または元本の支払いは、エンベデッド・インデックスのボラティリティーならびに元本および／または利息の支払いに係るエンベデッド・インデックスの変動の影響を含む複数の要因により、大きく異なる可能性がある。

（j）米国政府機関証券または政府支援企業証券

一定のファンズは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫（「GNMA」または「ジニー・メイ」）により保証された証券といったいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の証券については、米国財務省（「米国財務省」）から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫（「FNMA」または「ファニー・メイ」）等のその他の証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン証券は、時価基準で利息を分配せず、類似の満期を持つ利息分配型よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅金融抵当金庫（「FHLMC」または「フレディ・マック」）が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービサーの一覧から、従来型の（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、パス・スルー証券である参加証書（「PC」）を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すものである。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

2019年6月、単一証券イニシアティブの下、FNMAおよびFHLMCは、現在のTBA適格証券の発行に代えて、ユニホーム・モーゲージ・バック証券（「UMBS」）の発行を開始した。単一証券イニシアティブは、TBA市場の全体的な流動性を支援し、FNMAとFHLMCの証書の特性を一致させることを目指している。単一証券イニシアティブがTBA市場およびその他のモーゲージ・バック証券市場に及ぼし得る影響は不明である。

ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する事実上同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかるTBA証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図るロール・タイミング戦略を用いることができる。売買されたTBA証券は、資産・負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。

（k）発行時取引

一定のファンズは、発行時取引ベースで証券の購入または売却を行うことができる。これらの証券の取引は、認可されていても市場で発行されていないため、条件付きで行われる。発行時取引ベースの証券売買取引は、通常の決済期間を超えた支払いおよび交付の実施を伴う、あらかじめ決められた価格または利回りでのファンドによる証券売買の約定である。ファンドは、当該証券の交付前に発行時取引証券の売却を行うことができ、この結果として実現利益または損失が生じることがある。

（l）銀行債務

ファンドが投資することができる銀行債務には、譲渡性預金証書、銀行引受手形および定期預金が含まれる。譲渡性預金証書は、商業銀行に一定期間預託された資金に対して発行され、一定のリターンを得る譲渡性預金をいう。銀行引受手形は、銀行によって「引き受けられる」、事実上、銀行が満期時に手形の額面価格を支払うことに無条件に同意することを意味する、特定の商品の支払のために輸入者または輸出者が通常振り出す流通手形または為替手形をいう。定期預金は、確定金利が付され、確定満期日に支払われる銀行債務をいう。定期預金は、投資者の要求によって引き出すことができるが、市況および債務の残存満期によって異なる早期解約金を課されることがある。

5．借入れおよびその他の資金調達取引

以下の開示は、英文目論見書に基づき許容される範囲における、ファンズの現金または証券の貸借能力にかかる情報を含むが、これらはファンズによる借入れまたは資金調達取引とみなされる。これらの商品の計上場所については、以下に表されるとおりである。借入れおよびその他の資金調達取引に関連する信用リスクおよび取引相手方リスクの詳細については、注記7「主要なリスク」を参照のこと。

（a）レポ契約

一定のファンズは、レポ契約を締結することができる。通常のレポ契約の条項に従い、ファンドは、約定価格で約定期日に売り主が買戻しを行う義務およびファンドが再販売を行う義務を条件として、対象債務（担保）を購入する。満期の定めのないレポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。担保の市場価格は、利息を含む買戻義務の合計額と同額または超過額である必要がある。未払利息を含むレポ契約は、資産・負債計算書上に含まれる。受取利息は運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。担保への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

（b）逆レポ契約

一定のファンズは、逆レポ契約を締結することができる。逆レポ契約は、ファンドが相手方である金融機関に、現金と引換えに証券を交付し、約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すとの契約である。満期の定めのない逆レポ契約において、既定の買戻し日はなく、当該契約はファンドまたは相手方によりいつでも終了することができる。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に交付された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。交付された証券と引換えに受領した現金に、ファンドから相手方に対して支払われる経過利息を加味した金額は、資産・負債計算書上に負債として反映される。ファンドから相手方に対して行われた支払利息は、運用計算書において、支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、

相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、逆レポ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分離保有する。

（c）売却／買戻し取引

一定のファンズは、「売却／買戻し取引」と称される資金調達取引を締結することができる。売却／買戻し資金調達取引は、ファンドが相手方である金融機関に証券を売却し、同時に約定価格で約定期日に同一またはほぼ同一の証券を買戻すという契約により構成される。ファンドは、該当する場合、契約期間中に相手方に売却された証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有していない。ファンドにより買戻される証券の約定受取額は、資産・負債計算書において負債として反映される。ファンドは、譲渡された証券の受領価格と約定買戻価格間との差異として表される純利益を認識する。これは一般に「価格下落」という。価格下落は、（ ）該当する場合、ファンドは当該証券が売却されなければ受領しなかったであろう既定金利とインフレ利益間との調整、および（ ）ファンドと相手方間との交渉による資金調達取引条件により生じる。既定金利とインフレ利益間との調整は、該当する場合、運用計算書において受取利息の構成要素として計上される。ファンドにより行われた交渉による資金調達取引条件に基づく支払利息は、運用計算書において支払利息の構成要素として計上される。証券への需要の増加時には、ファンドは、ファンドにとっての受取利息となる、相手方による証券の使用に対する手数料を受領することがある。ファンドは、売却／買戻し取引に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOにより現金化が決定している資産を分離保有する。

（d）空売り

特定のファンズは、空売り取引を締結することができる。空売りは、ファンドが保有していない証券を売却する取引である。ファンドは、（ ）類似証券におけるロング・ポジションの潜在的な減少を相殺するため、（ ）ファンドの柔軟性を高めるため、（ ）投資のリターンのため、（ ）リスク・アービトラージ戦略の一環として、および（ ）デリバティブ商品の使用を伴う全体的なポートフォリオ管理戦略の一環として、証券の空売りを行うことができる。ファンドが空売りに従事する場合、ファンドは空売りされた証券を借入れ、相手方に受け渡すことができる。ファンドは通常、証券を借入れるために手数料またはプレミアムを支払わなければならない。また、当該借入れの期間中、当該証券に対して発生した配当または利息を証券の貸主に支払う義務を負う。空売り取引において売却された証券および当該証券に対する配当または支払利息は（もしあれば）、資産・負債計算書の空売りにかかる未払金として反映される。空売りにより、当該証券またはその他の資産の価値が増大した場合に、ファンドはそのショート・ポジションを補てんすることを一度に要求されるリスクに晒され、その結果、ファンドは損失を被る。ファンドがその組入証券を保有している場合、もしくは追加費用なしで空売り証券または空売り証券と同一の証券を取得する権利を有している場合、空売りは、「売りつなぎ」となる。ファンドは、「売りつなぎ」に該当しない空売りに従事する範囲において、さらなるリスクに晒される。ファンドがいかなる理由においてもそのショート・ポジションを手じまいすることが出来ない場合には、理論上は、ファンドの空売りにかかる損失は無制限となる。

6．金融デリバティブ商品

以下の開示は、ファンドによる金融デリバティブ商品の利用方法および利用事由、ならびに金融デリバティブ商品がファンドの財務状態、運用結果およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。これらの金融商品の、資産・不負債計算書上での計上場所および公正価値、運用計算書上での実現純（損）益ならびに未実現（損）益の純変動（それぞれ金融デリバティブ契約および関連リスク・エクスポージャーの一種として分類される。）は、投資有価証券明細表に対する注記の表に含まれる。期末日現在未決済の金融デリバティブ商品および投資有価証券明細表に対する注記で開示される当期

中の金融デリバティブ商品にかかる実現純（損）益ならびに未実現（損）益の純変動は、ファンドの金融デリバティブ取引の金額に対する指針の役割を果たす。

（a）為替予約契約

一定のファンズは、一部またはすべてのファンドの投資有価証券に係る為替リスクをヘッジする目的で、予定されている証券の購入または売却の決済に関連して、もしくは、投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約は、二当事者間で将来において定められた価格で通貨の売買をする合意である。為替予約契約の市場価格は、為替予約レートの変化に伴い変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動はファンドにより未実現利益または損失として記録される。契約締結時の評価額および契約終了時の評価額の差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡時または受領時に記録される。これらの契約は、資産・負債計算書に反映されている未実現利益または損失を上回る市場リスクを伴う。さらに、ファンドは相手方が契約の条項の債務不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクに晒される。かかるリスクを軽減するために、現金または証券を、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

ヘッジクラスを有する一定のファンズはまた、ヘッジクラスの受益証券の機能通貨以外の通貨に対するエクスポージャーを有するヘッジクラスを残すために、ファンド・レベルでなされたヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約を締結することができる。これらのクラスの特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

（b）先物契約

一定のファンズは、先物契約を締結することができる。先物契約は、証券取引所で取引される証券またはその他の資産を、将来の期日に定められた価格で売買する契約である。ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるリスク管理のため、先物契約を利用することができる。先物契約の利用に関連する主なリスクには、ファンドの保有証券の市場価格変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性がある。先物契約は値付けされている日々の決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、ファンドは先物ブローカーに対し、当初にブローカーまたは取引所に要求される証拠金として所定の金額の現金または米国政府もしくは政府機関の債務ならびに限定されたソブリン債を預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、当該契約の価格の変動に基づき、評価額の変動への適切な未払金または未収金は、ファンドにより計上または回収されることがある（「先物変動証拠金」）。先物変動証拠金（もしあれば）は、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現化されたとはいみなされない。先物契約は、多様な度合いにより、資産・負債計算書の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品に含まれる先物変動証拠金を上回る損失を被るリスクを負う。

（c）オプション契約

一定のファンズは、リターンを高めるため、もしくは既存のポジションまたは将来の投資をヘッジするために、オプションを売却または購入することができる。一定のファンズは、保有または投資を行う予定の証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却することができる。プット・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。コール・オプションの売却は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの金額は、資産・負債計算書に含まれる。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または買戻された売却オプションからの受領プレミアムは、手取金に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先

物、スワップ、証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティー・パラメーターに基づく。ファンドはオプションの売り方として、原投資対象が売却（コール）または購入（プット）が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの原投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、ファンドが買戻取引の締結を行えないリスクがある。

一定のファンズはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを増加させる傾向にある。プット・オプションの購入は、ファンドの原投資対象にかかるリスクを減少させる傾向にある。ファンドが支払うプレミアムは、資産・負債計算書に資産として含まれ、その後オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。当該オプションのプレミアムは、特定の条件の変動パラメーターに基づいている。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または買戻された購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を行使する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

クレジット・デフォルト・スワップション

一定のファンズは、投資有価証券の信用リスクに対するエクスポージャーをヘッジするために、原投資対象の債務を負担することなくクレジット・デフォルト・スワップションを売却または購入することができる。クレジット・デフォルト・スワップションとは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結することにより、特定の参照先に対する信用保証を売買するオプションのことである。

インフレーション・キャップ・オプション

一定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるためにインフレーション・キャップ・オプションを売却または購入することができる。インフレーション・キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えたインフレによる減損からファンドを保護することである。インフレーション・フロアーは、インフレ関連商品に係る投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

金利キャップ・オプション

一定のファンズは、リターンまたはヘッジ機会を高めるために金利キャップ・オプションを売却または購入することができる。金利キャップ・オプションの購入の目的は、所定の名目元本のエクスポージャーについて一定の割合を超えた変動金利のリスクからファンドを保護することである。金利フロアーは、金利連動型商品への投資に関して、そのダウンサイド・リスクから保護するために使用することができる。

金利スワップション

一定のファンズは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するまたは既存のスワップ契約を期間短縮、期間延長、中止もしくは修正するオプションである、金利スワップションを売却または購入することができる。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

上場先物契約にかかるオプション

一定のファンズは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション（「先物オプション」）を売却または購入することができる。先物オプションとは、原資産が単一の先物契約であるオプション契約のことである。

証券にかかるオプション

一定のファンズは、リターンを高めるためまたは既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするために、証券にかかるオプションを売却または購入することができる。オプションは、オプション契約についての対象証券として、特定の証券を使用する。

（d）スワップ契約

一定のファンズは、スワップ契約に投資することができる。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨または市場連動収益の交換または取換えを行うファンドと相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引（OTC）市場において当事者間により交渉されるか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関として知られる第三者を通じて清算されることがある（「集中清算の対象となるスワップ」）。ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスク管理のため、資産、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約および条項に基づいて担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には、求償することができる。

集中清算の対象となるスワップは、原契約により決定される評価に基づくか、セントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関の要件に従い、日次で時価評価される。市場価格の変動は、該当する場合、運用計算書において、未実現利益（損失）純変動額の構成要素として計上される。集中清算の対象となるスワップの評価額の日々の変動（「スワップ変動証拠金」）は、該当する場合、資産・負債計算書において、集中清算の対象となる金融デリバティブ商品として開示される。計算期間の開始時に受領または支払いがなされた店頭取引スワップにかかる支払金は、当該項目として資産・負債計算書に含まれ、また、契約条項中の記載と現行の市況間との差異（クレジット・スプレッド、為替レート、金利およびその他関連要因）を補うため、スワップ契約締結時に履行または受領した支払プレミアムを表す。受領された（支払われた）前払プレミアムは、当初は負債（資産）として計上され、その後、スワップの現在価値を反映するよう時価評価される。これらの前払プレミアムは、スワップの終了時または満了時に、実現利益または損失として運用計算書に計上される。スワップの終了時に受領または履行された清算支払金は、実現利益または損失として運用計算書に計上される。ファンズにより受領されるまたは支払われる定期的な支払金の純額は、運用計算書の実現利益または損失の一部に含まれる。

ファンドの特定の投資方針および制限を適用する目的で、スワップ契約は、その他のデリバティブ商品と同様に、ファンドにより市場価格、想定元本またはエクスポージャー額全体で評価されることがある。クレジット・デフォルト・スワップについては、ファンドの特定の投資方針および制限を適用するにあたり、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをその想定元本またはそのエクスポージャー全体の評価額（すなわち、該当する契約の想定元本の合計に市場価格を加えたもの）で評価するが、ファンドの一定のその他の投資方針および制限を適用する目的で、クレジット・デフォルト・スワップを市場価格で評価されることがある。例えば、ファンドの信用度に関する指針（該当する場合）の目的において、ファンドはクレジット・デフォルト・スワップをエクスポージャー全体の評価額で評価されることがあるが、それは通常、当該評価がクレジット・デフォルト・スワップ契約期間中のファンドの実際の経済エクスポージャーをより良く反映しているとの理由による。その結果、ファンドは時に、規定の上限またはファンドの英文目論見書に記載される制限を上回るかもしくは下回る、（相殺前の）資産クラスに対する名目上のエクスポージャーを有することがある。これに関連して、想定元本および市場価格の両方は、クレジット・デフォルト・スワップを通じてファンドがセルまたはバイ・プロテクションを有しているかどうかによって、プラスにもマイナスにもなり得る。投資方針および制限を適用する目的で、ファンドによる一定の証券またはその他の金融商品の評価方法は、他のタイプの投資者により評価される当該投資有価証券の評価方法とは異なることがある。スワップ契約の締結は、多様な度合いにより、資産・負債計算書で認識される金額を上回る金利、信用、市場および文書化リスクの要素を伴う。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利または当該スワップの対象資産の価値が不利に変動する可能性を伴う。

ファンドの相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、ファンドと相手方間で基本相殺契約を締結すること、また、ファンドの相手方に対するエクスポージャーを補うため、ファンドに担保を提供することにより、軽減されることがある。

既存のスワップ契約に基づき、ファンドが単一の相手方に負っているまたは単一の相手方から受領することになっている正味金額を制限する方針の範囲内で、当該制限は店頭取引スワップの相手方にのみ適用され、相手方がセントラル・カウンターパーティーまたはデリバティブ清算機関である集中清算の対象となるスワップには適用されない。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

一定のファンズは、発行者による債務不履行に対する保護手段の提供のため（すなわち、参照債務に対してファンドが保有するまたは晒されるリスクを軽減するため）、もしくは、特定の発行者による債務不履行の可能性に対するアクティブ・ロングまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップを締結することができる。クレジット・デフォルト・スワップ契約は、スワップ契約に規定されるとおり、レファレンス・エンティティー、参照債務または参照指数に特定の信用事由がある場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者（プロテクションの買い手という。）による他方の当事者（プロテクションの売り手という。）に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から確定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えてスワップの想定元本額に対する投資リスクに晒されるという理由から、売り手として、ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの買い手に対し、（ ）スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務またはレファレンス・エンティティー指数を構成する原証券を受領するか、または（ ）想定元本額から参照債務またはレファレンス・エンティティー指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドはプロテクションの売り手から、（ ）スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務またはレファレンス・エンティティー指数を構成する原証券を交付するか、または（ ）想定元本額から参照債務またはレファレンス・エンティティー指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの当該エンティティーの特別な要因のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積られる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約は、評価損、元本の不足、金利の不足、クレジット指数を構成するレファレンス・エンティティーのすべてまたは一部に債務不履行が生じた場合、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。クレジット指数は、クレジット市場全体の一部分を代表することを目的としたクレジット商品のバスケットまたはエクスポージャーである。これらの指数は、ディーラーの調査により、セクター指数をベースにしたクレジット・デフォルト・スワップにおいて最も流動性が高い銘柄であると判断された参照クレジットによって構成される。指数の構成は、投資適格証券、高利回り証券、アセット・バック証券、新興市場および／または各セクター内の様々な信用格付を含むが、それらに限定されない。クレジッ

ト指数は、固定スプレッドおよび標準満期日を含む統一された条件とともに、クレジット・デフォルト・スワップを使用して取引される。クレジット・デフォルト・スワップ指数は、指数内にあるすべての銘柄を参照にし、債務不履行が生じた場合、指数にある当該銘柄のウェイトに基づき、信用事由が解決される。指数の構成は、通常6か月毎に定期的に変更され、ほとんどの指数にとって、各銘柄は指数において同等のウェイトを持つ。ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ、または債券のポートフォリオに対するヘッジのために、多くのクレジット・デフォルト・スワップを購入するよりは安価で同等の効果を得ることができる、クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約を利用することができる。クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップは、債券を保有する投資家を債務不履行から保護するための、および、トレーダーが信用の質の変動を推測する際の商品である。

絶対値で表され、期末時点の社債、ローン、ソブリン債、米国地方債または米国財務省証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の市場価格の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、該当する場合、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらは、支払い/パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、レファレンス・エンティティの債務不履行の度合いまたはリスクを表す。特定のレファレンス・エンティティのインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入/売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、レファレンス・エンティティの信用の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。アセット・バック証券に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約およびクレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、取引相場価格および最終額は、支払い/パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たす。スワップの想定元本額と比較した場合の絶対値での市場価格の上昇は、レファレンス・エンティティの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行もしくはその他の信用事由が発生する度合いまたはリスクの増大を表す。

プロテクションの売り手としてのファンドがクレジット・デフォルト・スワップ契約に基づいて支払いを行うように要求されることがある将来支払金（割引前）の最大見込額は、契約の想定元本額に等しい。ファンドをプロテクションの売り手とする期末現在未払いとなっている個々のクレジット・デフォルト・スワップ契約の想定元本額は、投資有価証券明細表の注記として開示される。これらの見込額は、各参照債務の回復額、契約締結時に受領した前払金またはファンドによって1つまたは複数の同じレファレンス・エンティティに対して締結されたクレジット・デフォルト・スワップのプロテクション購入決済により受領した純額等によって部分的に相殺されることがある。

金利スワップ契約

一定のファンズは、その投資目的を追求する通常の業務の過程で、金利リスクに晒される。金利上昇の局面において、ファンドが保有する確定利率債の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢の市場金利での収益を確保する能力を維持するため、ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。（ ）プレミアムのリターンに対し、一方当事者が相手方に特定の金利または「キャップ」を上回る金利まで支払うことを同意する金利キャップ、（ ）プレミアムのリターンに対し、一方当事者が相手方に特定の金利または「フロア」を下回る金利まで支払うことを同意する金利フロア、（ ）最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、（ ）買い手が、すべてのスワップ取引を満了日までの所定の日時までにゼロ・コストで早期終了できる権利を考慮して前払報酬を支払うコーラブル金利スワップ、（ ）金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマーク間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または（ ）異なるセグメントの短期金融市場に基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップを含む。

7. 主要なリスク

通常の業務の過程で、ファンズ（または被取得ファンズ、適用ある場合）は、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の債務不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）等による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。選定された主要なリスクの詳細については、下記を参照のこと。

ファンド・オブ・ファンズ

一定のファンズが実質的にすべての各資産を被取得ファンズに投資する範囲において、これらのファンズへの投資に付随するリスクは、被取得ファンズが保有する証券およびその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力は、被取得ファンズがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右されることがある。被取得ファンドが投資目的を達成するとの保証はない。取得ファンドの純資産価額は、取得ファンドが投資する被取得ファンドのそれぞれの純資産価額の変動に対応して変動する。

通常の業務の過程で、被取得ファンズは、市場の変化（市場リスク）または取引の相手方の不履行あるいは不能（信用リスクおよび取引相手方リスク）による潜在的な損失リスクを有する金融商品の売買および金融取引の締結を行う。

市場リスク

ファンドによる、金融デリバティブ商品およびその他の金融商品に対する投資によって、ファンドは金利リスク、（非米国の）外国通貨リスク、株式および商品に対するリスクを含むがそれらに限定されない様々なリスクに晒される。

金利リスクは、金利の上昇により確定利付証券およびファンドが保有するその他の商品の価値が減少する可能性があるリスクである。名目金利が上昇する局面においては、ファンドにより保有される特定の確定利付証券の価値が減少する公算が大きい。名目金利は、実質金利および期待インフレ率の和として表される。金利変動は突然かつ予測不可能なことがあり、ファンドの経営陣がこれらの変動を予測できない場合にファンドは損失を被ることがある。ファンドは、金利変動に対してヘッジを行うことが出来ない、または経費もしくはその他の理由によりヘッジを行わないことがある。さらに、いかなるヘッジも意図した通りの効果を得られないことがある。

デュレーションは、いくつかある特徴の中で特に、証券の利回り、クーポン、最終満期およびコールの特性を組み込んだ金利の変動に対する証券価格の感応度を決定するために用いられる手段である。コンベクシティは、金利の変動に対応したデュレーションの変動割合を測定する証券またはファンドの金利感応度を知るために用いられる、付加的な測定法である。デュレーションの長い確定利付証券は通常、デュレーションの短い証券と比較してよりボラティリティーが高く、金利変動の影響をより受けやすい傾向がある。多岐にわたる要因（例：中央銀行による金融政策、インフレ率、景気全般等）により、金利は上昇し得る。現在の経済状況において、金利はほぼ歴史的な低水準にある。とりわけ、FRBの量的金融緩和政策の終了以来金利上昇局面に入り、上昇傾向が続くと見込まれることから、ファンズは現在金利リスクの高まりに直面している。FRBが利上げを継続する範囲において、金融システム全体の金利が上昇するリスクがある。さらに、債券市場が過去30年にわたり堅調に成長を続けている一方で、ディーラーによる「マーケット・メイキング（値付け）」の能力は、足並みが揃っておらず、時に低下している。強固で活発な市場を創造する上で仲介業者による「マーケット・メイキング」が重要であることを鑑みて、現在、確定利付債はボラティリティーおよび流動性リスクの増大に直面している。集合的および／または個別的なこれらのすべての要因により、ファンドの評価額が損なわれる可能性がある。ファンドの評価額のおよ半が損なわれた場合、ファンドは受益者による買戻しの増加に直面し、それによりファンドが投資有価証券を不利なタイミングまたは価格で償還せざるを得なくなり、その結果、ファンドに悪影響が及ぶことがあり得

る。また、大口の受益者が大量の受益証券を購入または買戻しを行った場合に、ファンドは悪影響を受け可能性があるが、それはいつでも起こり得ることであり、大量の買戻し請求と同様の影響がファンドに及ぶ可能性がある。大口の受益者取引により、ファンドの流動性および純資産価額に悪影響が及ぶことがあり得る。当該取引はまた、ファンドの取引費用を増加させるか、またはファンドのパフォーマンスが意図していたものと異なってしまう可能性がある。さらに、ファンドは、その他の受益者が、大口の受益者の選択に基づいて投資決定を行うリスクに晒されている。

ファンドは、イギリスの発行体に対し相当なエクスポージャーを有している可能性がある。イギリスの欧州連合（EU）離脱の決定は、ファンドのリターンに影響を及ぼすことがある。この決定は、外国為替市場の大幅な変動を引き起こし、英ポンドの為替レートの下落を招き、その結果、市場の不確実性が長引き、他のEU加盟国および／またはユーロ圏の一部またはすべてが不安定になる可能性がある。

本報告書における（非米国の）外国証券は、設立国の保有高ごとに分類される。特定の状況下において、証券の設立国は、経済エクスポージャーの国と異なることがある。

ファンドが（非米国の）外国通貨に直接投資する場合、または外貨取引を行い（非米国の）外国通貨により収益を得ている証券に投資する場合、もしくは（非米国の）為替リスクに晒される金融デリバティブ商品に投資する場合、これらの通貨はファンドの基準通貨に対して価値減少リスクの対象となり、ヘッジ・ポジションの場合においては、ファンドの基準通貨がヘッジ通貨に対して価値減少リスクの対象となる。米国外における為替相場は、金利変動、米政府、外国政府、各中央銀行または国際通貨基金といった国際機関による市場への介入（または市場への介入の失敗）、通貨管理の発動またはその他の米国内または米国外における政治的発展を含む複数の理由により、短期間で大幅に変動する可能性がある。その結果、ファンドの外貨建債券への投資によってリターンが減少することがある。

普通株式および優先証券、または先物およびオプションといった株式関連投資有価証券等の持分証券の市場価格は、歴史的に定期的なサイクルで増減してきたが、実体経済または実体のない経済動向の悪化、企業業績全般の見直し修正、金利、為替相場の変動、または投資家心理の悪化といった、特定企業に特段関係しない市況全般によって減少することがある。これらはまた、人手不足、生産コストの上昇、産業内における競争条件といった、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても減少することがある。異なるタイプの持分証券は、これらの展開に対して異なる反応を示すことがある。持分証券および株式関連投資有価証券は、一般的に確定利付証券よりも市場価格に対するボラティリティが高い。

ファンズは、何らかの形でロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）に基づいている一定の金融商品に投資することができる。LIBORとは、ICEベンチマーク・アドミニストレーションにより決定される、銀行同士が短期資金を調達するために相互に請求する平均的な金利のことである。LIBORを規制するイギリスの金融行為規制機構は、2021年末までにLIBORの利用を段階的に廃止するプランを発表している。LIBORの将来的な利用および代替金利の性質はなお先行きが不透明であり、LIBORからの移行がファンドまたはファンドが投資する一定の商品に及ぼし得る潜在的影響は不明である。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ファンドは、取引を行う相手方に対するリスクに晒され、また、決済時の債務不履行に対するリスクを負担する。ファンドは、適用ある場合、認識され、高く評価された取引所において、多数の顧客および相手方との取引を引受けることにより、信用リスクの集中を最小限に抑える。店頭取引デリバティブ取引は、集中清算の対象となるデリバティブ取引に提供されるプロテクションの多くが店頭取引デリバティブ取引を利用できない可能性があるため、当該取引の相手方が他方の相手方に対して契約義務を履行できないリスクの対象となる。取引所またはセントラル・カウンターパーティーを通じて取引されるデリバティブについて、信用リスクは、店頭取引デリバティブ取引の相手方というよりはむしろ、ファンドの清算ブローカーまたは清算機関自体の信用力に属する。ファンドのデリバティブおよび関連商品の利用に関連する規制の変更は、デリバティブに投資するファンドの能力を潜在的に制限するか、またはファンドの能力に影響を及ぼし、デリバティブを利用する特定の戦略を採用するためのファンドの能力を制限し、およ

び／またはデリバティブおよびファンドの評価もしくはパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。確定利付証券の発行体もしくは保証人または金融デリバティブ商品契約、レボ契約または組入証券の貸付けの相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとしな）場合、ファンドは損害を被る可能性がある。証券および金融デリバティブ商品は、信用リスクの程度（多くの場合信用格付けに反映される。）の変更による影響を受けることがある。

信用リスクと同様に、ファンドは取引相手方リスク、またはファンドと未決済取引をしている機関もしくは他の企業が不履行に陥るリスクに晒されることがある。管理会社として、PIMCOは、様々な方法でファンドに対する取引相手方リスクを最小限に抑える。新たな相手方との取引を締結する前に、PIMCOの取引相手方リスク委員会は、当該相手方に対する信用審査を広範囲に実行し、当該相手方の利用を承認する必要がある。さらに、原契約の条項に従って、ファンドへの未払金が所定の限度額を超える範囲において、当該相手方はファンドに対して、ファンドへの未払額に等しい価値を、現金または証券の態様で、担保として差出すものとする。ファンドは、該当する担保を証券またはその他の金融商品に投資することができ、通常は受領した担保への利子を相手方に対して支払う。ファンドへの未払額が後に減少した場合、ファンドは以前に相手方から差出された担保のすべてまたは一部を、相手方に対して返済しなければならない。しかし、取引相手方リスクを最小限に抑えるというPIMCOの試みは、不成功に終わる可能性がある。

上場証券のすべての取引は、承認された相手方を利用して、引渡し時に決済／支払がなされる。売却証券の引渡しはファンドが支払を受領した後のみになされることから、債務不履行に陥るリスクの可能性は少ないと考えられる。支払は、証券が相手方により引渡された時点で、購入に対してなされる。当事者のいずれかがその債務の履行を怠った場合、取引は不履行となる。

8．マスター相殺契約

ファンズは、選定された相手方との様々な相殺条項（「マスター契約」）の対象となることがある。マスター契約は、特定の取引条件を規律し、かつ、信用保護機構を特定し法的安定性を向上させるために標準化を規定することにより、関連取引に付随する取引相手方リスクを減少させることを意図している。各種マスター契約は、一定の異なる種類の取引を規律する。異なる種類の取引は、特定の組織である別々の法人組織または関係会社から取引されることがあり、その結果、単一の相手方に対して複数の契約が必要となることがある。マスター契約は、異なる資産の種類の運用に特有のものであるが、ファンドは、相手方との一つのマスター契約に基づいて規律されるすべての取引に関し、債務不履行の際に相手方とのエクスポージャー全体を一括で相殺することが可能となる。財務報告目的のために、デリバティブ資産および負債は通常、資産・負債計算書において総額ベースで計上されるが、それにより、正味金額前のリスクおよびエクスポージャーがすべて反映される。

マスター契約はまた、所定のエクスポージャーレベルでの担保供与の取決めについて明記することにより、取引相手方リスクを制限することを可能にする。多くのマスター契約に基づき、所定の口座における相手方との関連マスター契約により規律される、（すでに実施されている既存の担保を除いた）特定の取引に対するエクスポージャー純額合計が、特定の限度額（相手方やマスター契約の種類によって、通常ゼロから250,000米ドルの範囲に及ぶ）を超えた場合、担保は定期的に振り替えられる。米国短期財務省証券や米ドルの現金が一般的に好ましい担保の形態とされるが、適用されるマスター契約に規定される条項により、その他の証券が使用されることもある。担保として差入れられる証券および現金は、資産・負債計算書において投資有価証券、時価（証券）または相手方への預託金のいずれかの構成要素として、資産に反映される。担保として受領した現金は、通常は分別口座には預け入れられないため、資産・負債計算書において相手方からの預託金として反映される。担保として受領した一切の証券の市場価格は、純資産価値の構成要素として反映されない。ファンドの取引相手方リスクに対する全体的なエクスポージャーは、関連マスター契約の対象となる各取引の影響を受けるため、短期間で大幅に変動する可能性がある。

マスター・レボ契約およびグローバル・マスター・レボ契約（以下、個別的に、また、総称して「マスター・レボ契約」という。）は、ファンズと選定された相手方間とのレボ契約、逆レボ契約および売却／

買戻し取引を管理する。マスター・レボ契約は、とりわけ、取引開始、収益支払い、債務不履行、および担保の維持に対する規定を保持する。期末現在のマスター・レボ契約に基づく取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

マスター証券フォワード取引契約（「マスター・フォワード契約」）は、ファンズと選定された相手方間とのTBA証券、繰延受渡取引または売却／買戻し取引等の、特定の先渡取引について管理する。マスター・フォワード契約は、とりわけ取引開始および確認、支払いおよび譲渡、債務不履行、終了事由ならびに担保の維持に対する規定を保持する。期末現在の先渡取引の市場価格、差出された担保または受領された担保および相手方によるエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

顧客口座約定書および関連補遺は、先物、先物にかかるオプションおよび店頭取引デリバティブ等の清算デリバティブ取引を規律する。当該取引は、各関連清算機関により決定された当初証拠金を計上し、商品先物取引委員会（「CFTC」）に登録された先物取引業者（「FCM」）の口座に分離保有することが求められる。米国においては、FCMの債権者が、分別口座内のファンド資産に対する請求権を有していないため、取引相手方リスクが軽減されることがある。FCMの債務不履行のシナリオの際にエクスポージャーを移転できること（ポータビリティ）により、ファンズに対するリスクは一段と軽減される。通常、変動証拠金または市場価格の変動は日々換算されるが、ファンドの証拠金に関する個別の契約に当事者が合意しない限り、先物と清算店頭取引デリバティブ間は相殺されない。期末現在の市場価格または未実現累積（損）益、計上済みの当初証拠金および一切の未決済変動証拠金は、投資有価証券明細表の注記において開示されている。

国際スワップデリバティブ協会マスター契約およびクレジット・サポート・アネックス（「ISDAマスター契約」）は、ファンズと選定された相手方間で締結された二者間の店頭金融デリバティブ取引を管理する。ISDAマスター契約は、一般的な義務、表明事項、合意、担保の差入れおよび債務不履行または終了事由に対する規定を保持する。終了事由は、適用されるISDAマスター契約に基づいて、早期終了を選択しすべての未清算取引の決済を行う権利を相手方に付与する条件を含む。早期終了の選択は、本財務書類にとって重大であることがある。限られた状況下において、ISDAマスター契約は、相手方の信用の質が所定の水準を下回った場合、既存の日々のエクスポージャーの範囲を超えた相手方からの保全措置を追加した追加条項を含むことがある。これらの金額は、もしあれば、第三者の保管受託銀行に分別保有することができる。当期末現在の店頭金融デリバティブ商品の市場価格、受領された担保または差出された担保およびエクスポージャー純額は、投資有価証券明細表の注記において開示される。

９．報酬および手数料

各ファンドは、（個別に計算される各ファンド（またはそのクラス（該当する場合））の日々の平均純資産額に基づく料率として表示される）以下の年率で支払われる、下記の報酬の対象となる。

ファンド	管理報酬	投資顧問報酬	管理事務代行報酬	代行協会員報酬	販売報酬
ビムコ・パーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド	0.236%	-	-	-	-
ビムコ・パーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド	0.236%	-	-	-	-
ビムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	-	0.45% ⁽¹⁾	0.25% ⁽²⁾	0.02%	0.33% ⁽³⁾
ビムコ・リアル・リターン・ファンド	-	0.45% ⁽⁴⁾	0.25% ⁽⁵⁾	0.02%	0.33% ⁽⁶⁾
ビムコ ショート・ターム ストラテジー					
・ 豪ドルクラス（ヘッジあり）	0.35% ⁽⁷⁾	-	-	0.08% ⁽⁸⁾	0.32% ⁽⁹⁾
・ C（米ドル）	-	-	-	-	-
・ J（日本円）	-	-	-	-	-
・ J（米ドル）	-	-	-	-	-
・ 円クラス（ヘッジあり）	0.35% ⁽¹⁰⁾	-	-	0.08% ⁽¹¹⁾	0.32% ⁽¹²⁾
・ 米ドルクラス	0.35% ⁽¹³⁾	-	-	0.08% ⁽¹⁴⁾	0.32% ⁽¹⁵⁾

（１）ビムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の５億ユーロ以下の部分について年率0.45%、５億ユーロ超10億ユーロ以下の部分について年率0.40%、10億ユーロ超の部分について年率0.35%の純資産水準に基づいて変動する投資顧問報酬を負担する。

（２）ビムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5,000万ユーロ以下の部分について年率0.25%、5,000万ユーロ超１億ユーロ以下の部分について年率0.20%、１億ユーロ超の部分について年率0.15%の純資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。

（３）ビムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の５億ユーロ以下の部分について年率0.23%、５億ユーロ超10億ユーロ以下の部分について年率0.28%、10億ユーロ超の部分について年率0.33%の純資産水準に基づいて変動する販売報酬を負担する。

（４）ビムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の５億米ドル以下の部分について年率0.45%、５億米ドル超10億米ドル以下の部分について年率0.40%、10億米ドル超の部分について年率0.35%の純資産水準に基づいて変動する投資顧問報酬を負担する。

（５）ビムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の5,000万米ドル以下の部分について年率0.25%、5,000万米ドル超１億米ドル以下の部分について年率0.20%、１億米ドル超の部分について年率0.15%の純資産水準に基づいて変動する管理事務代行報酬を負担する。

（６）ビムコ・リアル・リターン・ファンドは、当該ファンド純資産額の５億米ドル以下の部分について年率0.23%、５億米ドル超10億米ドル以下の部分について年率0.28%、10億米ドル超の部分について年率0.33%の純資産水準に基づいて変動する販売報酬を負担する。

（７）当該クラスは、前月の最終営業日の３営業日前付のオーストラリア準備銀行オフィシャル・キャッシュ・レート（「政策金利」）に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以

上 - 0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上 - 2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

- (8) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のオーストラリア準備銀行オフィシャル・キャッシュ・レート(「政策金利」)に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上 - 0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上 - 2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (9) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のオーストラリア準備銀行オフィシャル・キャッシュ・レート(「政策金利」)に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上 - 0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上 - 2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (10) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利(「政策金利」)に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上 - 0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上 - 2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (11) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利(「政策金利」)に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上 - 0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上 - 2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (12) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付の日本銀行無担保コール翌日物金利(「政策金利」)に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上 - 0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上 - 2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

- (13) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利(「政策金利」)に基づき変動する管理報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.35%とする。公表された政策金利が0.0%以上 - 0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.375%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.40%とする。公表された政策金利が1.0%以上 - 2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.425%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.45%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (14) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利(「政策金利」)に基づき変動する代行協会員報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.08%とする。公表された政策金利が0.0%以上 - 0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.085%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.09%とする。公表された政策金利が1.0%以上 - 2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.10%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。
- (15) 当該クラスは、前月の最終営業日の3営業日前付のフェデラル・ファンド誘導目標金利(「政策金利」)に基づき変動する販売報酬の対象となる。公表された政策金利が0.0%未満である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.32%とする。公表された政策金利が0.0%以上 - 0.5%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.42%とする。公表された政策金利が0.5%以上 - 1.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.52%とする。公表された政策金利が1.0%以上 - 2.0%以下である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.545%とする。公表された政策金利が2.0%以上である場合、当該報酬はクラスの純資産の0.57%とする。クラスに対する政策金利が入手できない場合、管理会社が適切と判断した同等の金利を選択する。

管理報酬、投資顧問報酬および管理事務代行報酬は、もしあれば、PIMCOに対して、投資顧問、管理事務代行業務および監査、保管、受託、投資有価証券会計、日常的法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む第三者による業務の提供および提供の手配について毎月後払いで支払われる。代行協会員報酬および販売報酬は、もしあれば、ファンド(またはそのクラス(該当する場合))の受益証券関連のサービスおよび販売を提供する金融仲介業者に対して毎月後払いで払い戻される。ピムコ・バーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンドおよびピムコ・バーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンドの場合、管理報酬より、PIMCOは投資顧問業務および管理事務代行業務に関連した費用を負担し、その0.1%は管理事務代行費用に充当すべく指定されている。当該報酬と引き換えに、PIMCOは監査、保管、受託、投資有価証券会計、法務、名義書換事務代行および印刷業務を含む、ファンズが必要とする一定の第三者による業務費用を負担する。受益者ではなく、PIMCOが、純資産の増加による価格の下落も含め、第三者による当該業務費用の価格下落の恩恵を受ける。さらに、管理事務代行報酬の対象ファンズに関して、PIMCOは通常、かかる報酬から利益を得る。

上記の表に記載される通り、一定のファンズおよびそのクラスは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、代行協会員報酬または販売報酬を負担しない。PIMCOの日本における関連会社であるピムコジャパンリミテッドは、かかるファンズまたはクラスに投資する日本の投資信託またはその他の投資ピークルから報酬を受け取り、かかる報酬の一部は、PIMCOへサービス報酬として分配される。

ファンズ(またはそのクラス(該当する場合))は、適用ある場合、()公租公課、()ブローカー費用、手数料およびその他のポートフォリオ取引に関する支出、()利息支払いを含む借入費用、()訴訟費用および損害賠償費用を含む特別費用、ならびに()特定の受益証券のクラスに割当てられたまたは割当てべき支出を含むがそれらに限定されない、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報

酬、代行協会員報酬または販売報酬によってカバーされない、業務に関連するその他の費用を負担することがある。PIMCOは、ピムコ ショート・ターム ストラテジーの当初設立に付随する設立費用を支払っている、または支払う予定である。

PIMCOおよび/またはその関連会社は、ピムコ ショート・ターム ストラテジーの円クラス（ヘッジあり）および米ドルクラス受益証券の日本における当初募集に関連するすべての費用（弁護士費用を含む）（「当初募集関連費用」）を立替えて前払いする。ファンドの運営開始時または運営開始時付近において、ファンドは、PIMCOおよび/またはその関連会社に対して前払いされた当初募集関連費用を払戻し、当該当初募集関連費用を運営の最初の会計年度において償却する。もっとも、PIMCOは、円クラス（ヘッジあり）および米ドルクラスの純資産額の合計の年率0.05%を超える部分（「当初募集関連費用上限」）については、当初募集関連費用の払戻しを放棄することに合意した。PIMCOおよび/またはその関連会社は、ファンドの運営開始から5年以内の期間においては、当初募集関連費用上限により放棄された当初募集関連費用を回収することができる。ただし、PIMCOおよび/またはその関連会社によって取戻される金額は、円クラス（ヘッジあり）および米ドルクラスの純資産額の合計の年率0.05%を超えないものとする。当初募集関連費用の払戻しが完了する前にファンドの円クラス（ヘッジあり）かもしくは米ドルクラスのいずれかが終了した場合、PIMCOおよび/またはその関連会社は、当該クラスから払い戻されなかった残りの費用の償還を求めない。さらに、当初募集関連費用の払戻しが完了する前にファンドの円クラス（ヘッジあり）および米ドルクラスの両方が終了した場合、PIMCOおよび/またはその関連会社は、ファンドから払い戻されなかった残りの費用の償還を求めない。PIMCOは、ファンドの豪ドルクラス（ヘッジあり）受益証券の日本における当初募集に関連するすべての費用（弁護士費用を含む費用）を支払っている、または支払う予定である。2019年11月30日現在、PIMCOおよび/またはその関連会社に対する当初募集関連費用の回収はなかった。

PIMCOは、日本の一般投資家向けのピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド、ピムコ・リアル・リターン・ファンドおよびピムコ ショート・ターム ストラテジーの米ドルクラスおよび円クラス（ヘッジあり）の受益証券の販売およびサービスについて、SMB C日興証券株式会社を代行協会員および販売会社に任命した。PIMCOは、ピムコ ショート・ターム ストラテジーの豪ドルクラス（ヘッジあり）受益証券のサービスについて、SMB C日興証券株式会社を代行協会員に任命した。その他のファンズに関しては、代行協会員は任命されていない。

PIMCOは、トラストの設定に伴う設立費を支払った。さらにファンズが設立される場合、当該ファンドに直接帰属する当該費用は、当該ファンドにより負担される。

10. 関連当事者取引

投資顧問会社はファンズの関連当事者であり、アライアンス・アセット・マネジメント・エー・ジーの過半数所有子会社である。当該当事者に支払われるべき報酬（もしあれば）は注記9に開示され、関連当事者に支払われた報酬額（もしあれば）は、資産・負債計算書において開示される。

一定のファンズは、投資顧問会社によって採用された手続きにおいて概要された特定条件に基づいて、特定の関連ファンズの有価証券の購入あるいは売却を許可されている。かかる手続きは、他のファンドからのあるいは他のファンドによる、または共通の投資顧問会社（または関連投資顧問会社）を持つことから関連会社であると考えられるファンドによる有価証券の購入あるいは売却が、現在の市場価格において成立することを確実にするものである。2019年11月30日に終了した期間中、以下のファンズは、関連ファンズ間の証券の売買に従事した（金額：千単位）。

ファンド	購入 (米ドル)	売却 (米ドル)
ピムコ・パーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド	0	184
ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)	3,886	9,287

ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド	360	0
ピムコ・リアル・リターン・ファンド	204	0
ピムコ ショート・ターム ストラテジー	7,901	39,138

11．保証および補償

トラストの設立書類に基づき、特定の関係者（受託会社およびPIMCOを含む）は、それぞれ、ファンズへのそれら当事者の義務の遂行から生じうる一定の債務に対して補償される。さらに、通常の業務の過程で、ファンズは、多様な補償条項を含む契約を締結する。これらの合意に基づくファンズの最大限のリスクは、ファンズに対して将来行われうる、現時点では未発生 of 請求を伴うため、不明である。しかしながら、ファンズは、これらの契約に従った従前の請求または損失を有していない。

12．利益参加型受益証券

トラストは5,000億口を上限とする利益参加型受益証券を発行することができる。特定の受益者が各ファンドの純資産の10%超を保有するため、ファンズは重大なリスクの集中を被る可能性がある。これらの受益者が一度に多額の資金解約の要求をした場合に、かかる受益者の利益の集中は、ファンズに重大な影響を及ぼす可能性がある。ファンズの受益証券の申込みおよび買戻しはファンズの純資産価額通貨建てであり、取引日におけるスポット・レートによりファンズの機能通貨に換算される。各ファンドの受益証券は、無額面で発行される。受託会社は、管理会社の同意により、将来いずれかのファンドに関連して追加ファンドもしくはクラスまたはクラス受益証券を設定および募集することができる。

利益参加型受益証券の変動は下記の通りであった（口数および金額：千単位^{*}）。

	ピムコ・パーミューダ・フォーリン・ロウ・デュレーション・ファンド		ピムコ・パーミューダ・ユー・エス・ロウ・デュレーション・ファンド		ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（JITF）		ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）	
	2019年11月30日 終了期間		2019年11月30日 終了期間		2019年11月30日 終了期間		2019年11月30日 終了期間	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	9	907	6	604	356	14,550	該当なし	該当なし
米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	4,080	68,477
受益証券買戻支払額	(27)	(2,836)	(19)	(1,890)	(302)	(12,397)	該当なし	該当なし
米ドル	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(4,919)	(83,153)
ファンド証券取引による純増加（減少）	(18)	(1,929)	(13)	(1,286)	54	2,153	(839)	(14,676)

	ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）		ピムコ・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド		ピムコ・ユーロ・トータル・リターン・ファンド		ピムコ・リアル・リターン・ファンド	
	2019年11月30日 終了期間		2019年11月30日 終了期間		2019年11月30日 終了期間		2019年11月30日 終了期間	
	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (米ドル)	口数	金額 (ユーロ)	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額	61	3,897	該当なし	該当なし	52	566	9	153
J（ブラジル・レアル）	該当なし	該当なし	107	4,718	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（インドネシア・ルピア）	該当なし	該当なし	13	986	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（インド・ルピー）	該当なし	該当なし	14	979	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（メキシコ・ペソ）	該当なし	該当なし	11	671	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
J（トルコ・リラ）	該当なし	該当なし	127	1,976	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

Ｊ（南アフリカ・ランド）	該当なし	該当なし	30	1,073	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
受益証券買戻支払額	(108)	(6,953)	該当なし	該当なし	(23)	(248)	(53)	(956)
Ｊ（ブラジル・レアル）	該当なし	該当なし	(84)	(3,723)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Ｊ（インドネシア・ルピア）	該当なし	該当なし	(1)	(58)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Ｊ（インド・ルピー）	該当なし	該当なし	(16)	(1,141)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Ｊ（メキシコ・ペソ）	該当なし	該当なし	(26)	(1,573)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Ｊ（トルコ・リラ）	該当なし	該当なし	(2,346)	(39,238)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
Ｊ（南アフリカ・ランド）	該当なし	該当なし	(39)	(1,419)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
ファンド証券取引による 純増加（減少）	(47)	(3,056)	(2,210)	(36,749)	29	318	(44)	(803)

	ピムコ ショート・ ターム ストラテジー	
	2019年11月30日 終了期間	
	口数	金額 (米ドル)
受益証券販売受取額		
豪ドルクラス（ヘッジあり）	156	10,896
C（米ドル）	111 ⁽¹⁾	11,067 ⁽¹⁾
J（日本円）	28	2,612
J（米ドル）	8	806
円クラス（ヘッジあり）	62	5,731
米ドルクラス	372	39,209
受益証券買戻支払額		
豪ドルクラス（ヘッジあり）	(41)	(2,804)
C（米ドル）	(7) ⁽¹⁾	(670) ⁽¹⁾
J（日本円）	(228)	(21,289)
J（米ドル）	(13)	(1,328)
円クラス（ヘッジあり）	(261)	(24,055)
米ドルクラス	(256)	(26,916)
ファンド証券取引による 純（減少）	(69)	(6,741)

* ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

(¹) 2019年7月29日（設立日）から2019年11月30日までの期間。

13．規制および訴訟事項

ファンズは、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、ファンズに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立てをも認識していない。

前述の事項は、本報告書の日付においてのみ言及するものである。

14．所得税

トラストは、その税務上の地位についてパーミューダ法に服する。現行のパーミューダ法に基づき、トラストまたはファンドが支払うべき所得税、遺産税、譲渡税、売上税またはその他の税金は存在しない。またトラストもしくはファンドによる分配または受益証券の買戻し時の純資産価額の支払について、源泉徴収税は適用されない。そのため、本財務書類において、所得税の引当は計上されていない。

US GAAPは、不確実なタックス・ポジションが本財務書類上でどのように認識、測定、表示および開示されるべきかについての指針を提供している。2019年11月30日現在、当該会計基準の認識および測定要件に合致するタックス・ポジションはなかった。したがって、ファンズは不確実なインカム・タックス・ポジションに関連するいかなる収益または費用をも計上しなかった。ファンズは、進行中の税務調査を有していない。2019年11月30日現在、調査対象となり得る課税年度は、主要な税務管轄により変更される。

15．後発事象

管理会社は、財務書類が公表可能となる2020年2月6日までの間に、ファンズの財務書類において存在する、後発事象の可能性について評価している。管理会社は、当該日までのファンズの財務書類において、開示が要求される重大な事象はないと決定した。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表
2019年11月30日現在
(未監査)

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
投資有価証券 140.9%		
社債および約束手形 6.3%		
銀行業およびファイナンス 3.3%		
Deutsche Bank AG		
4.250% due 10/14/2021	\$ 350	\$ 358
Jyske Realkredit A/S		
1.000% due 10/01/2050	DKK 2,496	365
Nordea Kredit Realkreditaktieselskab		
1.000% due 10/01/2050	200	29
Nykredit Realkredit A/S		
1.000% due 10/01/2050	3,486	510
2.500% due 10/01/2047	8	1
3.000% due 10/01/2047	20	3
Realkredit Danmark A/S		
2.500% due 07/01/2047	15	2
		1,268
産業 1.5%		
Imperial Brands Finance PLC		
3.125% due 07/26/2024	\$ 200	201
Mylan NV		
3.150% due 06/15/2021	200	203
Pernod Ricard S.A.		
4.450% due 01/15/2022	150	157
		561
公社事業 1.5%		
AT&T, Inc.		
2.657% due 06/01/2021	100	101
4.100% due 02/15/2028	214	232
Petrobras Global Finance BV		
5.093% due 01/15/2030	238	249
		582
社債および約束手形合計		
(取得原価\$2,364)		2,411
米国政府機関債 16.0%		
Fannie Mae		
2.058% due 07/25/2037	8	8
2.088% due 07/25/2037	13	13
2.148% due 05/25/2036	6	6
3.000% due 05/01/2043	100	103
3.000% due 08/01/2043	419	431
3.590% due 10/01/2044	3	3
Fannie Mae, TBA (b)		
2.500% due 01/01/2049	200	198
3.000% due 01/01/2049	400	406
3.500% due 01/01/2049	1,790	1,838
4.000% due 01/01/2049	2,700	2,804
Freddie Mac		
2.365% due 12/15/2037	20	20
Ginnie Mae		
2.124% due 02/20/2049	183	183
2.266% due 08/20/2068	97	95
米国政府機関債合計		
(取得原価\$6,073)		6,108

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
米国財務省証券 102.8%		
Treasury Inflation Protected Securities (c)		
0.125% due 04/15/2021 (f)	\$ 4,306	\$ 4,277
0.125% due 04/15/2022	2,544	2,526
0.125% due 07/15/2022	782	780
0.125% due 01/15/2023	394	391
0.125% due 07/15/2026	193	193
0.250% due 01/15/2025	676	678
0.250% due 07/15/2029	1,033	1,041
0.375% due 07/15/2023	84	85
0.375% due 07/15/2025	887	899
0.375% due 01/15/2027	1,169	1,183
0.375% due 07/15/2027	882	896
0.500% due 01/15/2028	2,590	2,651
0.625% due 07/15/2021	11	11
0.625% due 04/15/2023	1,230	1,242
0.625% due 01/15/2024	52	53
0.625% due 01/15/2026 (f)	4,614	4,733
0.625% due 02/15/2043	134	138
0.750% due 07/15/2028	1,166	1,224
0.750% due 02/15/2042	114	120
0.750% due 02/15/2045	414	438
0.875% due 01/15/2029	728	773
0.875% due 02/15/2047	457	500
1.000% due 02/15/2046	340	382
1.000% due 02/15/2049	184	208
1.375% due 02/15/2044 (f)	3,349	4,025
1.750% due 01/15/2028	935	1,049
2.000% due 01/15/2026	736	815
2.125% due 02/15/2040	131	173
2.125% due 02/15/2041	363	486
2.375% due 01/15/2025 (f)	3,896	4,322
2.500% due 01/15/2029	1,849	2,228
3.375% due 04/15/2032	171	235
3.625% due 04/15/2028	229	293
3.875% due 04/15/2029	78	104
米国財務省証券合計		39,152
(取得原価\$37,918)		
モーゲージ・バック証券 7.0%		
Banc of America Funding Trust		
4.072% due 01/20/2047	88	86
Bancorp Commercial Mortgage Trust		
2.971% due 09/15/2036	100	100
Bayview Opportunity Master Fund IVa Trust		
3.475% due 06/28/2034	84	84
CIM Trust		
2.708% due 02/25/2049	74	74
Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust		
2.288% due 04/25/2035	143	137
Credit Suisse Mortgage Capital Trust		
3.319% due 10/27/2059	100	100

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

	額面価格 (千単位)	時価 (千単位)
CS First Boston Mortgage Securities Corp.		
2.328% due 01/25/2032	\$ 149	\$ 147
GSAMP Trust		
2.443% due 09/25/2035 (d)	38	38
GSR Mortgage Loan Trust		
4.367% due 09/25/2035	21	22
Hawthorn Mortgages		
1.761% due 05/25/2053	GBP 240	310
Home Equity Asset Trust		
2.158% due 02/25/2036	\$ 100	99
HSI Asset Securitization Corporation Trust		
1.868% due 05/25/2037	80	79
IndyMac INDX Mortgage Loan Trust		
2.548% due 05/25/2034	166	164
JPMorgan Mortgage Trust		
4.437% due 06/25/2035	8	8
Lehman XS Trust (d)		
2.858% due 12/25/2037	56	56
Long Beach Mortgage Loan Trust		
2.443% due 08/25/2035	55	55
Mellon Residential Funding Corporation Mortgage Pass-Through Trust		
2.625% due 08/15/2032	9	9
New Residential Mortgage Loan Trust		
2.750% due 07/25/2059	197	198
Option One Mortgage Loan Trust		
2.563% due 11/25/2034	92	92
Saxon Asset Securities Trust		
2.018% due 09/25/2047	23	23
Silverstone Master Issuer PLC		
2.536% due 01/21/2070	183	183
Towd Point Mortgage Funding Granite4 PLC		
1.820% due 10/30/2051	GBP 222	289
Twin Bridges PLC		
0.000% due 06/12/2053	200	259
Wamu Mortgage Pass-Through Certificates Trust		
4.214% due 03/25/2037 (d)	\$ 31	31
モーゲージ・バック証券合計		2,643
(取得原価\$2,537)		
アセット・バック証券 4.1%		
Cairn CLO III BV		
0.650% due 10/20/2028	EUR 390	430
Crown Point CLO 5 Ltd.		
2.942% due 07/17/2028	\$ 100	100
Grosvenor Place CLO BV		
0.720% due 10/30/2029	EUR 100	110
Harvest CLO XIV DAC		
0.630% due 11/18/2029	100	110
Orwell Park CLO DAC		
0.780% due 07/18/2029	100	110
OZLME BV		
0.820% due 01/18/2030	250	276

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

	額面価格 (千単位)		時価 (千単位)	
Sound Point Clo XIV Ltd.				
3.084% due 01/23/2029	\$	250	\$	250
SpringCastle Funding Asset-Backed Notes				
3.200% due 05/27/2036		86		87
STWD Ltd.				
2.845% due 07/15/2038		100		100
アセット・バック証券合計				1,573
(取得原価\$1,663)				
ソブリン債 4.2%				
Argentina Government International Bond				
53.336% due 04/03/2022	ARS	663		4
Argentina POM Politica Monetaria				
70.941% due 06/21/2020		4,590		29
Australia Government Bond (c)				
1.250% due 02/21/2022	AUD	360		293
3.000% due 09/20/2025		60		61
Autonomous Community of Catalonia				
4.950% due 02/11/2020	EUR	100		111
Canada Government Bond				
4.250% due 12/01/2026 (c)	CAD	155		150
France Government Bond				
2.250% due 07/25/2020 (c)	EUR	384		434
Mexico Government International Bond				
4.500% due 11/22/2035 (c)	MXN	267		16
New Zealand Government Inflation-Linked Bond				
2.500% due 09/20/2035 (c)	NZD	390		349
Peru Government International Bond				
5.940% due 02/12/2029	PEN	100		33
6.150% due 08/12/2032		300		99
ソブリン債合計				1,579
(取得原価\$1,763)				
短期金融商品 0.5%				
定期預金 0.5%				
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.				
0.320% due 12/02/2019	AUD	12		8
0.350% due 12/02/2019	NZD	11		7
Bank of Nova Scotia				
1.070% due 12/02/2019	\$	2		2
BNP Paribas Bank				
(0.670%) due 12/02/2019	EUR	1		1
Brown Brothers Harriman & Co.				
(1.000%) due 12/02/2019	DKK	1		0
0.350% due 12/02/2019	NZD	1		1
Citibank N.A.				
0.370% due 12/02/2019	GBP	2		2
1.070% due 12/02/2019	\$	18		18
HSBC Bank PLC				
(0.670%) due 12/02/2019	EUR	4		5
0.370% due 12/02/2019	GBP	1		2
JPMorgan Chase Bank N.A.				
1.070% due 12/02/2019	\$	37		37
MUPG Bank Ltd.				
(0.250%) due 12/02/2019	¥	2		0

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

	額面価格 (千単位)		時価 (千単位)
National Australia Bank Ltd. 0.320% due 12/02/2019	AUD	2	\$ 1
Royal Bank of Canada 1.070% due 12/02/2019	\$	36	36
Sumitomo Mitsui Banking Corp. (0.670%) due 12/02/2019	EUR	3	3
(0.250%) due 12/02/2019	¥	4	0
1.070% due 12/02/2019	\$	26	26
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd. (0.250%) due 12/02/2019	¥	25	0
0.370% due 12/02/2019	GBP	15	20
1.070% due 12/02/2019	\$	28	28
			197
アルゼンチン短期国債 0.0%			
50.966% due 02/26/2020 (e)	ARS	80	0
短期金融商品合計 (取得原価\$197)			197
投資有価証券合計 (a) 140.9% (取得原価\$52,515)			\$ 53,663
金融デリバティブ商品 (g) (i) 0.0% (取得原価またはプレミアム、純額 \$(39))			7
その他の資産および負債、純額 (40.9%)			(15,573)
純資産 100.0%			\$ 38,097

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

投資有価証券明細表に対する注記(金額：千単位*、契約数を除く)：

- * ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実数値を反映していることがある。
- (a) 2019年11月30日現在の地理学的な地域による投資有価証券合計の配分は、米国における純資産の124.3%、および純資産全体の16.6%を占めるその他の国により構成される。
- (b) 発行時決済証券。
- (c) 証券の額面価格はインフレ率に対して調整されている。
- (d) 債務不履行に陥った証券。
- (e) クーポンは、満期までの利回りを表す。

借入れおよびその他の資金調達取引

逆レボ契約

相手方	借入金利	決済日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	借入額 ⁽¹⁾	逆レボ契約に 対する未払金
BSN	1.820%	11/12/2019	01/23/2020	\$ (2,365)	\$ (2,367)
GRE	1.920%	11/18/2019	02/18/2020	(3,326)	(3,329)
GRE	1.920%	11/26/2019	02/14/2020	(4,897)	(4,898)
逆レボ契約合計					<u>\$ (10,594)</u>

売却／買戻し取引

相手方	借入金利	決済日 (月/日/年)	満期日 (月/日/年)	借入額 ⁽¹⁾	売却／買戻し 取引にかかる 未払金 ⁽²⁾
BCY	1.754%	11/29/2019	12/02/2019	\$ (269)	\$ (269)
売却／買戻し取引合計					<u>\$ (269)</u>

担保付借入として計上される特定の譲渡

	契約の残存約定期日				
	オーバーナイト および連続取引	30日まで	31日から90日	90日超	合計
逆レボ契約					
米国政府機関債	\$ 0	\$ 0	\$ (10,594)	\$ 0	\$ (10,594)
逆レボ契約合計	<u>\$ 0</u>	<u>\$ 0</u>	<u>\$ (10,594)</u>	<u>\$ 0</u>	<u>\$ (10,594)</u>
売却／買戻し取引					
米国政府機関債	\$ 0	\$ (269)	\$ 0	\$ 0	\$ (269)
売却／買戻し取引合計	<u>\$ 0</u>	<u>\$ (269)</u>	<u>\$ 0</u>	<u>\$ 0</u>	<u>\$ (269)</u>
借入れ合計	<u>\$ 0</u>	<u>\$ (269)</u>	<u>\$ (10,594)</u>	<u>\$ 0</u>	<u>\$ (10,863)</u>
逆レボ契約および売却／買戻し取引に係る未払金					<u>\$ (10,863)</u>

空売り

相手方	銘柄	クーポン	満期日 (月/日/年)	額面価格	受領額	空売りに かかる未払金
BOS	Fannie Mae	3.000%	12/01/2049	\$ 100	\$ (101)	\$ (101)
空売り合計					<u>\$ (101)</u>	<u>\$ (101)</u>

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

借入れおよびその他の資金調達取引の概要

以下は、2019年11月30日現在の、相手方による借入れならびにその他の資金調達取引の時価および差入／（受領）された担保の概要である。

(f) 2019年11月30日現在、下記のマスター契約の条項に基づき、時価総額10,809米ドルの組入証券が担保となっている。

相手方	レボ契約に かかる 受領額	逆レボ契約に かかる未払金	売却／買戻し 取引にかかる 未払金	空売りに かかる未払金	借入れおよび その他の資金 調達取引合計	担保（受領） ／差入	エクスポジ チャー純額 ⁽¹⁾
グローバル・マスター・レボ契約							
BSN	\$ 0	\$ (2,367)	\$ 0	\$ 0	\$ (2,367)	\$ 2,367	\$ 0
GRE	0	(8,227)	0	0	(8,227)	8,177	(50)
マスター証券フォワード取引契約							
BCY	0	0	(269)	0	(269)	265	(4)
BOS	0	0	0	(101)	(101)	0	(101)
借入れおよびその他の資金調達取引 合計	\$ 0	\$ (10,594)	\$ (269)	\$ (101)			

⁽¹⁾ 2019年11月30日終了期間中、未決済の平均借入額は13,533米ドルで、加重平均率は2.306%であった。平均借入額は、当期中保有された場合、売却／買戻し取引および逆レボ契約を含むことがある。

⁽²⁾ 売却／買戻し取引にかかる未払金には、0米ドルの価格下落による繰延が含まれる。

⁽³⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの／への未収金／（未払金）を表す。借入れおよびその他の資金調達取引からのエクスポージャーは、同一の法的実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

(g) 金融デリバティブ商品：上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品

売却オプション

上場先物契約にかかるオプション

銘柄	行使価格	権利失効日 (月／日／年)	契約数	プレミアム (受領)	時価
Call - U.S. Treasury 10-Year Note February 2020 Futures	\$ 129,500	01/24/2020	2	\$ (2)	\$ (1)
Put - U.S. Treasury 10-Year Note February 2020 Futures	129,500	01/24/2020	2	(2)	(2)
売却オプション合計				\$ (4)	\$ (3)

先物契約

銘柄	種類	権利失効月 (月／年)	契約数	未実現利益／ (損失)	変動証拠金 資産	負債
Australia Government 3-Year Bond December Futures	Short	12/2019	5	\$ (2)	\$ 0	\$ 0
Australia Government 10-Year Bond December Futures	Short	12/2019	1	0	0	0
Euro-Bobl 5-Year Note December Futures	Short	12/2019	8	10	1	0
Euro-BTP 10-Year Bond March Futures	Long	03/2020	15	1	0	(1)
Euro-Bund 10-Year Bond March Futures	Long	03/2020	9	(1)	0	(3)
Euro-Buxl 30-Year Bond December Futures	Short	12/2019	3	11	1	0
Euro-Schatz 2-Year Note March Futures	Short	03/2020	61	2	1	0
U.S. Treasury 2-Year Note March Futures	Short	03/2020	52	5	0	(5)
U.S. Treasury 5-Year Note March Futures	Short	03/2020	30	7	0	0
U.S. Treasury 10-Year Note March Futures	Long	03/2020	50	(8)	0	(6)
U.S. Treasury 20-Year Bond March Futures	Short	03/2020	19	11	7	0
U.S. Treasury 30-Year Bond March Futures	Long	03/2020	6	(1)	0	(3)
Call Option Strike @ EUR 173,500 on Euro- Bund 10-Year Bond January 2020 Futures ⁽¹⁾	Short	12/2019	1	0	0	(1)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

先物契約（続き）

銘柄	種類	権利失効月 (月/年)	契約数	未実現利益/ (損失)	変動証拠金		
					資産	負債	
Put Option Strike # EUR 173.500 on Euro-Bund 10-Year Bond January 2020 Futures ⁽⁹⁾	Short	12/2019	1	\$ 0	\$ 0	\$ (1)	
先物契約合計				\$ 35	\$ 10	\$ (20)	

スワップ契約

社債、ソブリン債および米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ・セル・プロテクション⁽⁹⁾

レファレンス・ エンティティ	固定取引 受領金利	満期日 (月/日/年)	2019年11月 30日現在の インプライド・ クレジット・ スプレッド ⁽⁴⁾	想定元本 ⁽³⁾	時価	未実現利益/ (損失)	変動証拠金	
							資産	負債
Duinker AG	1.000%	12/20/2020	0.130%	EUR 10	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ・バイ・プロテクション⁽⁹⁾

指数/トランシェ	固定取引 (支払)金利	満期日 (月/日/年)	想定元本 ⁽³⁾	時価 ⁽³⁾	未実現利益/ (損失)	変動証拠金	
						資産	負債
CDX HY-33 Index	(5.000%)	12/20/2024	\$ 1,000	\$ (87)	\$ (25)	\$ 0	\$ 0

金利スワップ

支払/ 受領 変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日 (月/日/年)	想定元本	時価	未実現利益/ (損失)	変動証拠金	
							資産	負債
支払	3-Month USD-LIBOR	2.250%	12/20/2022	\$ 400	\$ 10	\$ 10	\$ 0	\$ 0
支払	3-Month USD-LIBOR	2.678%	10/25/2023	600	25	25	0	0
支払	3-Month USD-LIBOR	2.670%	11/19/2023	300	13	13	0	0
支払	3-Month USD-LIBOR	2.681%	12/12/2023	300	15	15	0	0
支払	3-Month USD-LIBOR	2.500%	12/19/2023	160	7	8	0	0
受領 ⁽²⁾	3-Month USD-LIBOR	1.850%	07/27/2026	300	(3)	(3)	0	0
受領 ⁽²⁾	3-Month USD-LIBOR	2.000%	07/27/2026	1,600	(30)	(53)	1	0
受領	3-Month USD-LIBOR	1.750%	12/21/2026	290	(4)	6	0	0
受領	3-Month USD-LIBOR	2.250%	06/20/2028	600	(32)	(65)	1	0
受領	3-Month USD-LIBOR	2.720%	07/18/2028	200	(19)	(19)	0	0
受領	3-Month USD-LIBOR	2.765%	07/18/2028	210	(20)	(20)	0	0
受領 ⁽²⁾	3-Month USD-LIBOR	1.750%	09/12/2029	1,700	6	2	2	0
受領 ⁽²⁾	3-Month USD-LIBOR	2.250%	12/11/2049	200	(18)	(18)	1	0
受領 ⁽²⁾	3-Month USD-LIBOR	2.000%	03/20/2050	70	(2)	0	0	0
支払	5-Year French CPI Ex Tobacco Daily Reference Index	1.000%	04/15/2020	EUR 20	0	0	0	0
支払	5-Year French CPI Ex Tobacco Daily Reference Index	1.160%	08/15/2020	10	0	0	0	0
支払	5-Year French CPI Ex Tobacco Daily Reference Index	1.030%	03/15/2024	100	0	0	0	0
受領	5-Year French CPI Ex Tobacco Daily Reference Index	1.280%	11/15/2034	100	1	1	0	(1)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

金利スワップ（続き）

支払／ 受領	変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日 (月／日／年)	想定元本	時価	未実現利益／ (損失)	変動証書金	
								資産	負債
受領		5-Year French CPI Ex Tobacco Daily Reference Index	1.410%	11/15/2039	EUR 100	\$ 1	\$ 1	\$ 0	(1)
受領		6-Month JPY-LIBOR	0.450%	03/20/2029	¥ 70	0	0	0	0
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	1.168%	03/15/2024	EUR 120	1	1	0	(1)
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	1.620%	05/15/2028	60	4	4	0	0
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	1.243%	08/15/2039	30	0	0	0	0
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	1.950%	11/15/2048	10	3	3	0	0
受領		Eurostat Eurozone HICP Ex Tobacco Unrevised Series NSA	1.387%	08/15/2049	20	0	0	0	0
受領		U.S. Federal Funds Effective Rate Index	2.000%	12/15/2047	\$ 120	(9)	(9)	1	0
受領		U.S. Federal Funds Effective Rate Index	2.478%	12/20/2047	170	(33)	(33)	1	0
受領		3-Month FRA New Zealand Bank Bill	3.250%	03/21/2028	NZD 300	(29)	(30)	1	0
受領		UK Retail Price Index	3.400%	06/15/2030	GBP 70	3	2	0	0
受領		UK Retail Price Index	3.470%	09/15/2032	430	16	16	0	(2)
受領		UK Retail Price Index	3.500%	09/15/2033	10	0	0	0	0
受領		UK Retail Price Index	3.579%	10/15/2033	20	2	2	0	0
受領		UK Retail Price Index	3.572%	05/15/2034	10	1	1	0	0
受領		UK Retail Price Index	3.358%	04/15/2035	130	9	12	0	(1)
受領		UK Retail Price Index	3.600%	06/15/2039	40	5	5	0	0
支払		US CPI Urban Consumers NSA	2.027%	11/23/2020	\$ 200	0	0	0	0
支払		US CPI Urban Consumers NSA	1.578%	11/24/2020	700	10	(3)	0	(1)
支払		US CPI Urban Consumers NSA	2.021%	11/25/2020	200	0	(1)	0	0
支払		US CPI Urban Consumers NSA	1.927%	03/18/2021	600	(2)	(2)	0	(1)
支払		US CPI Urban Consumers NSA	1.816%	05/13/2021	400	(1)	(1)	0	0
支払		US CPI Urban Consumers NSA	1.678%	05/24/2021	800	13	4	0	(1)
支払		US CPI Urban Consumers NSA	1.550%	07/26/2021	200	4	(3)	0	0
支払		US CPI Urban Consumers NSA	1.432%	08/06/2021	100	0	0	0	0
支払		US CPI Urban Consumers NSA	1.445%	09/09/2021	500	1	1	0	(1)
支払		US CPI Urban Consumers NSA	1.603%	09/12/2021	150	3	(2)	0	0

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

金利スワップ（続き）

支払／ 受領	変動金利	変動金利指数	固定金利	満期日 (月／日／年)	想定元本	時価	未実現利益／ (損失)	変動証拠金	
								資産	負債
支払		US CPI Urban							
		Consumers NSA	2.069%	07/15/2022	\$ 100	\$ (1)	\$ (1)	\$ 0	\$ 0
支払		US CPI Urban							
		Consumers NSA	2.210%	02/05/2023	370	(9)	(9)	0	0
支払		US CPI Urban							
		Consumers NSA	2.220%	04/13/2023	577	(16)	(16)	0	(1)
受領		US CPI Urban							
		Consumers NSA	2.080%	07/25/2027	100	2	2	0	0
受領		US CPI Urban							
		Consumers NSA	2.180%	09/20/2027	20	1	1	0	0
受領		US CPI Urban							
		Consumers NSA	2.150%	09/25/2027	100	3	3	0	0
受領		US CPI Urban							
		Consumers NSA	2.156%	10/17/2027	100	3	3	0	0
受領		US CPI Urban							
		Consumers NSA	2.335%	02/05/2028	190	10	10	0	0
受領		US CPI Urban							
		Consumers NSA	1.998%	07/25/2029	700	12	12	1	0
受領		US CPI Urban							
		Consumers NSA	1.760%	11/04/2029	300	(2)	(2)	1	0
							\$ (46)	\$ (127)	\$ 10 \$ (11)
スワップ契約合計							\$ (133)	\$ (162)	\$ 10 \$ (11)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

金融デリバティブ商品：上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の概要

以下は、2019年11月30日現在の上場金融デリバティブ商品または集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の時価および変動証拠金の概要である。

(h) 2019年11月30日現在、378米ドルの現金が、下記の上場金融デリバティブ商品および集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の担保として差入れられている。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注記の注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
	変動証拠金				変動証拠金			
	時価	資産			時価	負債		
	購入 オプション	先物	スワップ 契約	合計	売却 オプション	先物	スワップ 契約	合計
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる 金融デリバティブ商品合計	\$ 0	\$ 10	\$ 10	\$ 20	\$ (3)	\$ (20)	\$ (11)	\$ (34)

⁽¹⁾ 先物スタイルオプション。

⁽²⁾ ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは(i)スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務もしくはレファレンス指数を構成する原証券を受領するか、または(ii)想定元本額から参照債務またはレファレンス指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。

⁽³⁾ ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは(i)スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの売り手から受領し、参照債務もしくはレファレンス指数を構成する原証券を交付するか、または(ii)想定元本額から参照債務またはレファレンス指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。

⁽⁴⁾ 絶対値で表され、期末時点の仕値、米国地方債またはソブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の時価の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブに対する債務不履行の可能性もしくはリスクを表す。特定のレファレンス・エンティティのインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、レファレンス・エンティティの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行のリスクもしくはその他の信用事由が発生する可能性の増大を表す。

⁽⁵⁾ 特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドが信用プロテクションの売り手として支払うこと、または信用プロテクションの買い手として受領することが要求される最大見込額。

⁽⁶⁾ クレジット・デフォルト・スワップ契約にとって、価格および最終額は、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブにとっての期待負債（または期待収益）は、期末現在クローズした／売却されたスワップ契約の想定元本である可能性を表す。当該スワップの想定元本と比較した場合の絶対値における時価の増加は、レファレンス先の信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行のリスクもしくはその他の信用事由が発生する可能性の増大を表す。

⁽⁷⁾ かかる商品は、先日付スタートを有する。追加情報については、財務書類に対する注2「証券取引および投資収益」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

(i) 金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品

為替予約契約

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額		通貨受取額	未実現利益／（損失）	
					資産	負債
BPS	12/2019	\$	1,128	GBP	873	\$ 1 0
BPS	01/2020	GBP	687	\$	890	0 0
CBK	12/2019	\$	71	GBP	55	0 0
CBK	01/2020	PEN	122	\$	36	0 0
CBK	02/2020		335		100	2 0
CBK	02/2020	\$	27	COP	92,780	0 (1)
GLM	12/2019	EUR	1,468	\$	1,630	12 0
GLM	12/2019	\$	1,617	EUR	1,468	1 0
GLM	01/2020	DKK	6,130	\$	904	0 (3)
GLM	01/2020	EUR	1,468		1,622	0 (1)
HUS	12/2019	CAD	197		150	1 0
HUS	12/2019	GBP	31		40	0 0
HUS	12/2019	MEXN	517		27	0 0
HUS	12/2019	NZD	514		331	1 0
HUS	12/2019	\$	290	GBP	225	1 0
SCX	12/2019	GBP	1,122	\$	1,444	0 (7)
SCX	02/2020	AUD	499		341	3 0
TOR	12/2019	\$	148	CAD	197	0 0
TOR	01/2020	CAD	197	\$	149	0 0
UAG	12/2019	\$	330	NZD	514	0 0
UAG	01/2020	NZD	514	\$	331	0 0
為替予約契約合計					\$ 22	\$ (12)

購入オプション

金利スワップション

相手方	銘柄	変動金利指数	支払／ 受領 変動金利	行使率	権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁽¹⁾	取得原価	時価
BOA	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	支払	1.500%	03/10/2020	5,060	\$ 7	\$ 2
DUB	Call - OTC 1-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	支払	1.500%	03/10/2020	5,230	7	3
JPM	Call - OTC 2-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	支払	1.066%	10/02/2020	5,400	22	10
購入オプション合計							\$ 36	\$ 15

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2019年11月30日現在

（未監査）

売却オプション

金利スワップション

相手方	銘柄	変動金利指数	支払／ 受領 変動金利	行使率	権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム (受領)	時価
BOA	Call - OTC 5-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	受領	1.404%	03/10/2020	330	\$ (2)	\$ (1)
CBK	Call - OTC 5-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	受領	1.404%	03/10/2020	680	(5)	(2)
DCB	Call - OTC 5-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	受領	1.404%	03/10/2020	1,040	(7)	(4)
DCB	Call - OTC 30-Year Interest Rate Swap	6-Month EURIBOR	受領	0.000%	12/13/2019	100	(2)	0
GLM	Call - OTC 30-Year Interest Rate Swap	6-Month EURIBOR	受領	0.250%	12/13/2019	100	(3)	0
JPM	Call - OTC 10-Year Interest Rate Swap	3-Month USD-LIBOR	受領	1.302%	10/02/2020	1,100	(21)	(10)
							\$ (40)	\$ (17)

金利オプション

相手方	銘柄 ⁽²⁾	変動金利指数	行使率	権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム (受領)	時価
MYC	Put - Call - OTC 1-Year Interest Rate Cap	10y USD Swap Rate - 2y USD Swap Rate	0.000%	01/02/2020	2,100	\$ (2)	\$ 0

クレジット・デフォルト・スワップション

相手方	銘柄	バイ/セル プロテクション	行使率	権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム (受領)	時価
BPS	Put - iTraxx Europe Series 32 Index	Sell	0.900%	02/19/2020	100	\$ (1)	\$ 0
BRC	Call - iTraxx Europe Series 32 Index	Buy	0.425%	03/18/2020	100	0	0
BRC	Put - iTraxx Europe Series 32 Index	Sell	0.700%	03/18/2020	100	0	0
DCB	Call - iTraxx Europe Series 32 Index	Buy	0.475%	01/15/2020	100	0	0
DCB	Call - iTraxx Europe Series 32 Index	Buy	0.425%	02/19/2020	100	0	0
DCB	Put - iTraxx Europe Series 32 Index	Sell	0.800%	01/15/2020	100	0	0
DCB	Put - iTraxx Europe Series 32 Index	Sell	0.700%	02/19/2020	100	0	0
							\$ (1) \$ 0

インフレーション・キャップ・オプション

相手方	銘柄	当初 インデックス	変動金利	権利失効日 (月/日/年)	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム (受領)	時価
GLM	Cap - OTC CPALEMI Index	100.151	Maximum of [(Final Index/Initial Index - 1) - 3.000%, 0]	06/22/2035	300	\$ (13)	\$ 0
JPM	Floor - OTC YOY CPURNSA Index	234.812	Maximum of [0.000%-(Final Index/Initial Index -1), 0]	03/24/2020	900	(10)	0
JPM	Cap - OTC CPURNSA Index	233.916	Maximum of [0, Final Index/Initial Index-(1+4.000%) ⁻¹⁰]	04/22/2024	900	(6)	0
JPM	Cap - OTC CPURNSA Index	234.781	Maximum of [0, Final Index/Initial Index-(1+4.000%) ⁻¹⁰]	05/16/2024	100	(1)	0
							\$ (30) \$ 0
売却オプション合計							\$ (73) \$ (17)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

スワップ契約

仕債、ソブリン債および米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ・バイ・プロテクション⁽³⁾

2019年11月30日 現在の インプライド・ クレジット・ スプレッド ⁽⁴⁾									
相手方	レファレンス・ エンティティ	固定取引 (支払)金利	満期日 (月/日/年)	クレジット・ スプレッド ⁽⁴⁾	想定元本 ⁽⁵⁾	プレミアム 支払/(受領)	未実現利益/ (損失)	スワップ契約、時価	
								資産	負債
CBK	Mexico Government International Bond	(1.000%)	12/20/2023	0.688%	\$ 100	\$ 1	\$ (3)	\$ 0	\$ (2)
HUS	Mexico Government International Bond	(1.000%)	12/20/2023	0.688%	100	1	(2)	0	(1)
						\$ 2	\$ (5)	\$ 0	\$ (3)

仕債、ソブリン債および米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ・セル・プロテクション⁽⁴⁾

2019年11月30日 現在の インプライド・ クレジット・ スプレッド ⁽⁴⁾									
相手方	レファレンス・ エンティティ	固定取引 受領金利	満期日 (月/日/年)	クレジット・ スプレッド ⁽⁴⁾	想定元本 ⁽⁵⁾	プレミアム 支払/(受領)	未実現利益/ (損失)	スワップ契約、時価	
								資産	負債
HUS	Brazil Government International Bond	1.000%	03/20/2020	0.353%	\$ 100	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0

金利スワップ

相手方	支払/ 受領変動 金利	変動金利指数	固定金利	満期日 (月/日/年)	想定元本	プレミアム 支払/(受領)	未実現利益/ (損失)	スワップ契約、時価	
								資産	負債
BOA	受領	3-Month ILS-TELBOR	0.285%	02/16/2020	ILS 480	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0
BOA	支払	3-Month ILS-TELBOR	1.998%	06/20/2028	60	0	2	2	0
BOA	支払	US CPI Urban Consumers NSA	1.570%	11/23/2020	\$ 400	0	6	6	0
BRC	受領	3-Month ILS-TELBOR	0.374%	06/20/2020	ILS 250	0	0	0	0
BRC	支払	3-Month ILS-TELBOR	1.950%	06/20/2028	50	0	1	1	0
DUB	受領	3-Month ILS-TELBOR	0.414%	06/20/2020	240	0	0	0	0
GLM	受領	3-Month ILS-TELBOR	0.270%	03/21/2020	290	0	0	0	0
GLM	受領	3-Month ILS-TELBOR	0.370%	06/20/2020	200	0	0	0	0
GLM	支払	3-Month ILS-TELBOR	1.971%	02/16/2028	100	0	3	3	0
GLM	支払	3-Month ILS-TELBOR	1.998%	06/20/2028	40	0	1	1	0
HUS	受領	3-Month ILS-TELBOR	0.370%	06/20/2020	150	0	0	0	0
HUS	支払	3-Month ILS-TELBOR	1.998%	06/20/2028	30	0	1	1	0
JPM	支払	3-Month ILS-TELBOR	2.078%	06/20/2028	50	0	2	2	0
						\$ 0	\$ 16	\$ 16	\$ 0
						\$ 2	\$ 11	\$ 16	\$ (3)

スワップ契約合計

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2019年11月30日現在

（未監査）

金融デリバティブ商品：店頭取引金融デリバティブ商品の概要

以下は、2019年11月30日現在の、相手方とのOTC金融デリバティブ商品の時価および（受領）／差入された担保の概要である。

相手方	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債							
	為替予約 契約	購入 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計	為替予約 契約	売却 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計	OTCデリバ ティブの時 価純額	担保 (受領) / 差入	エクスポ ージャー純額 ⁽⁷⁾	
BOA	\$ 0	\$ 2	\$ 8	\$ 10	\$ 0	\$ (1)	\$ 0	\$ (1)	\$ 9	\$ 0	\$ 9	
BPS	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	
BRC	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	
CBK	2	0	0	2	(1)	(2)	(2)	(5)	(3)	0	(3)	
DUB	0	3	0	3	0	(4)	0	(4)	(1)	0	(1)	
GLM	13	0	4	17	(4)	0	0	(4)	13	0	13	
HUS	3	0	1	4	0	0	(1)	(1)	3	0	3	
JPM	0	10	2	12	0	(10)	0	(10)	2	0	2	
MYC	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
SCX	3	0	0	3	(7)	0	0	(7)	(4)	0	(4)	
TOR	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
UAG	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
店頭取引合計	\$ 22	\$ 15	\$ 16	\$ 53	\$ (12)	\$ (17)	\$ (3)	\$ (32)				

⁽¹⁾ 想定元本は、契約数を表している。

⁽²⁾ 原商品は、先日付スタートを有する。追加情報については、財務書類に対する注2「証券取引および投資収益」を参照のこと。

⁽³⁾ ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは（i）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの売り手から受領し、参照債務もしくはレファレンス指数を構成する原証券を交付するか、または（ii）想定元本額から参照債務またはレファレンス指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で受領する。

⁽⁴⁾ ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドは（i）スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務もしくはレファレンス指数を構成する原証券を受領するか、または（ii）想定元本額から参照債務またはレファレンス指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。

⁽⁵⁾ 絶対値で表され、期末時点の社債、米国地方債またはソブリン債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約の時価の決定に使用されるインプライド・クレジット・スプレッドは、支払い／パフォーマンス・リスクの現状を知る上での指標の役割を果たし、クレジット・デリバティブに対する債務不履行の可能性もしくはリスクを表す。特定のレファレンス・エンティティのインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの購入／売却費用を反映し、契約締結時に要求される前払金を含むことがある。クレジット・スプレッドの拡大は、レファレンス・エンティティの信用の健全性の悪化、および契約の条項で定義されたように債務不履行のリスクもしくはその他の信用事由が発生する可能性の増大を表す。

⁽⁶⁾ 特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンドが信用プロテクションの売り手として支払うこと、または信用プロテクションの買い手として受領することが要求される最大見込額。

⁽⁷⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの／への未収金／（未払金）を表す。OTC金融デリバティブ商品からのエクスポージャーは、同一の法的実態を有する同一のマスター契約に基づき規律される取引間のみにおいて相殺される。マスター相殺契約に関する追加情報については、財務書類に対する注8「マスター相殺契約」を参照のこと。

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、リスク・エクスポージャー別に分類されたファンドのデリバティブ商品の公正価値の概要である。ファンドのリスクについては、財務書類に
対する注記の注7「主要なリスク」を参照のこと。

2019年11月30日現在の資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値：

	ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品					
	商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品 - 資産						
上場金融デリバティブ商品または集中清算の 対象となる金融デリバティブ商品						
先物	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 10	\$ 10
スワップ契約	0	0	0	0	10	10
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 20	\$ 20
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 22	\$ 0	\$ 22
購入オプション	0	0	0	0	15	15
スワップ契約	0	0	0	0	16	16
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 22	\$ 31	\$ 53
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 22	\$ 51	\$ 73
金融デリバティブ商品 - 負債						
上場金融デリバティブ商品または集中清算の 対象となる金融デリバティブ商品						
売却オプション	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (3)	\$ (3)
先物	0	0	0	0	(20)	(20)
スワップ契約	0	0	0	0	(11)	(11)
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (34)	\$ (34)
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (12)	\$ 0	\$ (12)
売却オプション	0	0	0	0	(17)	(17)
スワップ契約	0	(3)	0	0	0	(3)
	\$ 0	\$ (3)	\$ 0	\$ (12)	\$ (17)	\$ (32)
	\$ 0	\$ (3)	\$ 0	\$ (12)	\$ (51)	\$ (66)

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

2019年11月30日終了期間の運用計算書上の金融デリバティブ商品の影響：

ヘッジ商品として計上されないデリバティブ商品						
	商品契約	クレジット契約	エクイティ契約	為替予約契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品にかかる実現純利益（損失）						
上場金融デリバティブ商品または集中清算の						
対象となる金融デリバティブ商品						
売却オプション	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 11	\$ 11
先物	0	0	0	0	(407)	(407)
スワップ契約	0	6	0	0	(167)	(161)
	\$ 0	\$ 6	\$ 0	\$ 0	\$ (563)	\$ (557)
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 110	\$ 0	\$ 110
購入オプション	0	0	0	0	135	135
売却オプション	0	2	0	0	(92)	(90)
スワップ契約	0	(2)	0	0	(12)	(14)
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 110	\$ 31	\$ 141
	\$ 0	\$ 6	\$ 0	\$ 110	\$ (532)	\$ (416)
金融デリバティブ商品にかかる未実現利益（損失）の純変動額						
上場金融デリバティブ商品または集中清算の						
対象となる金融デリバティブ商品						
売却オプション	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 1	\$ 1
先物	0	0	0	0	162	162
スワップ契約	0	(25)	0	0	63	38
	\$ 0	\$ (25)	\$ 0	\$ 0	\$ 226	\$ 201
店頭取引金融デリバティブ商品						
為替予約契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (24)	\$ 0	\$ (24)
購入オプション	0	0	0	0	(95)	(95)
売却オプション	0	1	0	0	79	80
スワップ契約	0	(4)	0	0	13	9
	\$ 0	\$ (3)	\$ 0	\$ (24)	\$ (3)	\$ (30)
	\$ 0	\$ (28)	\$ 0	\$ (24)	\$ 223	\$ 171

添付の注記を参照のこと。

ピムコ・リアル・リターン・ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2019年11月30日現在
（未監査）

公正価値測定

以下は、2019年11月30日現在の、ファンドの資産および負債評価目的におけるインプット使用に従ってなされた公正価値測定の概要である。

カテゴリおよびサブ・カテゴリ	レベル1	レベル2	レベル3	2019年11月30日 現在公正価値
投資有価証券、時価				
社債および約束手形				
銀行業およびファイナンス	\$ 0	\$ 1,268	\$ 0	\$ 1,268
産業	0	561	0	561
公益事業	0	582	0	582
米国政府機関債	0	6,108	0	6,108
米国財務省証券	0	39,152	0	39,152
モーゲージ・バック証券	0	2,643	0	2,643
アセット・バック証券	0	1,573	0	1,573
ソブリン債	0	1,579	0	1,579
短期金融商品	0	197	0	197
投資有価証券合計	\$ 0	\$ 53,663	\$ 0	\$ 53,663
空売り、時価				
	\$ 0	\$ (101)	\$ 0	\$ (101)
金融デリバティブ商品 - 資産				
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる				
金融デリバティブ商品	\$ 10	\$ 10	\$ 0	\$ 20
店頭取引金融デリバティブ商品	0	53	0	53
	\$ 10	\$ 63	\$ 0	\$ 73
金融デリバティブ商品 - 負債				
上場金融デリバティブ商品または 集中清算の対象となる				
金融デリバティブ商品	(23)	(11)	0	(34)
店頭取引金融デリバティブ商品	0	(32)	0	(32)
	\$ (23)	\$ (43)	\$ 0	\$ (66)
合計	\$ (13)	\$ 53,582	\$ 0	\$ 53,569

2019年11月30日に終了した期間中、レベル3からの／への重要な移動はなかった。

添付の注記を参照のこと。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額（2019年12月末日現在）

資本金の額 610,076,622米ドル（約668億3,999万円）

授權持分口数 クラスA持分850,000口、クラスB持分150,000口、クラスM持分250,000口の合計
1,250,000口

発行済持分総口数 クラスA持分850,000口、クラスB持分150,000口、クラスM持分48,875.82口

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ファンドのスポンサーであり、ピムコ・パーミューダ・トラスト（「トラスト」）の構成に責任を負う。1971年に設立された管理会社は、デラウェア州の有限責任会社であり、1940年米国投資顧問法に基づく投資顧問業者として登録されている。信託証書に従い、管理会社はファンドの投資顧問会社を務め、ファンドの日々の投資運用に最終的な責任を負う。管理会社は、ファンドに適用される投資目的および投資指針に従い、トラスト資産の選別、配分および再配分について助言を行う権限を有してファンドのポートフォリオを管理する。一定の制限を条件に、管理会社は管理業務を別の者に委託することが認められており、業務の一部を委託している。

管理会社の権利および業務は、パーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則、信託証書およびメイプルズ・トラスティ・サービシーズ（バミューダ）リミテッド（「受託会社」）と管理会社との投資運用契約に規定されている。管理会社は、管理会社に関連するパーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則の規定（パーミューダ金融庁（「BMA」）によりトラストに課せられた付加的な要項および条件を含む。）に拘束され、同規定に定められた事項を実行し、それについて責任を負うことを了承している。かかる規定に基づき、管理会社は、信託証書、パーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則および英文目論見書に従ってファンドの投資目的と合致する投資判断を行う業務を負っている。特に、管理会社は、英文目論見書に記載された投資制限および借入制限に反してファンドの資産が利用または投資されることを避けるために、合理的な手順を踏み、すべての適切な注意を払う義務を有する。また、管理会社は、パーミューダ公認スキームに関する適用のBMA規則の遵守のために必要な会計帳簿およびその他の記録を保持することが求められている。信託証書および投資運用契約に基づき、管理会社は、いずれかの当事者または60日前の書面による通知により、退任することができるが、（a）管理会社が清算手続に入った場合、（b）管理会社の財産につき管財人が選任された場合、（c）受託会社が、受益者の利益のために管理会社の変更が望ましいとの意見を有し、その旨を受益者に対して書面により言明した場合、または（d）管理会社を解任する旨の受益者集会の決議が可決され、もしくは法が許容する限り直ちに管理会社を解任させるべきとの判断が決議においてなされた場合、または（e）現存する受益証券の4分の3以上を有する受益者が、管理会社を解任すべきであると書面により受託会社に求めた場合には直ちに、受託会社によって解任されることがある。管理会社がトラストの管理会社でなくなった場合、受託会社は、トラストの管理会社として適格である他の者を任命することを要する。また、管理会社は、別の管理会社のために辞任する権利を有する。ただし、BMAの書面による事前承認がない場合、管理会社を解任もしくは交代させ、または管理会社を辞任することはできず、BMAにより承認された他の管理会社のためにのみ辞任することができる。

信託証書は、受託会社が、トラストのために、かつトラストの資産のみをもって、

（ ）トラストの運用もしくは受益証券の販売、または（ ）信託証書に従い管理会社が提供する役務に関し、それらから発生してまたはそれらに基づき、管理会社が実際に被る損失、負債、損害賠償、費用もしくは出費（弁護士費用および会計士費用を含むがこれらに限定されない。）、判決および（受託会社がトラストのために和解を承諾している場合の）和解金のすべてについて、管理会社およびその関連会社、代理店、業務受託会社ならびにそれらのオフィサー、取締役、株主および経営支配者を補償

し、損害が及ばないようにすることを規定する。ただし、当該損失が、管理会社の故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失、詐欺、もしくは義務の重大な違反や不注意による無視の結果ではないことが条件となる。信託証書はさらに、故意の不法行為、不誠実な怠慢、過失もしくは信託証書の義務の重大な違反や不注意による無視である場合を除き、管理会社がトラストもしくは受託会社に対しいかなる責任を負わないことを規定する。

さらに、信託証書は、信託証書に基づき履行されるトラストの投資顧問としての管理会社の一定の行為に関して、管理会社もしくは受託会社のいずれも、自らの契約違反、信託証書の違反、詐欺、怠慢、故意の不履行、故意の不法行為を除き、当該行為に対し個人的債務を負わないと規定している。信託証書はさらに、上記を条件に管理会社および／または受託会社は、当該関係者が実際の債務金額を支払うために必要な場合、ファンドの資産から補償される。

2019年12月末日現在、管理会社は以下の324本のミューチュアル・ファンドおよびファンドのポートフォリオの管理および運用を行っており、合計純資産価額は、746,454,087,928米ドルである。

設立国	基本的性格	本数	純資産価額
米国籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	114	428,715,743,986 米ドル
	クローズド・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	21	13,257,245,911 米ドル
	上場投資信託、フィックス ト・インカム・ファンド	12	21,089,563,008 米ドル
アイルランド籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	65	202,886,960,197 米ドル
	上場投資信託、フィックス ト・インカム・ファンド	9	9,882,128,211 米ドル
ケイマン籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	35	10,274,140,129 米ドル
バーミューダ籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	34	21,563,073,251 米ドル
カナダ籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	13	23,524,388,820 米ドル
	クローズド・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	1	299,507,679 米ドル
ルクセンブルグ籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	5	2,426,575,975 米ドル
オーストラリア籍	オープン・エンド型フィックス ト・インカム・ファンド	15	12,534,760,761 米ドル

（３）その他

本書提出前６か月以内において、トラストは、いかなる重大な訴訟または仲裁手続の対象にはなっておらず、受託会社はトラストによるもしくはトラストに対する係争中もしくは発生するおそれのある重大な訴訟または請求が存在するとは認識していない。

管理会社（「PIMCO」）は、投資運用サービスを提供するPIMCOの能力に重大な不利益をもたらすと合理的に予想されるような訴訟の対象とはなっていない。

PIMCOは、下記に述べる件が投資運用サービスを提供するPIMCOの能力に重大な不利益をもたらすことになるとは予想していないものの、以下を付記する。

2018年4月18日、PIMCOおよびピムコ・インベストメンツ・エルエルシー（「PL」）は、米国領ヴァージン諸島において行われた申立ての当事者とされた。PIMCOおよびPLのほか、本申立てでは、ブラックロックの特定の関連会社も被告とされた（総称して「本被告」という。）。本申立ては、アルティソース・アセット・マネジメント社と取引関係のあるモーゲージ・サービス会社であるオクウェン社の事業運営に損害を与える意図を持って、本被告が組織的に関与したことなどが主張された。原告は、オクウェン社とアルティソース・アセット・マネジメント社の両社の株式を所有している。2018年8月8日、原告は修正訴状を提出した。この修正訴状の主張の内容は、当初の申し立てと実質的に同じである。PIMCOは、これらの主張には実体がないと考え、本件について強く防御する意向である。

2019年9月24日、PIMCO、PLおよびPIMCOの従業員2名に対して、PIMCOの現従業員によりオレンジ・カウンティ高等裁判所において訴訟が提起された。訴訟は、とりわけ性別、人種、障害による差別および不平等な賃金について主張するものであった。訴状では柔軟な労働環境の要求およびその他の雇用機会に関して虚偽があることも主張されていた。PIMCOは、これらの申立ては事実ではなく、当該従業員の役割および能力にもとづく適正な待遇であり報酬であると立証する意向である。

2019年12月17日、PIMCOはルイジアナ州裁判所に提起された訴訟の被告人として当事者となった。本訴訟では、PIMCOが管理する2つの私募ファンドが主要株主となっている中西部の農業会社の債権者によって提起された。PIMCOは当該ファンドの投資運用会社にすぎず、PIMCOが適切な被告人ではないとPIMCOは考えるが、それに反して当事者とされている。PIMCOはこれらの主張に実体がないと考え、PIMCOが被告人とされ続ける場合、また、訴状においてPIMCOを削除する修正がされ、ファンドまたは特定の子会社がPIMCOに代わり当事者とされた場合、強く防御活動を行うことを予定している。

上記は、2019年12月末日現在における記述である。今後上記に関して追加の訴訟など進展がある可能性があるが、進展が重大である場合にのみ更新される。

[次へ](#)

（２）その他の訂正

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

２ 投資方針

（１）投資方針

<訂正前>

（前略）

ファンドの特徴

米国インフレ連動国債を主な投資対象とするファンド

- 主に米国政府、その他各国政府、政府機関、政府系企業及びその他の企業が発行するインフレ連動債に投資します。
- ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル物価連動債：米国TIPSインデックス(シリーズL)をベンチマークとします。
- 信用力の高い米国インフレ連動国債に投資することで、慎重な運用を維持しつつ、最大限のリターンを目指します。
- B格以上のハイ・イールド債にファンド純資産の10%まで投資可能です。米ドル以外の通貨建ての債券にファンド純資産の20%まで投資可能です。

インフレ連動債のメリットを享受

- 米国インフレ連動国債は、米国の物価上昇率(インフレ率)に連動して元本・利金が増加する債券です。
- 通常の債券ファンドと比較して、インフレ時の金利上昇に抵抗があります。

運用は債券運用において専門性を有するPIMCOが行います。

- PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)は、グローバルに展開する世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社です。
- 米国においても、PIMCOは、多様な投資戦略に基づいて、インフレ・リスクを抑制しながら良好な運用実績を残しています。

※PIMCOは1997年よりインフレ連動国債の運用を開始し、年金・個人投資家を中心に、運用資産を積み上げています。
(2019年9月末日現在 米国籍のピムコ・リアル・リターン・ファンドの運用資産額は約91.90億米ドル(約9,932億円、2019年9月末日現在のWMロイターレート1米ドル=108.075円で換算))

<訂正後>

（前略）

ファンドの特徴

米国インフレ連動国債を主な投資対象とするファンド

- 主に米国政府、その他各国政府、政府機関、政府系企業及びその他の企業が発行するインフレ連動債に投資します。
- ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル物価連動債：米国TIPSインデックス(シリーズL)をベンチマークとします。
- 信用力の高い米国インフレ連動国債に投資することで、慎重な運用を維持しつつ、最大限のリターンを目指します。
- B格以上のハイ・イールド債にファンド純資産の10%まで投資可能です。米ドル以外の通貨建ての債券にファンド純資産の20%まで投資可能です。

インフレ連動債のメリットを享受

- 米国インフレ連動国債は、米国の物価上昇率(インフレ率)に連動して元本・利金が増加する債券です。
- 通常の債券ファンドと比較して、インフレ時の金利上昇に抵抗があります。

運用は債券運用において専門性を有するPIMCOが行います。

- PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)は、グローバルに展開する世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社です。
- 米国においても、PIMCOは、多様な投資戦略に基づいて、インフレ・リスクを抑制しながら良好な運用実績を残しています。

※PIMCOは1997年よりインフレ連動国債の運用を開始し、年金・個人投資家を中心に、運用資産を積み上げています。
(2019年12月末日現在 米国籍のピムコ・リアル・リターン・ファンドの運用資産額は約92.83億米ドル(約10,089億円、
2019年12月末日現在のWMロイターレート1米ドル=108.675円で換算))

（２）投資対象

<訂正前>

（前略）

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券

（中略）

CB0、CL0または他のCD0への投資のリスクは、担保証券の種類およびファンドが投資する商品の種類に主に左右される。通常、CB0、CL0、他のCD0は私募により募集および販売され、証券法に基づく登録が行われない。その結果、ファンドがCB0、CL0および他のCD0への投資を流動性の低い証券として特徴づけることがあるが、CB0、CL0およびその他のCD0が規則144A取引としての適格性を得ることができる活発なディーラー市場が存在することがある。CB0、CL0、その他のCD0は、債券に伴う通常のリスク（例えば、期限前返済リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、法的リスクおよび金利リスク等（これらは、金利の大幅な変動により、または金利の変動に反比例してストラクチャード・ファイナンスに対する支払金利が変動する場合に一段と悪化する可能性がある。））に加えて、以下のリスクを含むがこれらに限られない追加的なリスクを負担する。

（中略）

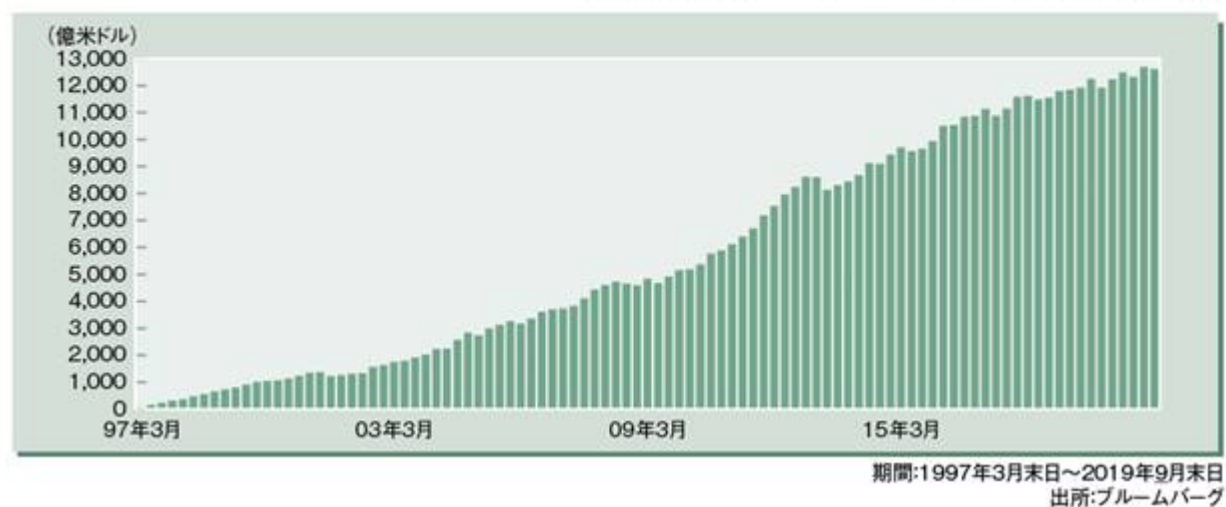
ファンドの主な投資対象である米国インフレ連動国債について

（中略）

米国インフレ連動国債の市場規模

■約1兆2,605億米ドル(約136兆円*)（2019年9月末日現在）

*2019年9月末日の為替(WMロイターレート1米ドル=108.075円)で換算



以下は、米国債券市場の動向と米国インフレ連動国債のリターン動向を示すものである。

過去の米国インフレ連動国債市場は、安定したリターンがでています。



過去の実績を分析したものであり、今後の動向を保証または示唆するものではない。

（中略）

レポ契約

ファンドは、レポ契約を締結することがあり、かかる契約において、ファンドは、銀行またはブローカー/ディーラーから証券を買い付け、ファンドによる証券買付けの費用負担で指定期間内に当該証券を利息付で買い戻させることを約束する。買戻しを約束する当事者が債務不履行になった場合、ファンドは、その保有する証券の売却に努める。これには、当該証券の価格が買戻価額以下に値下がりした場合、当該証券の損失に加えて、取引処理コストまたは遅滞を伴うことがある。7日以上満期のレポ取引は、非流動性証券とみなされる。

（中略）

空売り

ファンドは、その全体的なポートフォリオ運用戦略の一環として、潜在する証券価格の下落を相殺するため、ファンドの柔軟性を強めるため、投資リターンのため、またはリスク裁定戦略の一環として、証券の空売りを行うことがある。空売りは、ファンドの純資産額の100%を超えないものとする。空売りは、売却を実施するためにブローカーまたはその他の機関から借り入れた証券の売却を伴う。空売りは、空売りされた証券が値上がりした時に借入証券を入れ替えるために（ショート・ポジションの「カバリング」とも呼ばれる。）証券を取得、転換または交換することが要求されるリスクにファンドをさらし、その結果、ファンドに損失をもたらす。ファンドが空売りを行う場合、ファンドは、投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産を分別または用途を指定して区別するか、または許容される方法でそのポジションを別途補填しなければならない。

非流動性証券

ファンドは、その純資産額の15%を上限として、非流動性証券に投資することができる。一部の非流動性証券は、投資顧問会社の監督下で誠実に決定された適正価格での価格設定を必要とすることがあ

る。ポートフォリオ・マネジャーは、非流動性証券の処分の際には相当の遅滞を被ることがあり、また非流動性証券の取引は、流動性証券の取引に関わるものを上回る登録費用やその他の取引コストを内包することがある。

本項における「非流動性証券」とは、概ねファンドが当該証券を評価した金額で通常の取引過程上7日以内に処分できない証券をいう。非流動性証券は、満期までが7日以上であるレポ契約、一定のローン・パーティシペーションの権益および期限前の払戻しができないもしくは解約違約金が条件の（翌日物預金以外の）定期預金を含むと考えられるが、これらに限定されない。制限付証券、すなわち、再販売に関し法律上または契約上の制限を受ける証券は非流動性証券とされる。ただし、一部の制限付証券（1933年米国証券法（改訂済）によるルール144Aに基づき発行された証券および一部のコマーシャル・ペーパー等）は、確立した流通市場で取引される登録証券よりも流動性が低いことがあるものの、流動性があるものとして取り扱われる。

（中略）

信用格付および非格付証券

格付機関は、転換証券を含む確定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス会社である。格付機関による格付は絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時の変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況が格付よりも良かったり悪かったりする。一部の格付は、格付機関内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。ファンドは、当該証券がファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付けされる場合、格付の修正に関わらず証券を取得することができる。例えば、ファンドは、B格の証券をファンドが購入できる場合にB-格の証券を購入することがあり、また同様に、ファンドは、最低平均格付限度をA格として、平均A-格のポートフォリオのクオリティを維持することがある。投資顧問会社は、信用格付のみに依拠することはなく、発行体の信用力について独自の分析を行う。ファンドが保有する証券が、「（１）投資方針」の項に定められる最低格付以下に引き下げられる場合、投資顧問会社は、当該証券を処分することを要求されない。

ファンドは、当該証券がファンドの購入できる格付証券に相当するクオリティのものであると投資顧問会社が判断する場合、（格付機関により格付が付されていない）非格付証券を取得することができる。非格付証券は、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付を投資顧問会社が正確に評価できないというリスクを伴うことがある。ハイ・イールド証券の発行体の信用力の分析は、高格付の確定利付証券の発行体についてよりも複雑なことがある。ファンドがハイ・イールド証券および／または非格付証券に投資する限り、ファンドによる投資目的の達成の成否は、ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きく投資顧問会社の信用力分析に依拠することになる。

デュレーション

（負もしくは正の数値となりうる）デュレーションは、特に、証券の利回り、クーポン、最終満期および期限前償還条項に基づき数値化された、金利の変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される指標である。証券のデュレーションが長いほど、金利変動への感応度が高いことになる。同様に、ファンドのポートフォリオ平均のデュレーションが長い場合は、ポートフォリオ平均のデュレーションが短いファンドに比べて金利の変動に対する感応度が高くなる。例として、デュレーションが5年の債券ファンドの価格は、インフレ率が1%上昇した場合に約5%下落すると予想される。逆に、デュレーションが-1年の債券ファンドは、インフレ率が1%上昇した場合には約1%上昇すると予想される。

その他の投資対象および手法

ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本書には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法は、ファンドを追加的なリスクに服させることになる。

<訂正後>

（前略）

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券

（中略）

CB0、CL0または他のCD0への投資のリスクは、担保証券の種類およびファンドが投資する商品の種類に主に左右される。通常、CB0、CL0、他のCD0は私募により募集および販売され、証券法に基づく登録が行われない。その結果、ファンドがCB0、CL0および他のCD0への投資を流動性の低い投資対象として特徴づけることがあるが、CB0、CL0およびその他のCD0が規則144A取引としての適格性を得ることができる活発なディーラー市場が存在することがある。CB0、CL0、その他のCD0は、債券に伴う通常のリスク（例えば、期限前返済リスク、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、構造リスク、法的リスクおよび金利リスク等（これらは、金利の大幅な変動により、または金利の変動に反比例してストラクチャード・ファイナンスに対する支払金利が変動する場合に一段と悪化する可能性がある。））に加えて、以下のリスクを含むがこれらに限られない追加的なリスクを負担する。

（中略）

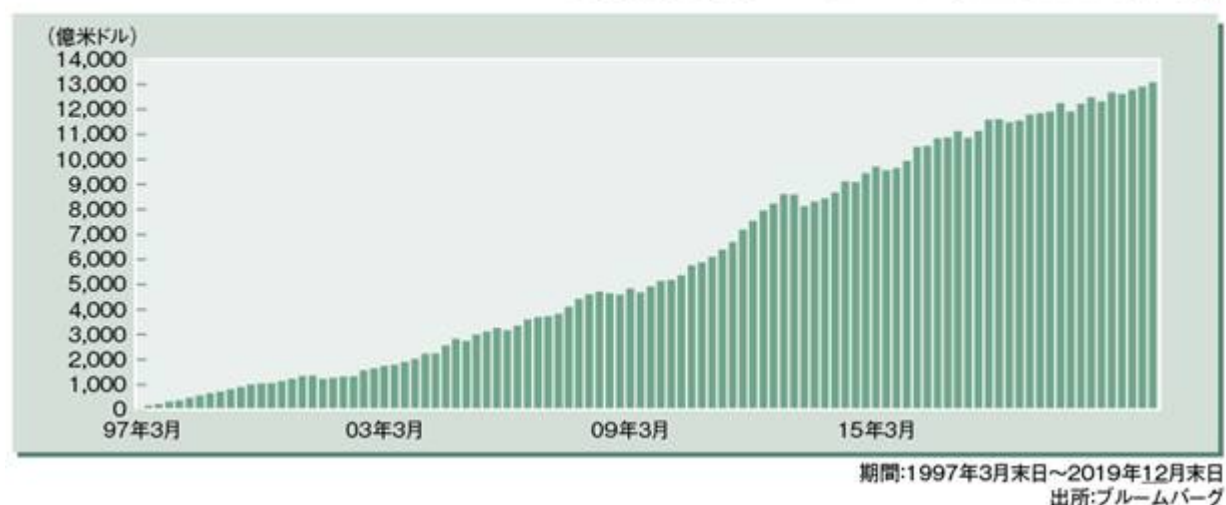
ファンドの主な投資対象である米国インフレ連動国債について

（中略）

米国インフレ連動国債の市場規模

■約1兆3,079億米ドル(約142兆円*)（2019年12月末日現在）

*2019年12月末日の為替(WMロイターレート1米ドル=108.675円)で換算



以下は、米国債券市場の動向と米国インフレ連動国債のリターンの動向を示すものである。

過去の米国インフレ連動国債市場は、安定したリターンができています。



過去の実績を分析したものであり、今後の動向を保証または示唆するものではない。

（中略）

レポ契約

ファンドは、レポ契約を締結することがあり、かかる契約において、ファンドは、銀行またはブローカー／ディーラーから証券を買い付け、ファンドによる証券買付けの費用負担で指定期間内に当該証券を利息付で買い戻させることを約束する。買戻しを約束する当事者が債務不履行になった場合、ファンドは、その保有する証券の売却に努める。これには、当該証券の価格が買戻価額以下に値下がりした場合、当該証券の損失に加えて、取引処理コストまたは遅滞を伴うことがある。7日以上の満期のレポ取引は、流動性の低い投資対象とみなされる。

（中略）

空売り

ファンドは、その全体的なポートフォリオ運用戦略の一環として、潜在する証券価格の下落を相殺するため、ファンドの柔軟性を強めるため、投資リターンのため、またはリスク裁定戦略の一環として、証券の空売りを行うことがある。空売りは、ファンドの純資産額の100%を超えないものとする。空売りは、売却を実施するためにブローカーまたはその他の機関から借り入れた証券の売却を伴う。空売りは、空売りされた証券が値上がりした時に借入証券を入れ替えるために（ショート・ポジションの「カバリング」とも呼ばれる。）証券を取得、転換または交換することが要求されるリスクにファンドをさらし、その結果、ファンドに損失をもたらす。ファンドが空売りを行う場合、ファンドは、投資顧問会社が流動性を有すると判断する資産を分別または用途を指定して区別するか、または許容される方法でそのポジションを別途補填しなければならない。

流動性の低い投資対象

ファンドは、その純資産額の15%を上限として、流動性の低い投資対象に投資することができる。一部の流動性の低い投資対象は、投資顧問会社の監督下で誠実に決定された適正価格での価格設定を必要とすることがある。ポートフォリオ・マネジャーは、流動性の低い投資対象の処分の際には相当の遅滞を被ることがあり、また流動性の低い投資対象の取引は、流動性の高い投資対象の取引に関わるものを上回る登録費用やその他の取引コストを内包することがある。

本項における「流動性の低い投資対象」とは、当該投資対象の時価を大幅に変更した上で売却または処分しない限り7暦日またはそれより短い期間内に現行の市況下で売却または処分できないとファンドが合理的に予想する投資対象のことである。流動性の低い投資対象は、満期までが7日以上であるレボ契約、一定のローン・パーティシペーションの權益および期限前の払戻しができないもしくは解約違約金が条件の（翌日物預金以外の）定期預金を含むと考えられるが、これらに限定されない。制限付証券、すなわち、再販売に関し法律上または契約上の制限を受ける証券は流動性が低くなることがある。ただし、一部の制限付証券（1933年米国証券法（改訂済）によるルール144Aに基づき発行された証券および一部のコマーシャル・ペーパー等）は、確立した流通市場で取引される登録証券よりも相対的に流動性が低いことがあるものの、流動性の高いものとして取り扱われる。

（中略）

信用格付および非格付証券

格付機関は、転換証券を含む確定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス会社である。格付機関による格付は絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時の変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況が格付よりも良かったり悪かったりする。一部の格付は、格付機関内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。ファンドは、当該証券がファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付けされる場合、格付の修正に関わらず証券を取得することができる。例えば、ファンドは、B格の証券をファンドが購入できる場合にB-格の証券を購入することがあり、また同様に、ファンドは、最低平均格付限度をA格として、平均A-格のポートフォリオのクオリティを維持することがある。投資顧問会社は、信用格付のみに依拠することはなく、発行体の信用力について独自の分析を行う。ファンドが保有する証券が、「（1）投資方針」の項に定められる最低格付以下に引き下げられる場合、投資顧問会社は、当該証券を処分することを要求されない。さらにファンドは、証券の格付を決定する際、各格付機関の一番高い格付を採用する。

ファンドは、当該証券がファンドの購入できる格付証券に相当するクオリティのものであると投資顧問会社が判断する場合、（格付機関により格付が付されていない）非格付証券を取得することができる。非格付証券は、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付を投資顧問会社が正確に評価できないというリスクを伴うことがある。ハイ・イールド証券の発行体の信用力の

分析は、高格付の確定利付証券の発行体についてよりも複雑なことがある。ファンドがハイ・イールド証券および／または非格付証券に投資する限り、ファンドによる投資目的の達成の成否は、ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きく投資顧問会社の信用力分析に依拠することになる。

デュレーション

（負もしくは正の数値となりうる）デュレーションは、特に、証券の利回り、クーポン、最終満期および期限前償還条項に基づき数値化された、金利の変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される指標である。証券のデュレーションが長いほど、金利変動への感応度が高いことになる。同様に、ファンドのポートフォリオ平均のデュレーションが長い場合は、ポートフォリオ平均のデュレーションが短いファンドに比べて金利の変動に対する感応度が高くなる。例として、デュレーションが5年の債券ファンドの価格は、インフレ率が1％上昇した場合に約5％下落すると予想される。逆に、デュレーションが-1年の債券ファンドは、インフレ率が1％上昇した場合には約1％上昇すると予想される。

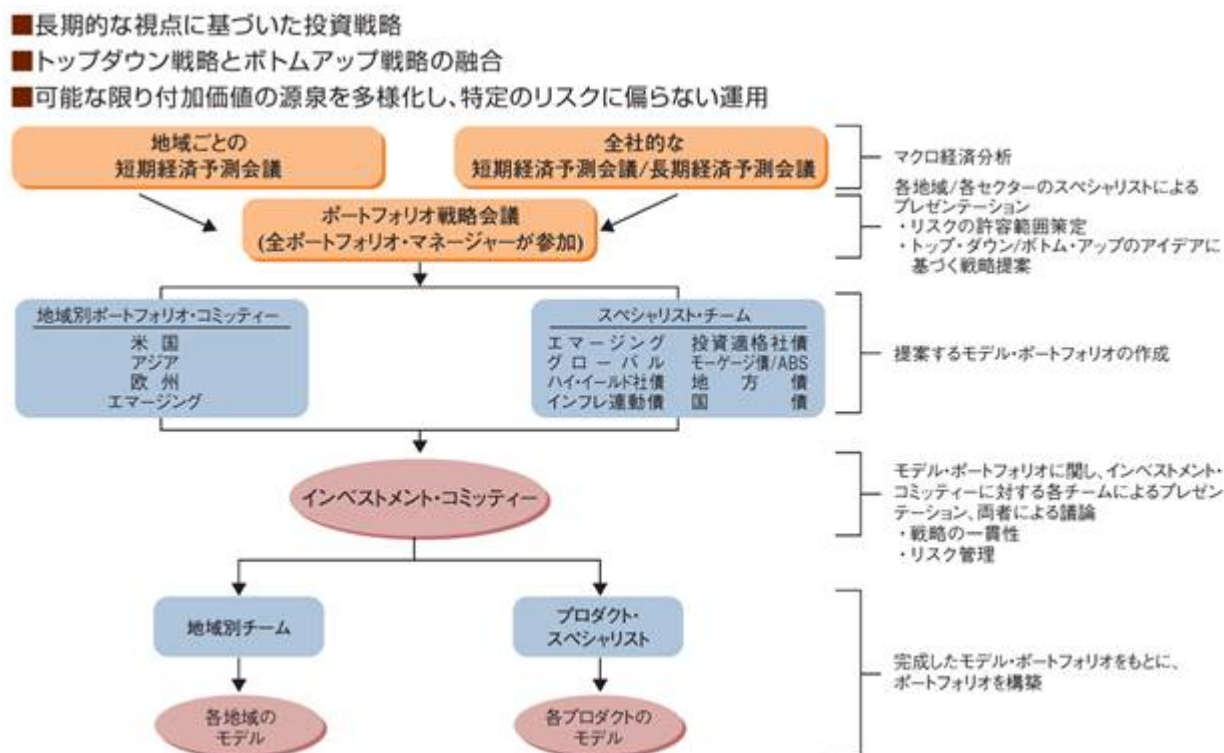
その他の投資対象および手法

ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本書には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法は、ファンドを追加的なリスクに服させることになる。

(3) 運用体制

<訂正前>

運用プロセス

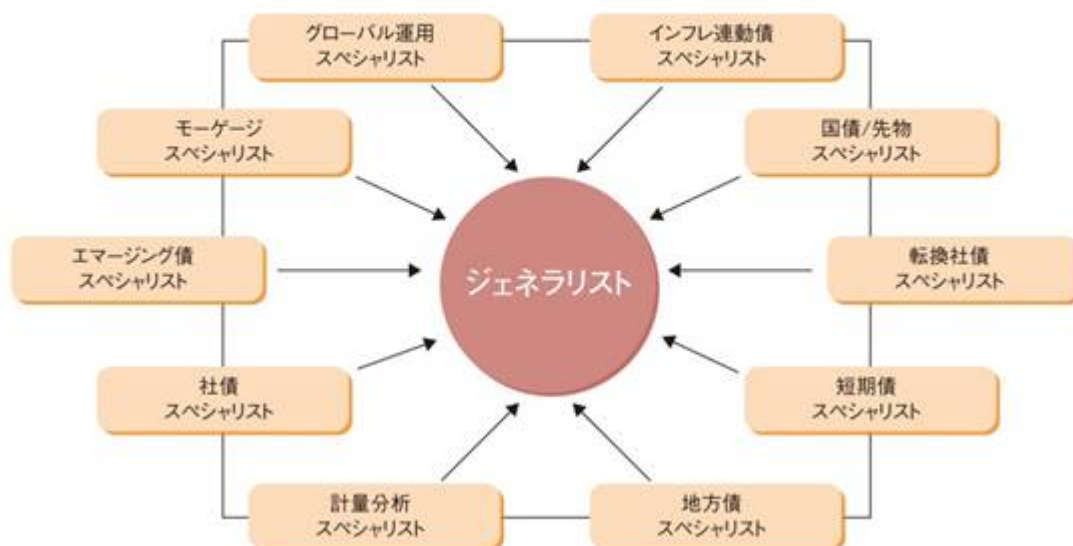


2019年9月末日現在

(中略)

ビムコ・リアル・リターン・ファンドの運用チーム

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
■トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



2019年9月末日現在

(中略)

投資顧問会社の概要

- Pacific Investment Management Company LLC パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(略称「PIMCO」)は1971年に設立され、現在世界最大級規模の保険会社アリアンツの傘下にて、安定した経営基盤を確立しております。
- 世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社として知られており、現在PIMCOグループ全体での運用資産(関係会社からの受託分を含む)は約1.84兆米ドル(約198兆円*)となっております。

*WMロイターレート1米ドル=107.74円で換算 2019年6月末日現在

- PIMCOは米国をはじめ、ロンドン、ミュンヘン、日本、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開しております。



PIMCOの運用に対する外部からの評価

年間最優秀債券マネージャー賞

米国モーニングスター社
2012年、2013年、2015年



運用実績賞

アジア・インベスター誌
[日本債券] 2010年、2011年、2013年、2014年
[グローバル債券(ヘッジ付)] 2008年、2013年、2015年

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team, PIMCO Short Term (2015); Dan Ivascyn and Alfred Murata, PIMCO Income (2013); Mark Kiesel, PIMCO Investment Grade Corporate Bond (2012); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship. Morningstar Awards 2015 © Morningstar, Inc. All Rights Reserved. Awarded to Jerome Schneider and Team for U.S. Fixed-Income Fund Manager of the Year.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

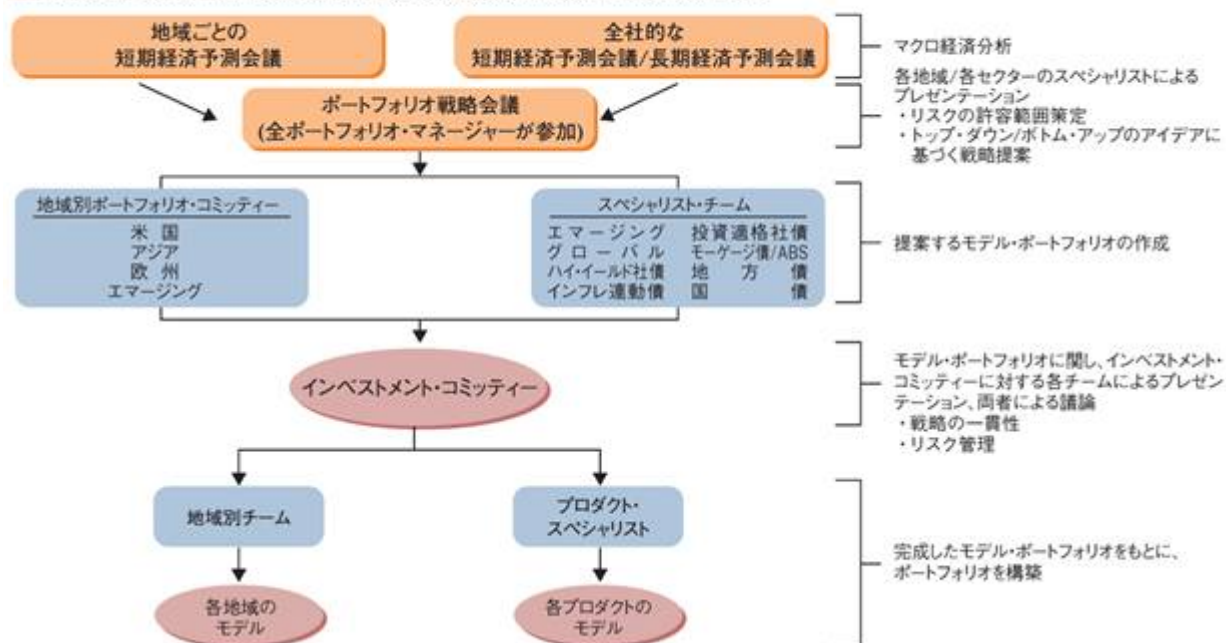
<訂正後>

運用プロセス

■長期的な視点に基づいた投資戦略

■トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合

■可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用



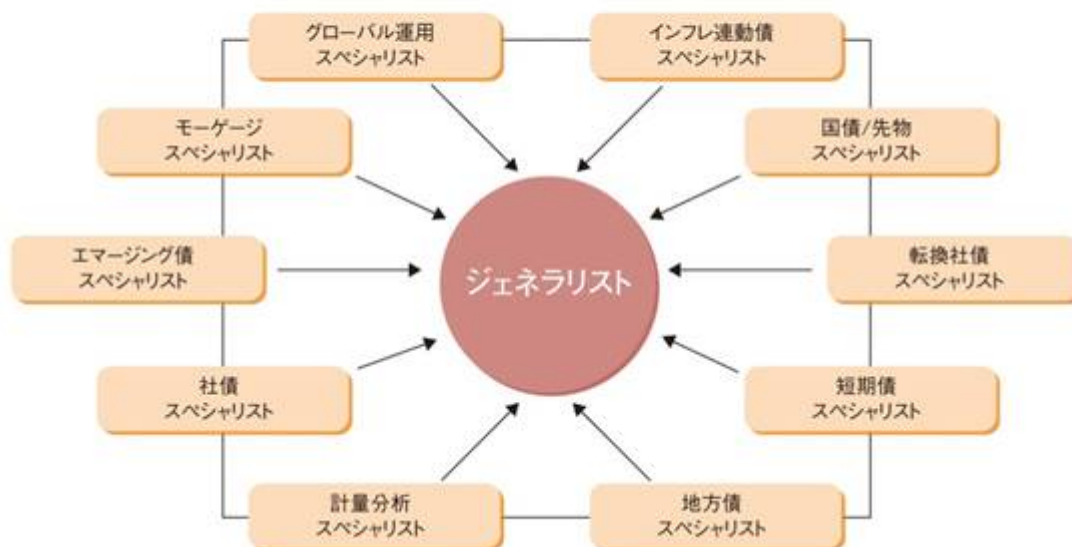
2019年12月末日現在

（中略）

ビムコ・リアル・リターン・ファンドの運用チーム

■ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制

■トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



2019年12月末日現在

（中略）

投資顧問会社の概要

- Pacific Investment Management Company LLC パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（略称「PIMCO」）は1971年に設立され、現在世界最大級規模の保険会社アリアンツの傘下にて、安定した経営基盤を確立しております。
- 世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社として知られており、現在PIMCOグループ全体での運用資産（関係会社からの受託分を含む）は約1.91兆米ドル（約208兆円*）となっております。

*WMロイターレート1米ドル=108.675円で換算 2019年12月末日現在

- PIMCOは米国をはじめ、ロンドン、ミュンヘン、日本、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開しております。



PIMCOの運用に対する外部からの評価

年間最優秀債券マネージャー賞

米国モーニングスター社
2012年、2013年、2015年



運用実績賞

アジア・インベスター誌
[日本債券] 2010年、2011年、2013年、2014年
[グローバル債券(ヘッジ付)] 2008年、2013年、2015年

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team, PIMCO Short Term (2015); Dan Ivascyn and Alfred Murata, PIMCO Income (2013); Mark Kiesel, PIMCO Investment Grade Corporate Bond (2012); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship. Morningstar Awards 2015 © Morningstar, Inc. All Rights Reserved. Awarded to Jerome Schneider and Team for U.S. Fixed-Income Fund Manager of the Year.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

3 投資リスク

リスク要因

<訂正前>

（前略）

金利リスク

金利リスクは、金利の上昇によりファンドのポートフォリオ内の債券、有配当の株式およびその他の組入銘柄の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、ファンドが保有する特定の債券または有配当の株式の価格が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。金利の変動は突発的で予測できないことがあるため、金利の動向の結果としてファンドが損失を被ることがある。ファンドは、金利の変動に対してヘッジを行えないか、または費用もしくはその他の理由によりヘッジの実施を選択しない場合がある。さらに、ヘッジが意図されていた機能を果たさない場合がある。比較的長期の存続期間を有する債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の存続期間を有する債券よりも変動しやすい。株式および債券以外のその他の証券の価格も、金利の変動により低下することがある。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価格が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債は、同じデュレーションの他の債券と比べ、大きな損失を被る可能性がある。様々な要因により金利が上昇することがある（中央銀行の金融政策、インフレ率、全般的な経済情勢等）。

変動利付証券は一般に金利変動への感応度は高くないが、その金利が全般的な金利と比較してあまり上昇しないかもしくは上昇の速度が早い場合には価格が下落する。変動利付証券は、金利の低下時に価格の上昇はみられない。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合に価格が下落する。逆変動利付証券も同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下（または逆変動利付証券の場合は、上昇）は、当該証券から得る収益やファンドの受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼす。

有配当の株券、中でもその市場価格が利回りに緊密に関連しているものは、金利の変動に対してより敏感なことがある。金利が上昇する期間中、かかる株券の評価額は下落する場合があります、ファンドの損失につながることもある。

金利は、幅広い要因（中央銀行の金融政策、インフレ率、全般的な経済状況等）により上昇する。金利が歴史的な低水準に近い水準で推移している現在の市況は、まさにそのような状況にある。そのため、確定利付債券に投資するファンドは現在、特に、米連邦準備制度理事会が量的緩和プログラムを2014年10月に終了し、開始した利上げを今後も継続すると考えられるため、金利リスクレベルの高まりに直面している。米連邦準備制度理事会が利上げを継続する限り、金融システム全体の金利が上昇するリスクがある。

金利が非常に低いまたはマイナスとなっている期間中、ファンドは、プラスのリターンを維持できない場合がある。米国および世界の多くの地域（一部のヨーロッパ諸国を含む。）における金利は、過去最低水準もしくはそれに近い水準にある。一部のヨーロッパ諸国では、近年、特定の確定利付商品の金利がマイナスとなっている。金利が非常に低いまたはマイナスとなっている場合、金利リスクが増大するおそれがある。金利の変動（金利がゼロを下回る場合を含む。）により、市場が予想外の影響を受け、市場ボラティリティが高まり、また、ファンドがかかる金利リスクにさらされている場合はそのパフォーマンスが低くなるおそれがある。

（中略）

流動性リスク

特定の投資証券の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。流動性リスクは、活発な市場が存在しないこと、売買高の減少および確定利付証券でマーケット・メイクを行うための従来型の市場参加者の能力に起因するもので、金利上昇局面や、確定利付型の投資信託の投資者からの買い戻しが通常より

も拡大して、売却により市場での流通量が増加するようなその他の状況下において、増大する。流動性のない有価証券は、特に市場の変動時に、価格設定が難航する場合がある。ファンドが流動性の低い証券に投資することにより、ファンドは流動性の低い証券を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、ファンドのリターンが減少することがあり、これにより、ファンドがその他の投資機会を利用できなくなることもある。さらに、ある特定の発行体の状況の悪化とは無関係に、市場もしくは経済の状況が悪化して一部の投資証券の市場の流動性が欠如することがある。債券市場は、ここ30年を通じて絶えず拡大しているが、債券取引に従事する従来型のディーラーの量は不安定で、一部で減少しているケースもある。その結果、金融取次機関の「マーケット・メイカー」の能力の主要な提供元となっていたディーラーが取り扱う在庫が、市場規模に対して、低水準または過去最低に近い水準にある。マーケット・メイカーは、自らの取次業務を通じて市場を安定させているが、ディーラーの在庫が大幅に減少すれば、確定利付市場の流動性の低下およびボラティリティの上昇を招くおそれがある。このような発行債券は、景気の先行きが不透明な時期に増加する場合がある。

そうした場合、ファンドは、非流動的な証券への投資が制限され当該証券もしくは商品の売買が困難となることで、特定のセクターへの投資の望ましい水準が達成できないことがある。流動性の欠如は、ファンドが保有する証券の価格に悪影響を及ぼすこともある。ファンドの元々の投資戦略に、時価総額の低い投資対象、米国以外の証券、ルール144A証券、流動性が低いセクターの債券、市場および／もしくは信用リスクが高いデリバティブもしくは証券が含まれる範囲において、流動性リスクに対するファンドのエクスポージャーが増大する傾向がある。さらに、償還残存期間が長い確定利付債券は、償還残存期間が短い確定利付債券に比べて、流動性リスクの水準が高い。結論として、流動性リスクは、機関投資家などの大口の受益者からの異常に多くの買戻請求やその他の通常起こらない市況のリスクを伴うもので、これにより、ファンドが認められる期限内で買戻請求に応じるための投資対象の売却が困難になる可能性がある。ファンドは、このような買戻請求を充足するために、低価格または不利な状況での有価証券の売却を余儀なくされ、この場合、ファンドの価値が損なわれることになる。また、その他の市場参加者がファンドと同時期に確定利付債券の持高の清算を意図している場合、市場での流通量が増加し、流動性リスクおよび価格低下圧力が増大することがある。

（中略）

市場リスク

ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動する。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需給、会社の収益一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化、信用市場の悪化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の下降局面においては、複合資産クラスは同時に価格が下落する可能性がある。株式は、一般に、債券よりも大きな価格ボラティリティを有する。信用格付の引き下げも、ファンドが保有する有価証券にマイナスの影響を及ぼすことがある。市場の好調時であっても、ファンドが保有する投資対象の価格が市場全般とともに上昇するとの保証はない。さらに、市場リスクには、地政学上のイベントが国または世界的な水準で景気を悪化させるリスクも含まれる。例えば、テロ、市場の不正操作、政府のデフォルト、政府機関の閉鎖、政権交代、外交上の進展および自然／環境災害はすべて、証券市場にマイナスの影響を及ぼすことがあり、これにより、ファンドの価格が低下しかねない。市場の機能が停止し、ファンドが適切なタイミングで有利な投資判断を下すことを妨げる場合もある。地政学上の市場混乱に見舞われた地域に集中して投資を行った限度で、ファンドはより高い損失リスクにさらされる。そのため、投資家は、特定のファンドが各々の財務上のニーズおよびリスク許容度を充足しているか否かを決定するために、現在の市況を注意深く検証すべきである。

現在の市況においては、確定利付証券に投資するファンドのリスクが上昇する可能性がある。米国の金利は、歴史的な低水準に近い水準で推移しているが、持続的な景気拡大および金利上昇局面の可能性の高まりを受け、今後も上昇するリスクが増大している。金利がこの先これ以上上昇すれば、確定利付証券に投資するいかなるファンドも価値が低下する可能性がある。このように、確定利付債券市場は、金利、ボラティリティおよび流動性リスクの水準の上昇に影響されることがある。金利の上昇により、ファンドの価値が大きく損なわれた場合、ファンドに対する受益者の買戻請求が増加し、ファンドが不利な時期および価格での投資対象の清算を余儀なくされ、その結果、ファンドおよび受益者に悪影響が及ぶ可能性がある。

取引所および証券市場が、特定の有価証券の早期清算、終了の延長、取引遅延または取引停止を行う可能性があり、その結果、ファンドが有利な時期での有価証券もしくは金融商品の売買または組み入れている投資対象の正確な値付けを行えなくなる場合がある。また、ファンドは、純資産価格の算出のために各種の第三者の情報源を利用することができる。その結果、ファンドが、サービス・プロバイダーおよびサービス・プロバイダーのデータ収集源に依拠することに伴う一定の業務リスクを負担する。特に、エラーまたはシステムの不具合およびその他の技術的な問題が、ファンドの純資産価額の算出に悪影響を及ぼす場合があり、このような純資産価額の決定上の問題により、純資産価額の算出が不正確になり、純資産価額の算出が遅れ、および／または、期間を延長しても純資産価格の算出ができない場合がある。ファンドが、かかる失敗による損失を回復できないこともありうる。

ファンドは非米国証券に投資することができ、米国企業の証券にのみ投資する他のファンドに比べて、より急激な価格変化を経験することがある。非米国の証券市場の多くは比較的小規模であり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、非米国証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。非米国の報告、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。世界の経済および金融市場はますます相関関係を深めており、ある1つの国、地域もしくは金融市場の状況や事象が、別の国、地域もしくは金融市場における発行体に悪影響を及ぼすことがある。また、国有化、公用収用、没収的課税、通貨障害、政治的変動または外交的発展が、ファンドの非米国投資に悪影響を及ぼす可能性がある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、ファンドはその非米国証券への投資をすべて失うおそれがある。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。ファンドが特定の地域にその相当部分の資産を投資する限度で、ファンドは、一般的に、非米国投資に伴う地域経済のより大きなリスクにさらされることになる。非米国証券は、米国の発行体の証券に比べ流動性が低く、評価が難しい場合もある。同様に、特定の国や1つの国の発行体に集中投資を行うファンドは、当該国の経済的、規制上もしくは政治的な動きに大きく左右される。

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券は多くの場合、信託される消費者ローンや債権等の担保またはその他の資産の「プール」における持分であり、別の種類の債券投資のリスクとは異なるリスクやより重大なリスクを伴うことがある。一般に金利の上昇により固定金利のモーゲージ関連証券の存続期間は延長される傾向にあるため、モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。個々の担保権者が期限前償還のオプションを行使することは少ないため、モーゲージ関連証券の価値にさらに下降圧力がかかり、ファンドが損失を被ることがある。その結果、金利上昇時期において、モーゲージ関連証券を保有するファンドのボラティリティはより大きくなる。これが延長リスクと呼ばれるものである。モーゲージ・バック証券は、金利の低下に非常に敏感に反応することがあり、ごく僅かな変動により投資しているファンドが損失を被ることがある。モーゲージ・バック証券のうち、特に、政府の保証に裏付けられていない種類のものは、信用リスクを伴う。さらに、調整金利および固定金利のモーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借り手は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなけれ

ばならないため、ファンドのリターンは減少されることがある。ファンドがその他のアセット・バック証券に投資を行う場合、モーゲージ関連証券への投資と同様のリスクを負うと共に、原資となる資産の種類や当該資産のサービスに関連した追加的リスクにさらされる。アセット・バック証券の元利金の支払は、有価証券の裏付資産が創出するキャッシュフローに大きく依拠することがあり、アセット・バック証券は、関連資産内で担保権による利益を得ることができない可能性がある。

さらに、アセット・バック証券の価値は、業務提供会社の実績に関連するリスクを伴う。一定の状況下において、サービサーまたはオリジネーターが原担保に関連する文書の取り扱いミス（例えば、原担保の担保権の適切なドキュメンテーションを行わないこと等）を起こした場合、原担保におけるおよび原担保に対する担保権者の権利に影響を与えることがある。

新規設定／小規模ファンドリスク

新規に設定された、または規模が小さいファンドのパフォーマンスは、当該ファンドの規模が大きくなり、その投資戦略が完全に実行された場合に長期的に見て達成すると見込まれる、または達成し得るパフォーマンスを示さないことがある。投資ポジションは、新規に設定されたファンドおよび小規模のファンドに見合わない（マイナスまたはプラスの）影響をそれらのパフォーマンスに及ぼすおそれがある。また、新規に設定されたファンドおよび小規模のファンドは、その投資目的および投資方針を満たす証券に全額が投資され、代表的なポートフォリオ構成を達成するまでに一定の期間を要する場合がある。ファンドのパフォーマンスは、この「成長」期間中は、ファンドが全額投資された後に比べて、低くなったり高くなったり、また、より大きく変動する場合がある。同様に、新規に設定された、または小規模のファンドの投資戦略は、その戦略の代表的なリターンを示すようになるまでの期間がより長くなる場合がある。新規に設定されたファンドは、投資家が評価を行う際に参照するパフォーマンス履歴が限られており、また、新規に設定されたファンドおよび小規模のファンドは、投資効率および取引効率を得るのに必要な資産を集めることができない場合がある。新規に設定された、または小規模のファンドがその投資戦略の実行または投資目的の達成に失敗することとなった場合、パフォーマンスに悪影響が及ぶおそれがあり、かかる失敗により清算が行われる場合は、ファンドに対しては追加の取引コストが発生し、投資家に対しては税務上の悪影響が生じる可能性がある。

オペレーショナル・リスク

ファンドへの投資には、他のファンドと同様に、処理の誤り、人的ミス、内外の不適切な手続きまたは手続漏れ、システムおよび情報技術における失策、人員の異動ならびに第三者としての業務提供者により生じるエラー等の要因によるオペレーショナル・リスクを伴うことがある。これらの失策、エラーおよび違反のいずれかが発生した結果、情報漏洩、規制当局による監査、評判の失墜またはその他の事象が発生し、そのいずれかがファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドは、管理および監視を通じてこのような事象を最小限に抑えるよう努めるが、それでもなお、失策が生じ、ファンドが損失を被る可能性がある。

（中略）

割安株投資のリスク

割安株投資では、投資顧問会社が過小評価されていると考える企業を特定する。割安株は、企業の収益、キャッシュ・フローもしくは配当などの要因からみて、株価が安い水準にある。割安株は、市場の過小評価が続く場合または株価が上昇すると投資顧問会社が考えていた要因が発生しない場合、価格が下落するまたは投資顧問会社が期待するより価格が上昇しない可能性がある。割安株投資手法は、成長株に集中投資するまたは広範な投資手法を取る株式投資ファンドと比べて、パフォーマンスが良い場合も悪い場合もある。

投資者は、ファンドへの投資のすべてまたは実質的にすべてを失う可能性がある。投資顧問会社がファンドの投資目的を達成できるとの保証はない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

金利リスク

金利リスクは、金利の上昇によりファンドのポートフォリオ内の債券、有配当の株式およびその他の組入銘柄の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、ファンドが保有する特定の債券または有配当の株式の価格が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。金利の変動は突発的で予測できないことがあるため、金利の動向の結果としてファンドが損失を被ることがある。ファンドは、金利の変動に対してヘッジを行えないか、または費用もしくはその他の理由によりヘッジの実施を選択しない場合がある。さらに、ヘッジが意図されていた機能を果たさない場合がある。比較的長期の存続期間を有する債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期の存続期間を有する債券よりも変動しやすい。株式および債券以外のその他の証券の価格も、金利の変動により低下することがある。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価格が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債は、同じデュレーションの他の債券と比べ、大きな損失を被る可能性がある。様々な要因により金利が上昇することがある（中央銀行の金融政策、インフレ率、全般的な経済情勢等）。

変動利付証券は一般に金利変動への感応度は高くないが、その金利が全般的な金利と比較してあまり上昇しないかもしくは上昇の速度が早い場合には価格が下落する。変動利付証券は、金利の低下時に価格の上昇はみられない。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合に価格が下落する。逆変動利付証券も同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価格の乱高下を示すことがある。ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下（または逆変動利付証券の場合は、上昇）は、当該証券から得る収益やファンドの受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼす。

有配当の株券、中でもその市場価格が利回りに緊密に関連しているものは、金利の変動に対してより敏感なことがある。金利が上昇する期間中、かかる株券の評価額は下落する場合があります、ファンドの損失につながる可能性がある。

金利または米国財務省証券の利回り（もしくは他の種類の債券の利回り）は、幅広い要因（中央銀行の金融政策、インフレ率、全般的な経済状況等）により上昇することがある。金利または債券利回りが歴史的低水準に近い水準で推移している現在の市況は、まさにそのような状況にある。そのため、確定利付債券に投資するファンドは現在、金利および／または債券利回りの上昇に関するリスク水準の高まりに直面している。これは様々な要因（中央銀行の金融政策、インフレもしくは実質経済成長率の推移、一般的な経済状況、債券発行の増加または低利回りの投資対象に対する市場の需要の低下を含むがこれらに限られない。）により引き起こされることがある。

金利が非常に低いまたはマイナスとなっている期間中、ファンドは、プラスのリターンを維持できない場合がある。米国および世界の多くの地域（一部のヨーロッパ諸国を含む。）における金利は、過去最低水準もしくはそれに近い水準にある。一部のヨーロッパ諸国では、近年、特定の確定利付商品の金利がマイナスとなっている。金利が非常に低いまたはマイナスとなっている場合、金利リスクが増大するおそれがある。金利の変動（金利がゼロを下回る場合を含む。）により、市場が予想外の影響を受け、市場ボラティリティが高まり、また、ファンドがかかる金利リスクにさらされている場合はそのパフォーマンスが低くなるおそれがある。

（中略）

流動性リスク

特定の投資証券の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。流動性リスクは、活発な市場が存在しないこと、売買高の減少および確定利付証券でマーケット・メイクを行うための従来型の市場参加者の能力に起因するもので、金利上昇局面や、確定利付型の投資信託の投資者からの買い戻しが通常よりも拡大して、売却により市場での流通量が増加するようなその他の状況下において、増大する。流動性の低い投資対象とは、当該投資対象の時価を大幅に変更した上で売却または処分しない限り7暦日またはそれより短い期間内に現行の市況下で売却または処分できないとファンドが合理的に予想する投資対象のことである。流動性の低い投資対象は、特に市場の変動時に、価格設定が難航する場合がある。ファンドが流動性の低い投資対象に投資することにより、ファンドは流動性の低い投資対象を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、ファンドのリターンが減少することがあり、これにより、ファンドがその他の投資機会を利用できなくなることもある。さらに、ある特定の発行体の状況の悪化とは無関係に、市場もしくは経済の状況が悪化して一部の投資証券の市場の流動性が低くなることがある。債券市場は、ここ30年を通じて絶えず拡大しているが、債券取引に従事する従来型のディーラーの量は不安定で、一部で減少しているケースもある。その結果、金融取次機関の「マーケット・メイク」の能力の主要な提供元となっていたディーラーが取り扱う在庫が、市場規模に対して、低水準または過去最低に近い水準にある。マーケット・メイカーは、自らの取次業務を通じて市場を安定させているが、ディーラーの在庫が大幅に減少すれば、確定利付市場の流動性の低下およびボラティリティの上昇を招くおそれがある。このような発行債券は、景気の先行きが不透明な時期に増加する場合がある。

そうした場合、ファンドは、流動性の低い投資対象への投資が制限され当該証券もしくは商品の売買が困難となることで、特定のセクターへの投資の望ましい水準が達成できないことがある。流動性の欠如は、ファンドが保有する証券の価格に悪影響を及ぼすこともある。ファンドの元々の投資戦略に、時価総額の低い投資対象、米国以外の証券、ルール144A証券、流動性が低いセクターの債券、市場および/もしくは信用リスクが高いデリバティブもしくは証券が含まれる範囲において、流動性リスクに対するファンドのエクスポージャーが増大する傾向がある。さらに、償還残存期間が長い確定利付債券は、償還残存期間が短い確定利付債券に比べて、流動性リスクの水準が高い。結論として、流動性リスクは、機関投資家などの大口の受益者からの異常に多くの買戻請求やその他の通常起こらない市況のリスクを伴うもので、これにより、ファンドが認められる期限内で買戻請求に応じるための投資対象の売却が困難になる可能性がある。ファンドは、このような買戻請求を充足するために、低価格または不利な状況での有価証券の売却を余儀なくされ、この場合、ファンドの価値が損なわれることになる。また、その他の市場参加者がファンドと同時期に確定利付債券の持高の清算を意図している場合、市場での流通量が増加し、流動性リスクおよび価格低下圧力が増大することがある。

（中略）

市場リスク

ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動する。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な市況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需給、会社の収益一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化、信用市場の悪化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の下降局面においては、複合資産クラスは同時に価格が下落する可能性がある。株式は、一般に、債券よりも大きな価格ボラティリティを有する。信用格付の引き下げも、ファンドが保有する有価証券にマイナスの影響を及ぼすことがある。市場の好調時であっても、ファンドが保有する投資対象の価格が市場全般とともに上昇するとの保証はない。さらに、市場リスクには、地政学上のイベントが国または世界的な水準で景気を悪化させるリスクも含まれる。例えば、テロ、市場の不正操作、政府のデフォルト、政府機関の閉鎖、政権交代、外交上の進展および自然/環境災害はすべ

て、証券市場にマイナスの影響を及ぼすことがあり、これにより、ファンドの価格が低下しかねない。米国で現在議論を呼んでいる政治情勢や、米国および米国外における政治および外交上のイベント（米国政府が長期予算および赤字削減策でたびたび承認を得られなかったこと等）が、かつて米国政府閉鎖という結果を招いたが、この先も同じ結果を招きかねず、そうなればファンドの投資対象および運営に悪影響を及ぼしかねない。今後の米国連邦政府の閉鎖や閉鎖の長期化が投資家および消費者信頼感に影響を及ぼす可能性があり、金融市場および広域の経済に対して場合によっては突然に、かなりの程度まで悪影響を及ぼす可能性がある。市場の機能が停止し、ファンドが適切なタイミングで有利な投資判断を下すことを妨げる場合もある。地政学上の市場混乱に見舞われた地域に集中して投資を行った限度で、ファンドはより高い損失リスクにさらされる。そのため、投資家は、特定のファンドが各々の財務上のニーズおよびリスク許容度を充足しているか否かを決定するために、現在の市況を注意深く検証すべきである。

現在の市況においては、確定利付証券に投資するファンドのリスクが上昇する可能性がある。米国の金利は、歴史的低水準に近い水準で推移している。金利がこの先これ以上上昇すれば、確定利付証券に投資するいかなるファンドも価値が低下する可能性がある。このように、確定利付債券市場は、金利、ボラティリティおよび流動性リスクの水準の上昇に影響されることがある。金利の上昇により、ファンドの価値が大きく損なわれた場合、ファンドに対する受益者の買戻請求が増加し、ファンドが不利な時期および価格での投資対象の清算を余儀なくされ、その結果、ファンドおよび受益者に悪影響が及ぶ可能性がある。

取引所および証券市場が、特定の有価証券の早期清算、終了の延長、取引遅延または取引停止を行う可能性があり、その結果、ファンドが有利な時期での有価証券もしくは金融商品の売買または組み入れている投資対象の正確な値付けを行えなくなる場合がある。また、ファンドは、純資産価格の算出のために各種の第三者の情報源を利用することができる。その結果、ファンドが、サービス・プロバイダーおよびサービス・プロバイダーのデータ収集源に依拠することに伴う一定の業務リスクを負担する。特に、エラーまたはシステムの不具合およびその他の技術的な問題が、ファンドの純資産価額の算出に悪影響を及ぼす場合があり、このような純資産価額の決定上の問題により、純資産価額の算出が不正確になり、純資産価額の算出が遅れ、および／または、期間を延長しても純資産価格の算出ができない場合がある。ファンドが、かかる失敗による損失を回復できないこともありうる。

ファンドは非米国証券に投資することができ、米国企業の証券にのみ投資する他のファンドに比べて、より急激な価格変化を経験することがある。非米国の証券市場の多くは比較的小規模であり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、非米国証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。非米国の報告、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。世界の経済および金融市場はますます相関関係を深めており、ある1つの国、地域もしくは金融市場の状況や事象が、別の国、地域もしくは金融市場における発行体に悪影響を及ぼすことがある。また、国有化、公用収用、没収的課税、通貨障害、政治的変動または外交的発展が、ファンドの非米国投資に悪影響を及ぼす可能性がある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、ファンドはその非米国証券への投資をすべて失うおそれがある。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。ファンドが特定の地域にその相当部分の資産を投資する限度で、ファンドは、一般的に、非米国投資に伴う地域経済のより大きなリスクにさらされることになる。非米国証券は、米国の発行体の証券に比べ流動性が低く、評価が難しい場合もある。同様に、特定の国や1つの国の発行体に集中投資を行うファンドは、当該国の経済的、規制上もしくは政治的な動きに大きく左右される。

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券のリスク

モーゲージ関連およびその他のアセット・バック証券は多くの場合、信託される消費者ローンや債権等の担保またはその他の資産の「プール」における持分であり、別の種類の債券投資のリスクとは異なるリスクやより重大なリスクを伴うことがある。一般に金利の上昇により固定金利のモーゲージ関連証券の存続期間は延長される傾向にあるため、モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。個々の担保権者が期限前償還のオプションを行使することは少ないため、モーゲージ関連証券の価値にさらに下降圧力がかかり、ファンドが損失を被ることがある。その結果、金利上昇時期において、モーゲージ関連証券を保有するファンドのボラティリティはより大きくなる。これが延長リスクと呼ばれるものである。モーゲージ・バック証券は、金利の低下に非常に敏感に反応することがあり、ごく僅かな変動により投資しているファンドが損失を被ることがある。モーゲージ・バック証券のうち、特に、政府の保証に裏付けられていない種類のものは、信用リスクを伴う。さらに、調整金利および固定金利のモーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借り手は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、ファンドのリターンは減少されることがある。ファンドがその他のアセット・バック証券に投資を行う場合、モーゲージ関連証券への投資と同様のリスクを負うと共に、原資となる資産の種類や当該資産のサービスに関連した追加的リスクにさらされる。アセット・バック証券の元利金の支払は、有価証券の裏付資産が創出するキャッシュフローに大きく依拠することがあり、アセット・バック証券は、関連資産内で担保権による利益を得ることができない可能性がある。

さらに、アセット・バック証券の価値は、業務提供会社の実績に関連するリスクを伴う。一定の状況下において、サービサーまたはオリジネーターが原担保に関連する文書の取り扱いミス（例えば、原担保の担保権の適切なドキュメンテーションを行わないこと等）を起こした場合、原担保におけるおよび原担保に対する担保権者の権利に影響を与えることがある。

新規設定ファンドリスク

新規に設定されたファンドのパフォーマンスは、当該ファンドの規模が大きくなり、その投資戦略が完全に実行された場合に長期的に見て達成すると見込まれる、または達成し得るパフォーマンスを示さないことがある。投資ポジションは、新規に設定されたファンドに見合わない（マイナスまたはプラスの）影響をそれらのパフォーマンスに及ぼすおそれがある。また、新規に設定されたファンドは、その投資目的および投資方針を満たす証券に全額が投資され、代表的なポートフォリオ構成を達成するまでに一定の期間を要する場合がある。ファンドのパフォーマンスは、この「成長」期間中は、ファンドが全額投資された後に比べて、低くなったり高くなったり、また、より大きく変動する場合がある。同様に、新規に設定されたファンドの投資戦略は、その戦略の代表的なリターンを示すようになるまでの期間がより長くなる場合がある。新規に設定されたファンドは、投資家が評価を行う際に参照するパフォーマンス履歴が限られており、また、新規に設定されたファンドは、投資効率および取引効率を得るのに必要な資産を集めることができない場合がある。新規に設定されたファンドがその投資戦略の実行または投資目的の達成に失敗することとなった場合、パフォーマンスに悪影響が及ぶおそれがあり、かかる失敗により清算が行われる場合は、ファンドに対しては追加の取引コストが発生し、投資家に対しては税務上の悪影響が生じる可能性がある。

小規模ファンドリスク

小規模ファンドは投資効率または取引効率を達成するために経済的に実行可能な規模に成長しないか、またはその規模を維持しない可能性があるので、運用実績にマイナスの影響を及ぼすおよび／またはファンドが清算を余儀なくされることがある。さらに、小規模ファンドはファンド持分の多額の買付けまたは買戻しによりさらに悪影響を受ける可能性があり、そのような事態がいつでも発生する可能性があり、大きな買付けまたは買戻しと同じ方法でファンドに影響を及ぼすことがある。

オペレーショナル・リスク

ファンドへの投資には、他のファンドと同様に、処理の誤り、人的ミス、内外の不適切な手続きまたは手続漏れ、システムおよび情報技術における失策、人員の異動ならびに第三者としての業務提供者により生じるエラー等の要因によるオペレーショナル・リスクを伴うことがある。これらの失策、エラーおよび違反のいずれかが発生した結果、情報漏洩、規制当局による監査、評判の失墜またはその他の事象が発生し、そのいずれかがファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。ファンドは、管理および監視を通じてこのような事象を最小限に抑えるよう努めるが、それでもなお、失策が生じ、ファンドが損失を被る可能性がある。

（中略）

割安株投資のリスク

割安株投資では、過小評価されていると考えられる企業を特定する。割安株は、企業の収益、キャッシュ・フローもしくは配当などの要因からみて、株価が安い水準にある。割安株は、市場の過小評価が続く場合または株価が上昇すると投資顧問会社が考えていた要因が発生しない場合、価格が下落するまたは投資顧問会社が期待するより価格が上昇しない可能性がある。割安株投資手法は、成長株に集中投資するまたは広範な投資手法を取る株式投資ファンドと比べて、パフォーマンスが良い場合も悪い場合もある。

投資者は、ファンドへの投資のすべてまたは実質的にすべてを失う可能性がある。投資顧問会社がファンドの投資目的を達成できるとの保証はない。

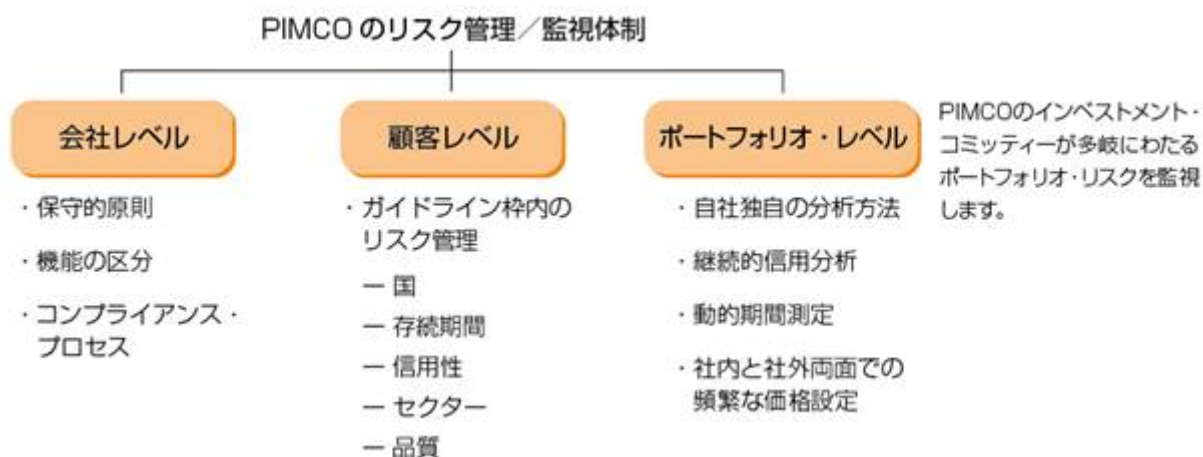
（後略）

リスクの管理体制

<訂正前>

(前略)

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



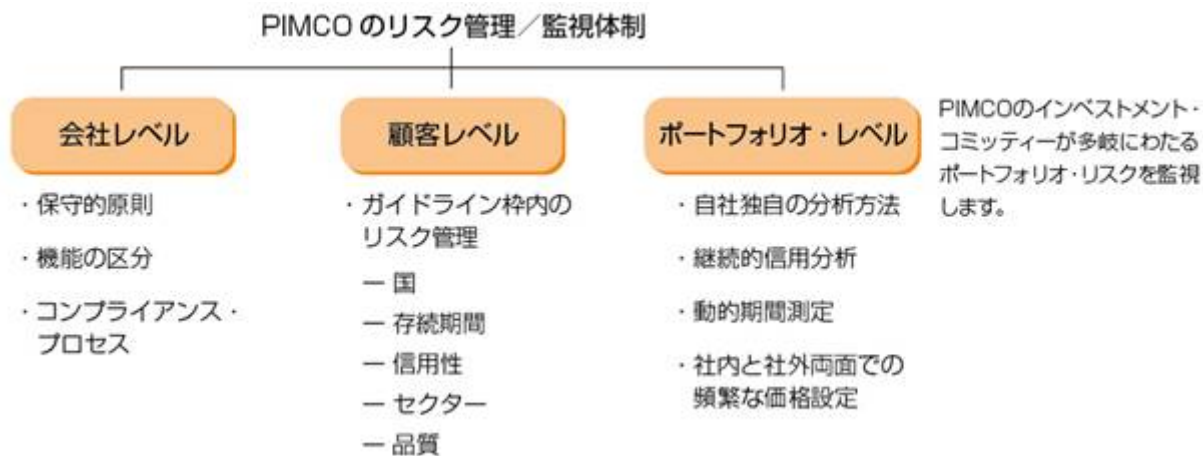
2019年9月末日現在

(後略)

<訂正後>

(前略)

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



2019年12月末日現在

(後略)

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（Ａ）日本

2019年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

（Ａ）日本

2020年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（イ）海外における販売手続等

<訂正前>

（前略）

マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングを防止し、テロへの資金供給を阻止するため、名義書換事務受託会社、その関連会社、子会社または関係人は、投資者の身元および申込代金の支払いの資金源の詳細な確認をしなければならない。各申込みの状況により、以下の場合、詳細な確認は必要とされない。

（a）申込者が、公認の金融機関の申込者名義の口座から支払を行う場合。または、

（b）申込みが、公認の仲介業者を通じて行われた場合。

これらの例外は、上記の金融機関または仲介業者が十分なマネー・ロンダリング規制を有すると認められる国に存在する場合にのみ適用される。

受託会社および管理会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。申込者が確認手続のために必要な情報を提供しないかまたは提供が遅れた場合、該当の場合、名義書換事務受託会社は、申込みおよび買付金の受理を拒絶することができる。

最近の米国のマネー・ロンダリング規制や今後の規制により、申込時にさらなる情報が要求されることがある。USAパトリオット法（USA PATRIOT ACT）により改正された米国銀行秘密保護法（The U.S. Bank Secrecy Act）は、米国内の一定の金融機関に対して、マネー・ロンダリング防止措置の採用を義務付けており、金融機関に対し顧客の身元確認義務および疑わしい取引の報告義務を課している。将来、他の種類の者が追加される可能性がある。

ルクセンブルグの居住者は、（申込みその他による）トラストの支払に犯罪行為による収益が含まれているとの疑いをもつ場合には、ルクセンブルグのCSSFサーキュラー08 / 387（CSSFサーキュラー10 / 476と共に理解すること）および当該CSSFサーキュラーを改訂、補足もしくは置換えるCSSFサーキュラー、ならびにマネー・ロンダリング規制に適用されるその他のルクセンブルグの法令に従ってかかる疑いを報告する義務を負う。

<訂正後>

（前略）

マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングを防止し、テロへの資金供給を阻止するため、名義書換事務受託会社、その関連会社、子会社または関係人は、投資者の身元および申込代金の支払いの資金源の詳細な確認をしなければならない。各申込みの状況により、以下の場合、詳細な確認は必要とされない。

（a）申込者が、公認の金融機関の申込者名義の口座から支払を行う場合。または、

（b）申込みが、公認の仲介業者を通じて行われた場合。

これらの例外は、上記の金融機関または仲介業者が十分なマネー・ロンダリング規制を有すると認められる国に存在する場合にのみ適用される。

受託会社および管理会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。申込者が確認手続のために必要な情報を提供しないかまたは提供が遅れた場合、該当の場合、名義書換事務受託会社は、申込みおよび買付金の受理を拒絶することができる。

米国のマネー・ロンダリング規制や今後の規制により、申込時にさらなる情報が要求されることがある。USAパトリオット法（USA PATRIOT ACT）により改正された米国銀行秘密保護法（The U.S. Bank Secrecy Act）は、米国内の一定の金融機関に対して、マネー・ロンダリング防止措置の採用を義務付けており、金融機関に対し顧客の身元確認義務および疑わしい取引の報告義務を課している。将来、他の種類の者が追加される可能性がある。

ルクセンブルクの居住者は、（申込みその他による）トラストの支払に犯罪行為による収益が含まれているとの疑いをもつ場合には、ルクセンブルクのCSSFサーキュラー08 / 387（CSSFサーキュラー10 / 476と共に理解すること）および当該CSSFサーキュラーを改訂、補足もしくは置換えるCSSFサーキュラー、ならびにマネー・ロンダリング規制に適用されるその他のルクセンブルクの法令に従ってかかる疑いを報告する義務を負う。